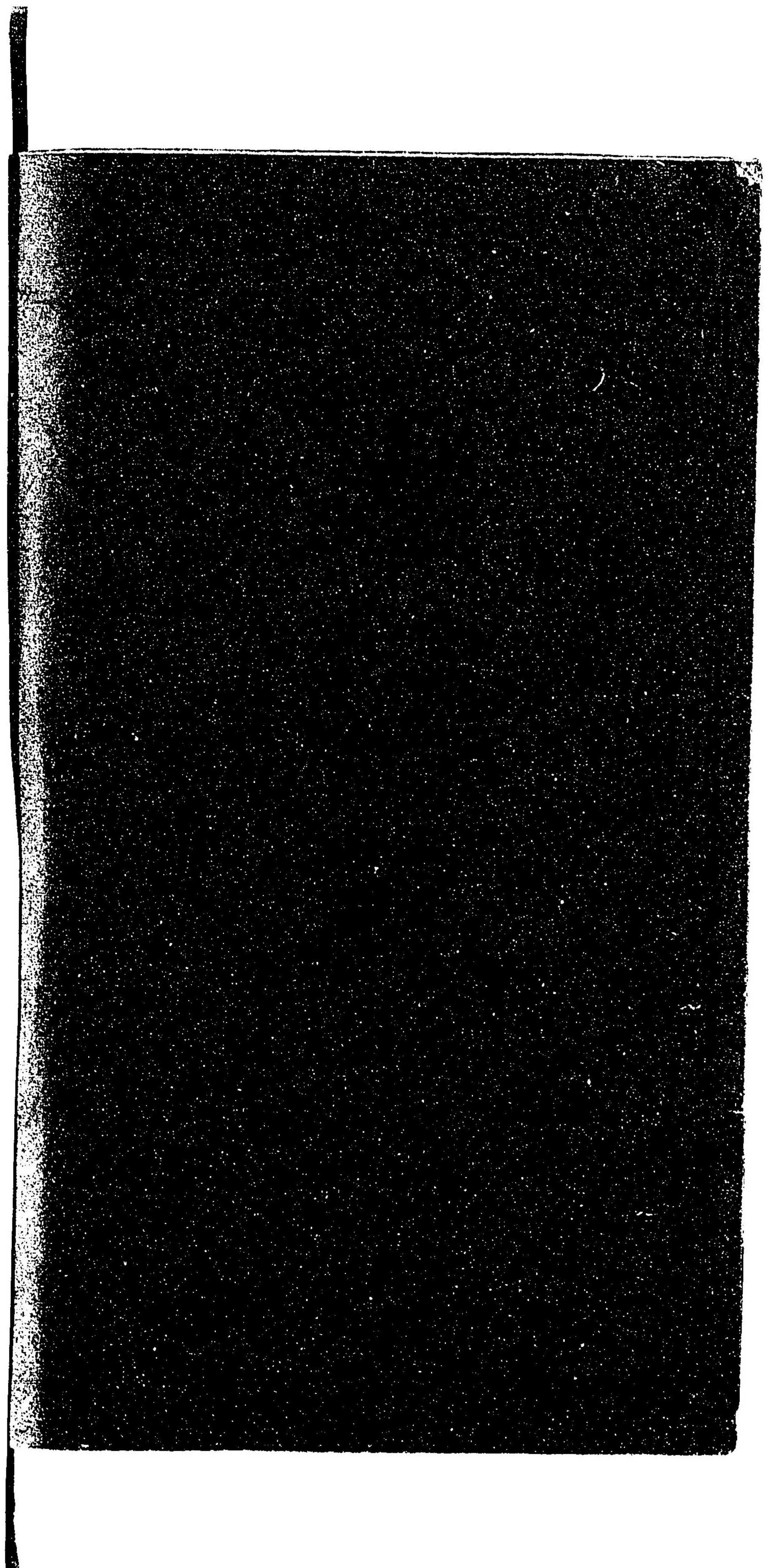


會津史

卷三

110
29

館書圖京東				
二		一		
九		〇		
冊	號	架	函	類



會津史目次

卷三

第四編 蒲生氏

第一章 氏郷の先代

第二章 氏郷前記(少壯時代)

第三章 氏郷正記(入城時代)

第四章 氏郷の言行

第五章 秀行の移封

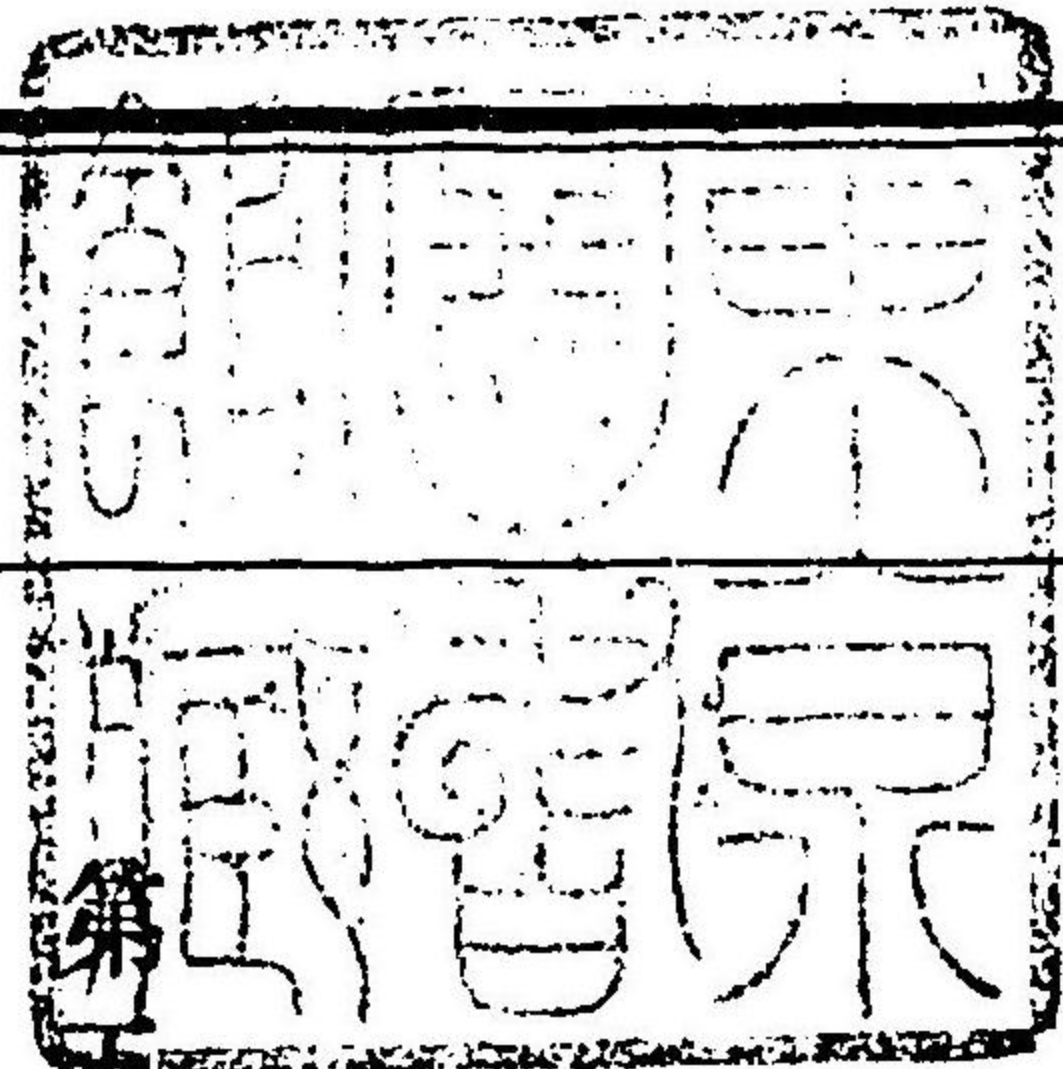
第五編 上杉氏

第一章 景勝の先代

第二章 景勝前記(春日山時代)

第三章 景勝正記(入城時代)

第四章 景勝後記(米澤時代)



第五章 景勝言行

第六編 蒲生氏 後松平氏

第一章 秀行の再封

第二章 忠郷

會津史卷三目次終

會津史 卷三

耕雨 關場忠武 閱
相城 佐藤儀八 著

第四編 蒲生氏

第一章 氏郷の先代

藤原氏
始めて蒲生氏を稱す

智閑の武

蒲生氏は、藤原鎌足の末裔、鎮守府將軍秀郷より出つ、秀郷の次子を千晴と云ふ、其六世の後を雅俊と云ひ、陸奥より近江に徙り、蒲生郡を食み、始めて蒲生を氏とす、雅俊の子を俊賢一作雅賢と云ひ、源頼朝に仕ふ、俊賢七世の孫を秀朝と云ひ、建武年中、足利尊氏に屬して功あり、秀朝七世の孫を貞秀と云ひ、薙髮して智閑と號す、智閑文武の才あり、文龜三年、細川政元の族、澤藏軒、近江を畧して諸城を降し、時、智閑獨り屈せず、日野城に據る、澤藏軒進んで

高郷

定秀賢秀
六角氏を
援く

兵二万を以て之を圍み攻むれども、智閑堅く守りて抜けず、藏軒乃ち其汲道を斷ちしかば、城中漸く困しむ、是に於て、智閑圍人をして米を斗に盛り、馬脊に灌がしめ、以て馬を浴するの状をまねず、澤藏軒之を見て謂らく、水乏しからずと、乃ち圍を解て去る、智閑之を尾撃して破れり、
智閑の長子秀行、將軍足利義輝に仕へ、次子高郷、六角義賢近江の守護に仕ふ、然るに秀行夭し、其子秀純猶幼なり、是に於て、高郷其嗣とならんと欲し、之を父智閑に請ふ、許されず、後智閑の没するや、高郷遂に秀純を滅ぼし、其邑を并せり、
高郷の子定秀、定秀の子賢秀、俱に六角氏に仕ふ、時に六角義賢の老臣後藤播磨の族、叛して義賢の子義弼を、觀音寺城に攻め、之を援く、是に於て、賢秀父の定秀と共に、義弼父子を援けて、觀音寺城を復せしかば、賊遂に降れり、

信長六角
氏を破る

賢秀信長
に降る

氏郷信長
に降る

永祿十一年、織田信長、京畿を平定せんと欲し、六角氏に使を遣はし、共に三好氏を伐たんことを約せしも、答へざるを以て、九月、大舉近江に入る、義賢乃ち兵を分つて諸城を守らしむ、信長急に進んで箕作城を攻む、賢秀時に觀音寺城にありしが、之を聞き赴き援はんと、義賢に請ふて聽かれず、憤惋して曰く、臣此に在るも益なし、故に臣が邑に歸り、敵を拒ぎて死するに如かず、と乃ち辭して日野に還り、守備を修む、信長終に箕作城を抜く、諸城亦風を望んで潰ゆ、義賢愕き懼れ、城を棄て、餘江城に走る、賢秀の妹夫、神戸具盛、信長に従ひ軍に在りしが、賢秀孤城に嬰りて死を期し、目前に名家の滅びんことを歎き、自ら日野の城中に入り、賢秀に説く、賢秀乃ち降り、其子氏郷を携へて信長に謁す、時に氏郷年甫めて十三、信長之を見て曰く、此子眼光物を射、常人に非ず、以て我が婿となすべし、と因て岐阜に質とせり、氏郷初め藤三郎と稱す、時

に信長彈正忠たり、因て忠の字を賜ひ忠三郎と改む、

第二章 氏郷前記(少壯時代)

氏郷武功を著はし、信長の女嬖となる

氏郷父と共に越前伊賀尾張に戦ふて功あり

光秀の反賢秀の留守に動かず

氏郷安土の將士等を迎へて

永祿十二年八月、氏郷、信長に従ひて伊勢を畧し、大河内氏を攻めしとき、挺身して進み、城に薄り、首級を獲たり、信長驚嘆し、乃ち女を以て氏郷に妻はし、日野に遣る、

元龜三年、氏郷父と共に越前を撃ち、伊賀を攻め、共に武名をあらはせり、次て天正二年、信長の將、柴田勝家に屬し、尾張長島の賊を伐つて功あり、

同十年六月、信長、其臣明智光秀の弑する所となりしかば、諸將多くは光秀の勢威甚だ盛なるに恐怖し、未だ敢て抗するものなし、時に賢秀、信長の本城安土に留守せしが、信長の夫人及び諸將士、皆城を棄て日野城に入らんと欲し、之を賢秀に諮る、賢秀聽かず、

日野城に據る

因て諸將士密に日野より氏郷を招く、氏郷乃ち兵五百を率ゑ、輿五十、鞍馬百、駄馬二百を従へ、之を迎へて日野城に入りぬ、時に光秀、賢秀父子を招き、約するに、近江の半を以て予へんとす、氏郷使者を斥け、益守備を嚴にして俟つ、光秀怒り、將に兵を遣はして之を伐たんとす、會羽柴秀吉、中國より兵を引て、攝津の山崎に至り、光秀と戦ひ、之を誅せり、是に於て、秀吉、氏郷の功を賞し、五千石を加増す、

同十一年、秀吉、柴田勝家と隙を生じ、兵を構ふるや、信長の宿將舊臣、各屬する所あり、秀吉勝家並に使者を遣はして賢秀父子を招く、父子意を決して秀吉に附く、秀吉大に喜び、氏郷の妹を迎へて夫人となせり、之を後に三條殿と云へり、勝家滅ぶるに及び、秀吉其功を賞し、氏郷に伊勢の龜山城を賜ふ、氏郷龜山は元叔母の妹、夫關盛信が累代領する所にして、忽ち之を失ふことを哀れみ、右

兵衛佐一政盛信の子に返し賜はらんことを請ふ、秀吉之を許しぬ、此年氏郷叙爵して従五位下飛騨守となる、

氏郷織田氏を攻めて功あり

氏郷松島なる城主と

同十二年四月、賢秀卒す、是歳、秀吉、織田信雄信長の庶子と隙を生じ、兵を構ふ、氏郷、秀吉の爲めに嶺城を攻めて、之を抜き、次で數城を陥れ、武勇諸軍に冠たり、其功を以て、伊勢の松島十二万石に封ぜられ、關一政、田丸中務少輔具直、澤源六等、皆部下に屬せり、時に秀吉、中原を略定し、威名日に盛なり、朝廷之に關白を授く、氏郷も亦従四位下侍從に拜す、

巖石城の戦

同十五年、秀吉、島津氏を伐つや、秋月氏の將、熊井越中、巖石城に據り、島津氏の爲めに固守せり、其城絶嶮にして、猝かに抜き難し、之を以て、秀吉、氏郷及び前田利長を留めて、之に當らしめ、而して自ら兵を進めんと欲しぬ、氏郷茲に留まりて、戰地に向ふと能はざるを憂ひ、且此城を抜かざれば、九州の將士を風靡し、難きを以て、

先づ之を抜かんとを請ふ、秀吉曰く、城嶮にして之を攻めんも、徒らに兵を損せんのみ、と氏郷固く請ふ、秀吉乃ち之を許して曰く、克たざれば汝に死を賜ふと、氏郷喜びて曰く、若し軍利あらざれば、即ち戰死せんのみ、何ぞ死を賜ふを俟たんや、と利長と共に兵を進め、躬自ら城面に當り、柵を破つて先登す、從ふものは蒲生源左衛門成郷、寺村半左衛門尉、名古屋山三郎、神田清右衛門、蒲生四郎兵衛、安郷高木助六郎等なり、秀吉、杉原山に陣し、聲援をなして之を望見し、氏郷が縦横奮進、身自ら勁敵に當るの勇を賞し、戰袍を脱し、之を使者に齎らして、氏郷に與ふ、氏郷感奮疾く攻む、偶大風起るを以て、火を縦ちて、城を焚く、城即ち下りぬ、初め秀吉、九州を平定せんと欲するや、先づ仙石秀久、長曾我部信親を遣はし、自ら軍を率ゐて至る迄、相持して敵と鋒を交へざらん事を諭し、が秀久等、敵の益進軍せると聞き、勇氣勃發、遂に島津氏の大兵と戦ひ

て利を失ひ、信親之に死す、秀吉之を聞き、我兵氣を損せるを怒り、秀久の領讚岐數萬石を没收し、信親は戰死せしを以て其罪を論ぜざりき、是に於て秀吉自ら兵を率ゐて九州に至り其巖石城を攻るや、若し之を抜くに時日を費し、兵を損せば再び兵氣を沮喪せん事を恐れ、即ち氏郷等を留めて、直ちに島津氏を撃たんとせしなり、而して氏郷固く請ふて之を抜かん事を誓ひ、若し能はざらんか、秀久の轍を踏ざるを得ざるや、論をまたず、當時、霸主の威烈は、一撃一笑、忽ち雷霆、忽ち晴天、氏郷之を知り、而して自ら乞ふて、其難節に當り、遂に功を成せり、猛將と云はざる可らず、次で秀吉、薩摩に向ひ、遂に島津氏を降しぬ、

氏郷松坂城主とな

氏郷北條氏を攻む

明年四月、氏郷功を以て正四位下左近衛權少將に進み、伊勢の松坂城を築て之に遷れり、同十八年三月、秀吉の北條氏政を征するや、氏郷、蜂須賀阿波、福島

正則等と先鋒となり、葦山城を攻む、城將北條氏規よく拒く、氏郷の臣、蒲生郷可、矢石砲丸を冒して挺進し、丸左目に中つ、郷可屈せず、指を以て丸を抉出し、益奮戰して、外郭を拔けり、已にして秀吉、氏郷を召還して、小田原を攻めしむ、七月二日、城兵夜出て、氏郷の陣營を襲ふ、氏郷甲を擐かず、單騎槍を提げて之を拒き、直ちに繞りて敵背に出つ、蒲生郷成、町野左近、田丸中務少輔具直等、亦激闘奮戰、撃つて城兵を破り、將に敵將廣澤秀信を獲んとす、秀信乃ち倉皇城に入り、固く門を鎖して出せず、此戰に、氏郷の長槍、恰も籐の如くとなれり、此時捕虜を鞠して、城中食乏しきを知る、幾はくもなくして、北條氏降れり、次で秀吉、陸奥に入り、氏郷其先鋒となり、進んで大森に至る、秀吉遂に會津に入りぬ、是に於て、關東陸羽悉く定まれり、秀吉一將を撰んで、奥羽を鎮せしめんと欲し、諸將に命じて、意の屬する所を指名せしむ、諸將乃

秀吉奥羽を定め其鎮將を撰ぶ

氏郷會津を賜ひ奥羽を鎮す

ち名を書して進む秀吉之を見るに皆吾意と異なり笑ふて曰く、我今にして後余の天下を得しは由あるを知る、卿等撰ふ所のもの皆其人にあらず、方面の寄則ち氏郷に非れば可ならず、と乃ち會津、仙道四十万石を氏郷に賜ひ、之を誡めて曰く、奥民等動もすれば、反覆常なし、若し東邊事あらば、會津は重鎮なり、卿檄を政宗に移して善く之を制せよ、と岩瀬を田丸中務少輔具直に、白川を關右兵衛佐一政に、葛西、大崎を木村秀俊に賜ひ、以て氏郷に屬し、指揮を受けしめぬ、田丸と關の兩氏は、氏郷の姻家にして、木村氏は氏郷を父とし親しみ敬ひ、氏郷は之れを子とし愛せるものなり、

既にして氏郷命を拜し、出で、舎に就き、悄然柱に倚り、流涕久し、其臣山崎某、怪み問ふて曰く、君には殿下の撰拔により、方に大封を受け、欣賀すべきに、却て憂色あるは何ぞや、と氏郷私に曰く、否

氏郷遠境に封せられて泣く

々我を封ずるに畿内を以てせば、國小なり、雖も緩急事に及び、功名立るに成らん、今は乃ち遠境に棄られ、我志の遂ぐる能はざるを悲しむ、と氏郷固より豊臣氏の恩を忘るゝ者にあらず、雖も又一の機を得ば、天下を經緯し、人事を織綜し、以て扶桑影裡に、雄飛するの大望なからざらんや、而して彼れ、東北の地を厭ひ、近畿を希ふ所以は、曾て信長に従ひて其薰陶を受け、兵畧の奥秘を傳へられ、信長が尾張より起り、能く京師を握りて、天下に號令せしを知り、之を學ばんと欲せしならん乎、而して彼れ、東北の地勢形勝、士氣強勇、以て天下を謀るに足るを知らざりし乎、頼朝、義經等、源氏の諸將、及び其他の武將、望みを東北に屬せるもの、亦少からざりしにあらずや、

第三章 氏郷正記(入城時代)

政宗の不
平

天正十八年八月、氏郷、奥羽の鎮護として封を、會津に受け、來て黒川城に入り、士を賞し、民を撫し、威風甚だ盛なり、獨り政宗、侵地を失ひ、居常快々たり、偶大崎なる木村秀俊、苛政を施し、庶民憤怒せり、初め秀俊、寒微より起り、遽かに大封を領せるを以て、臣屬寡し、故に多く浮浪の徒を募りて之を祿せり、浮浪の徒、素より無賴、婦女を掠め、財を奪ひ、亡狀甚し、秀俊之を制せんとはせず、已れも亦暴横專權を極めぬ、是に於て、領内の民、之を恨めり、政宗陰かに之等を教唆して亂を作さしむ、

大崎の亂

同年十月、大崎の土兵、競ひ起り、木村氏の城邑を襲ふて、之を奪ふ、秀俊走りて佐沼城を保つ、諸寇亦來り圍む、秀俊使を會津に馳せて援を乞ふ、氏郷之を聞き、即日使を遣はして變を京師に告げ、俄かに士卒を催し、又政宗に檄を移して師を會さしむ、十一月五日、

政宗の陰
謀

自ら步騎六千を率ゐて、將に會津を發せんとす、天方に大雪、將士其發途を延ばさんことを勸む、氏郷曰く、關白我に命じて木村父子の如く相視るべしと云へり、今木村をして賊の爲に死せしむれば、我何の面目あつて天下に立んや、と乃ち單衣鎧を着く、諸軍亦皆輕裝して發す、政宗兵一万五千を率ゐ、飯坂城に屯して之を迎ふ、氏郷の全軍已に信夫に達せしとき、先鋒の將使者を馳せ、氏郷に告げて曰く、政宗進軍するの意なし、必ず謀叛の心あらん、宜しく數日舍次して其動靜を察すべし、と氏郷之を聞き、大に怒りて曰く、彼れ反すれば則ち戦はん、且彼の反心ある已に會津に在て之を聞けり、と明日、自ら軍を進めて政宗を促す、政宗意沮して遂に發す、氏郷其後に繼ぐ、

氏郷毒殺
を免かる

同十六日、大崎に至り、氏郷は松森に、政宗は吉岡に陣す、政宗、氏郷を招きて、賊を伐つの軍畧を議す、議畢て氏郷將に歸らんとせし

とき、政宗之を留めて娶す、實は之を鳩殺せんと欲するなり、已にして坐定まる時に、氏郷の臣蒲生源、右衛門侍して座隅にあり、膳出づるに及び、起て政宗の配膳を取て、氏郷の前に居る、氏郷の配膳を政宗の前に進め、且言て曰く、凡て軍門の會配膳を更ふるは、嫌疑を避けんが爲めなり、故を以て、今之を爲すのみ、請ふ、臣が愚以て禮を亂せりと爲す勿れど、政宗之を視、猝かに疾發ると稱し、起て出でず、又遂に軍を止めて從はず、伊達藩祖實祿此事なし、唯氏郷疑見ずとあり、

名生城陥る

同十九日、氏郷進んで賊の據る所の名生城を攻む、政宗追躡して氏郷を襲はんとす、其備あるを視、即ち止む、氏郷麾下の兵を進めて一鼓にして名生を抜く、斬首五百八十級、乃ち兵を收めて城に入りぬ、

政宗の反露はる

政宗の臣、須田伯耆、其主と和せず、怨を含むと久し、遂に氏郷に來

亂賊解散
京師の援軍

り告げて曰く、大崎の亂は、政宗の煽動する所なり、先きに佐々成政、肥後を賜ひ、苛政を布きて民怨を致し、其罪を以て國除かれたるとあり、今大崎の地、政宗常に之を得んと欲し、士民を煽り、國內を騷擾せしめ、木村氏をして罪を得、領地を失はしめ、而して若し他人を以て茲に封ぜらるれば、復如斯くして亂を作さしむると數次、遂には太閤封を擧げて政宗に與へん、是即ち坐して大封を得る、政宗が權謀なり、と氏郷亦政宗が賊に通ずるの書を得て益疑ひ、守備を嚴にす、政宗亦間道より軍を引き、虛に乗じて會津を襲はんと欲せしが、氏郷の返撃を慮り、未だ果さず、此時佐沼城を圍む所の賊、名生已に陥れりと聞き、風を望んで潰散せり、同廿三日、木村父子遂に城を出で、名生に到る、已にして秀吉警報を得、其甥秀次を遣はして之を討せしめ、石田三成をして徳川氏に師を會さしむ、而して氏郷亂を定めしと聞き、皆途より還れり、

政宗氏郷に質を送る

是より先き、氏郷使を遣して政宗の叛心あるを秀吉に報ぜり、偶
 淺野長政東國を巡察し了り、歸途駿府に於て其報を聞き、東に馳
 せて二本松に至る、時に政宗京師の大軍至ると聞き、怖れて自ら
 長政の許に詣り、他なきを陳謝す、長政乃ち政宗をして伊達成實
 片倉景綱を質とし、氏郷に納れしむ、十二月二十八日、政宗二臣を
 出して氏郷に送つて質とせり、初め政宗唯景綱のみを質とし、成
 實を送らず、氏郷其約に負くを以て、之に言はしめて曰く、長政曾
 て二臣を以て質とするを約す、而して公約に背くは何ぞや、公實
 に叛するの意なくば質を送らざるも亦可ならん、今質を出して
 其の約に違ひ一人を送るは如何余之れを匡す能はずんば、人皆
 謂はん、氏郷怖れて黙許すと、余此譏をうけ、何の面目有て人に向
 はんや、と景綱を返して遣りき、是に於て、政宗已を得ず、二人を遣
 はず、氏郷に質たる者四家合考には成實景綱とすれども氏郷記并軍記には成實
 成の字重に作るは國分盛重となす伊達成實記には伊達上野政が成實云々

秀吉政宗の反を責む

我等二人参どありて成實と政景の如し

天正十九年正月元日、氏郷二本松に至り長政を見、共に西上を約
 し、廿一日、會津に歸れり、廿七日、京師に赴き、二月、秀吉に面して政
 宗の反狀を具申す、秀吉之を聞き大に怒り、使を馳せて政宗を召
 す、政宗乃ち京師に至り、計を以て之を陳謝し、其罪を脱す、秀吉亦
 置いて問はず、而して政宗の領地、長井、信夫、伊達、刈田、柴田等を削り
 て、葛西、大崎を與へ、其没收の地を氏郷に與へて武功を賞し、秀俊
 父子は放逐せられたり、六月十七日、氏郷會津に歸れり、

南部の亂

次て、南部信直の族、九戸政實叛し、糖部城に據る、土兵起つて之に
 應ぜり、信直之を平ぐ能はず、使を京師に馳せて援を請ふ、秀吉甥
 秀次を以て大將とし、堀尾吉晴を副とし、淺野長政、石田三成を監
 軍とし、徳川家康、及び氏郷に命じて師を會さしむ、
 七月廿七日、氏郷三万騎を率ゐて會津を發し、先鋒として行々三

氏郷與羽を鎮定す

城を抜き、進んで糖部城を圍む。遂に諸將と議し、持久の計をなす。賊窮蹙して降る。秀次之を斬て以て徇ふ。餘黨悉く平げり。時に秀吉親ら將として佐和山に至りしが、捷報を聞き、命じて軍を班さしむ。氏郷留りて旁郡を巡し、反側を綏撫せり。是より奥羽、氏郷の畧に服し、復畔かず。政宗の謀反の志あると、四家合考及び浦生家記等詳細に反は無實にして、會津の疑感にかゝるとならず、然れども、政宗の如き英傑の心事を察するに決して會津を失ふて東北の一隅に僻在し、自ら屈するものに非ず、故に機を得て志を伸べんと例の慣手段なる離間主義を用ひて、敵の隙に乗せんとせしむ。信ずるに足れり然るに、遂に志を得ずして、東北に屈伏せしむるは、當時亦英將豪傑の輩出し、即ち秀吉の智、家康の徳、加ふるに氏郷、長勝の勇を以て、西上の道を塞ぎ、一寸の乗ずべきものなきが爲なり、更に一轉して、羅馬に使を遣はしたるが如き、當時政宗の進取有爲の氣象、察するに餘りあり。

氏郷臣下の功を論す

同年十月十三日、氏郷南部より歸り、大に臣下の功を論ず。即ち四本松を蒲生忠右衛門に、白川を關一政に、三春を田丸具直に、二本松を町野繁仍に、米澤を蒲生郷安に、益岡を蒲生郷成に、中山を蒲生郷可に、田島を北川平左衛門に、久川を蒲生忠左衛門に、猪苗代

氏郷朝鮮の役に氣を吐く

を町野左近に、津川を北川土佐に賜ひ、其餘賞與差あり。氏郷特に郷安に命じて、政務を掌らしめ、繁仍をして之を助けしめたり。十二月廿八日、氏郷從三位參議に拜せり。文祿元年、朝鮮の役、氏郷名古屋の行營に従ふ。秀吉其外征意の如くならざるを以て、諸將と合議す。氏郷曰く、之れ易々たる事業のみ。若し朝鮮を以て臣に賜ふて、其進取に任せば、自ら朝鮮に往きて、直に之を席卷せん、則ち殿下復諸軍を煩はさず。と秀吉懌ばず。是より氏郷を忌む、偶々石田三成間に乘じて、秀吉に説て曰く、當今天下安く、患ふるに足るべきものなし。唯獨り會津參議、英才武畧世を蓋ふ。臣向きに奥に入り、其兵を指揮するを見しに、大に殿下に類し。部下には勇將猛卒輩出せり。然るに今之を重鎮に任ず、之れ虎を深山に放ちたるが如し。願はくは殿下之を慮れ。と秀吉益忌憚し、密に三成と謀り、之を除かんと欲せり。一日、氏郷瀨田掃

氏郷の心事

部が茶席に列し、俄に血を吐くこと夥しく、遂に疾を得て、國に就けり。時に文祿二年の春なり、抑々、氏郷は豪放にして、率直の人なり、謂はんと欲する所は之を言ひ、爲さんと欲する所は之を行ふ、而して政宗の如く、陰險人を愚弄すること、をなさず、三成の如き、笑中、劔を、含む、の、人、に、あ、ら、ざ、る、な、り、六、十、餘、州、今、や、無、事、泰、平、既、に、爲、す、こ、と、な、き、を、知、り、其、秀、吉、に、請、ふ、て、獨、り、鷄、林、の、風、雲、を、叱、咤、し、馬、を、長、白、山、頭、に、立、て、ん、ど、望、み、た、る、が、如、き、其、大、膽、其、大、志、秀、吉、を、瞳、若、せ、し、め、し、な、ら、ん、も、決、し、て、六、十、餘、州、を、攪、亂、し、て、豊、臣、氏、の、治、世、を、危、く、す、る、者、な、ら、ん、や、氏、郷、若、し、も、天、壽、を、得、ば、秀、頼、の、爲、に、力、を、盡、さ、ん、と、清、正、に、劣、ら、ざ、る、べ、し、秀、吉、に、し、て、此、明、察、な、き、惜、み、て、も、猶、餘、り、あ、り、と、謂、ふ、べ、し、

文祿元年六月より、小田山城を改築し、翌年六月に至りて成れり、之を鶴ヶ城と稱し、黒川市を改劃して、若松と稱せり、初め氏郷受

鶴ヶ城及
若松市

封以來、大崎の軍、九戸の戰等、寧日なかりしが、今や漸く四海靜穩なるを以て、内治に勤め、大に城地を増營せんと欲せり、時に落書あり、

黒かはを袴にたちてきてみれば、まぢのつまるは、ひだの狭さに、氏郷意を決し、曾根内匠等に命じ、甲州流の繩張を用ゐ、濶を深くし、堞壁を高くし、櫓、樓閣、馬出等を増營せり、殊に七重の天守閣は、本丸の中央に築き、巍然雲表に聳え、東を追手とし、西を搦手とし、甚だ宏壯を極めたり、又た城外四方に、高く土居を築き、濶を繞らして、外郭を造れり、郭内東西十六町二十間餘、南北十一町四十間餘、縦横に通路ありて、其道幅殊に廣し、郭の四方は十六門ありて、郭外に通ず、天寧寺町口、徒ノ町口、三日町口、六日町口、甲賀町口、手通馬場町口、大町口、桂林寺町口、融通寺町口、河原町口、花畑口、南町口、外讚岐口、熊野口、小田垣口、寶積寺口等是なり、此時まで士庶の

雜居せしを區別し、郭内には將士の邸宅を列ね、郭外には商賈職工軒を並べ、方一里有半の間、市井を改劃増設して、之を端整にせり、而して氏郷、幼時より朝夕見馴れたる、故國の山水忘れ難きにや、黒川の地名を、郷國蒲生郡若松の森より、とりて市を若松と改めたり、古昔の城郭は、天主閣なく、堞壁も高からず、濶濶も亦深からざりしが、織田信長、初めて明朝の城郭を模して、安土城を作りしより、諸侯之に倣ふて建築せり、故に氏郷亦安土城、及び廣島城等を模して城きしと云ふ、

氏郷薨去

同三年正月、氏郷疾を力めて京師に至る、十一月、秀吉其第に臨み病を視る、四年二月七日、遂に薨せり、時に年四十、京都紫野大徳寺中昌林院に葬る、昌林院殿高岩忠公大禪定門と謚せり、後分骨して若松興徳寺に葬れり、辭世あり、
限りあれば吹ねど花はちるものを心短き春の山風

興徳寺は、舊郭内にある巨刹にして、氏郷黒川城府改築のとき、郭内にあつた寺は皆郭外へ移し、獨り此寺のみは郭内の一隅にあきて遷さざりき、應永中、日本十刹の一に數へられしと云ふ、寺に氏郷の畫像に賛せしものあり、實に子秀行の需めに依りて京の南禪寺靈三が作る所なり、其文左に載す、

昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門畫像贊并序

高岩忠公者乃江州蒲生之氏郷公也、天正歲舍庚寅之秋、奉殿下、嚴命、始領會津、蓋以有智名、雄容爲邦國、重鎮同年之冬、有與州、姦賊俄蜂起、圍木村、伊勢守居城、十重猶如籠中鳥、羽檄至於是不移、時日進發會津、斯時大雪、群馬不前、數百里程、敷暖席于雪上、度馬、雖云賊徒備甲兵、遮路、公之士衆一而無貳心、誓十死一生、而銳卒之先鋒難敵、故賊徒迴避、由是得其徑道、竊過彼、至葛西大崎、若決洪河、漑爛火、誅罰凶徒數千、竟密定五十四郡、往昔裴晉公、淮西大雪、夜入蔡、擒賊將吳元濟、公之兵略暗合裴氏者、乎本朝義光、天喜中滅關東、賊虜安倍貞任、抑亦鎮守府將軍利仁、大雪擒武野二州、凶徒却立、公之下風者、乎世壽四十而逝、矣惜乎千里之驥、半途而一蹶、矣厥克家子、番其像、需讚詞、講侍予、左右好、不克辭、書旂、讚曰、任參議、官入八座、列昔承田原藤太孫、後爲伊陽松坂牧家、老不墜、年華初冠、文彩弓裘、國士無双、燕巖

清香兵衛將吾官軍千乘萬騎征東勝似假李勣于高麗拔彼賊壘十死一生追
 北如同擒元濟于蔡雪遠望土峰一田旬頃所費重賞下必有勇夫管領與州五十四
 郡可惜談笑中竊置鳩毒或時半挺讀魯直詩石鼎煮茶或時微行至趙普第爐邊定
 策吃噉舌頭三千里群而不黨矜而不爭收取老名四十年剛有所施柔爲所設加之
 參金剛一喝於濟主宗師又是問寶鏡三昧於洞家分議明月清風銀山鐵壁喜看今
 孝乎惟孝三呼萬歲維嵩岳

慶長二歲在丁酉二月七日大祥忌辰

見南禪玄圃叟靈三印

因氏郷の死

氏郷の死因につき世或は辭世の詠歌を引證して毒殺に罹ると傳ふるものあり或は病死なりと論ずるものあり當時氏郷の病を診察して治術を施したる國手曲直瀬道三の筆記せし醫學天正記と云へる書に道三施治の患者は各其病を以て分類し病狀經過處方等を詳記せしが中に氏郷の病狀を記載して下血症となし此疾病一旦快氣に赴きしと雖とも五年目にて再發し終に不起の症に陥れりと云へり然れども一首の歌を以て毒死と斷

氏郷の男
女

ずべからず一紙の診察書を以て必ずしも病死なりと云ふべからず當時に成りたる氏郷の畫賛ありと雖ども之れ又撰者の疑惑の心を以て想像を寫したるものならんも未だ知るべからず然れども當時置毒の手段は上流の間に行はれ英雄の交際に施され而して三成の如き奸者ありて陰に天下の機變を制しつゝあるに氏郷人となり忠勇剛直豐臣氏に事あらん時には必らず正に與して死力を盡すべく或は其性の豪放なる慷慨其大志を言行に表はして憚ざる或は平素三成等を奸物視せしが如きは以て鳩毒の害に遇ひしにちかゝらんか後世皆其毒死を信じて之を憐み袖を霑はさるはなし

氏郷二男一女あり嫡男鶴千代二男秀光帶刀と稱す滿生君平の祖なり女は前田孫四郎利政に嫁せり時に鶴千代年甫めて十三なり二月九日秀吉鶴千代未だ幼少なりと雖ども家臣に老功のもの多きを

以て命して封を襲がしめ、名を藤三郎秀隆と命し、後秀行と改めしむ、親ら媒して、徳川家康の三女振姫を配し、飛騨守に任ず、而して秀行未だ年少なるを以て、東國の重鎮空しからんことを恐れ、政宗をして歸りて領國を鎮せしめ、淺野長政をして會津に下り、秀行に代りて庶政を監理せしめられたり、長政の古文書あり、(長吉は其初の名なり)

掟條々

- 一 當町鹽役しほの宿らうやくかうし役駒役此ほか諸座不可有之事
- 一 押うりおし買令停止事 一 國質所質かたく令停止事
- 一 於喧嘩者双方可加成敗但町人と奉公人喧嘩仕出は、糺明をとけ科により町人あひたすくへき事
- 一 當町に借屋之輩くせとを於仕出者其家主に其科をかくへからす家主曲事の時も借屋の者に其科有へからさる事
- 一 於自火は類火の者申分により其身一人可爲曲事於付火は當番の者くせと

にあことなふへき事

- 一 ぬれ買ぬすみくい以元錢可請之火事は双方可爲失墜付札を取失か事違ひとも元錢あひまきれすは加利辨可請之買物取失ふにあひては元錢一はい
 - 一 隠主より可返之事
 - 一 けんかくにやすき賣物於有之は兩隣とむかいの家主と三間へ相届是を買へし左は、ぬすみ物に共町人其科有間敷に盜人於引付者以本錢可請之事
 - 一 雖爲往還旅人いさゝか非分之儀不可有之宿はつき次第之事
 - 一 町のふれなかし一町より三人宛罷出一ヶ月切に可致沙汰事
 - 一 町奉行より申ふるゝ子細有之は月行事まで可申付之事
 - 一 申上子細これあらは奉行迄可申事
 - 一 奉行共下見町人え非分之者有之いちきそう可申上之事
- 以上

文祿四年七月廿一日

淺野彈正少弼

長吉 花押

蒲生四郎兵衛尉殿
 町野左近助殿
 玉井數馬助殿

氏郷の幼時

氏郷、幼時信長の許に養はれ、信長の諸將と、兵を談ずる毎に侍坐し、深更に至るも傾聴して倦まざりき、稻葉通朝之を見て歎じて曰く、蒲生氏の子凡ならず、後來必ず名を成さん。

氏郷の剛勇

氏郷一たび感奮すれば、能く其死を願みず、曾て熊の皮の棍を以て、馬標となせしが、之を三層金笠に替へんと欲す、然れども、許可を得ずして、猥りに之を改むべきに非ず、會東征あるに及び、之を秀吉に請ふ、秀吉曰く、是佐々成政の馬標なり、卿の武固より成政に愧づるなきも、余此役に於ける、卿が功を俟て之を許さん、と、氏郷奮激、殊功を著はさんと欲し、預め死を期し、畫師に命じて、己れの像を寫し、之を日野の佛寺、香花院に留めて進軍せり、小田原に至るに及び、果して功あり、秀吉即ち先の請を許したり。

氏郷の猛勇

秀吉嘗て徳川家康、毛利輝元、前田利家、蒲生氏郷、浮田秀家と會合せしことあり、時に秀吉曰く、蒲生氏に兵一万を附し、先君織田右府に兵五千を與へ、戦はしめば、諸公は何れに従ふや、と皆答へず、秀吉曰く、我は右府に付かん、如何となれば、胃付の首級五つを獲ば、必ず其中に蒲生氏の首あらん、然れども、右府は四千九百人の首斬らるども、討死せまじ、と以て氏郷の豪勇なるを知るべし。

氏郷の雅量

領内安達郡に黒塚と云へる古跡あり、或時隣國伊達政宗と、領地の界を争ひしに、政宗、黒塚は伊達の所領なりとて聽かず、其時、氏郷曲直を争はず、平兼盛の古歌に、

みちのくの安達が原の黒塚に鬼こもれりといふはまことかと詠みし事あり、安達郡は固より我領なれば、其黒塚も我に屬せるや明かなりと云ひければ、政宗も其争論を止めたりと云ふ、蒲生氏に名器の鏡あり、細川忠興、屢之を與へんとを請ふ、氏郷遂

氏郷名器を惜まざる

に辭しがたく、使を以て之を贈らんとしければ、左右諫めて曰く、細川氏の懇望とはいへ、相傳の名器、之を他人に與ふるは、甚た惜し、因て今之に似たるものを贈らば可ならん、と氏郷之を聞き、坐右の歌集を取りて、詠するを聞けば、

なき名そと人にはいひてやみなまし心のとはばいかに答へん
との古歌なり、忠興を給くとも、余が良心の間は、答へん様なし
とて、遂に其證を贈りしと云ふ、

氏郷士卒
を愛す

氏郷兵を用ふる嚴整にして、部曲を正し、賞罰を重んず、特に士を愛して、之と勞佚を同くせり、嘗て士卒を饗せしとき、手碗を以て、頭を裹み、自ら火を吹て湯を燂かせり、之を以て士卒咸之が用をなすを樂みとなす、故に兵の精勁なると、諸侯に冠たり、

氏郷會津に封せらるゝの後、曾て江戸を過ぐ、徳川家康迎へて之を饗す、因て謂て曰く、君と我と土壤相接す、自今交情益親密なる

氏郷舊主
を忘れず

べし、君今國に就く、何を以てか之に贖せん、氏郷曰く、僕新に大國を有ち、一も乏き所なし、向きに公の一士の取次をなす者を見るに、顔色黎黑にして、姿貌甚偉なり、彼士を以て惠まれば幸なり、家康曰く、彼は即甲斐の將板垣信形の奴曲淵吉兼と云ふものなり、信形の子罪ありて、信玄の爲に誅せらる、吉兼その仇を報せんと欲し、潜に信玄を圖る、其粗獷此の如し、今や老たり、安ぞ用ふるに足んや、氏郷曰く、公の愛惜亦想ふへし、僕唯其人を識て可なりと、召て之を見、信玄勝頼の軍事を語らしむ、

六角義賢の亡ぶるや、其子四郎秀吉に事へて二百石を食む、一日、氏郷、四郎と俱に、秀吉を伏見の城に見る、歸路、氏郷、四郎の爲めに佩刀を持して従へり、氏郷今は陸奥の一大侯伯、兒小姓と等しき二百石の舊君の爲めに、刀をとりて他の隸僕となるを厭はざるなり、己れの勢威を恃まず、禮を失はざる、高誼厚情賞すべし、況ん

や。當時、主僕其地位を顛倒せしと多き世に於てをや。

第五章 秀行の移封

秀行會津に入る
秀行の叙任

文祿四年七月十三日、秀行京師より會津に入りぬ。秀行幼時は京都南禪寺に在りて學問せりと云ふ。慶長元年、從四位下に叙し、侍從に任ぜられたり。

蒲生郷安罪を以て流さる

同三年二月、蒲生郷安、縦に故氏郷の寵臣、巨理八右衛門を殺し、かば、秀行怒り、郷安を誅せんとす。郷安、人となり智辯、石田三成と結び、威權を専らにし、政偏私する所多し。之れを以て、常に蒲生郷可、蒲生郷成等と隙ありき。郷安乃ち三成に圖り、罪なきを秀吉に訴ふ。秀行亦郷可等を以て、其罪狀を秀吉に告ぐ。然るに秀吉、其罪を宥めんとす。秀行可かずして死罪に處せんと請ふ。三成遂に郷安の爲に秀吉に説き、死罪を免して肥後に流しぬ。小西行長に預く後關ヶ原の役解

秀行の移封

安は、三成行長等に黨せしため、加藤清正に捕へられ、關ヶ原戰後に於て郷安父子共に割腹せり。
氏郷の墓ずるや、秀吉其夫人織田氏の容色美なるを聞き、密かに書を以て之を挑みしかば、夫人剃髮し、死を以て自から矢ふ。秀吉憚はざりき。郷安の事あるに及び、乃ち怒りを發して曰く、會津は重鎮、而して重臣等幼主を蔑如して權威を争ひ、黨派を結ひて互に相闘くと雖とも、秀行年少ふして、家事を治むると能はず。況んや大國をや、と乃ち其封を奪ひ、更に秀行を宇都宮に封し、十八万石或は十二万石なりとを食ましめ、此地に上杉景勝を封して百二十万石を與へり。

上杉氏受封

慶長三年三月、石田三成會津に下り、蒲生、上杉、更代に付、庶政を處理せり。後秀行關ヶ原の役起るに及び、功を以て再び會津に封せられ、六十万石を食む。當時の古文書あり、左の如し。

掟

一今度藤三郎殿國替に付て諸侍被罷上候砌或は駄賃手をつかへ或はてんま
 とどこほり此邊には足をやすめ申す折節地下人ども宿かりにたいしいわ
 れさるやかららふせきあらはれ明をとけしゆるいともにくせ事にここ
 のうへし又にもつ跳え置やから在之念を入ちそふいたすへき事
 一たひ人として地下人にたいし或は宿ちん不出或はをしうりをしかい其外
 いわれさるやから申かくる事あらはしたにて申こと不仕其所の奉行にそ
 せふ可申事

一今迄藤三郎殿かかえの領分さいく田地田畑少もつくり申候ものせんほ
 う衆めしつれ罷上ともからかたくちやうしのあいた自然めしつれられ候
 とて参候ものあらは其身の事は不及申ふるいくせ事たるへし又さいせん
 のみしんかたどこふし又はをんてんをんまいどかふし百姓めしつれられ
 候事ちやうし畢しよせん前前よりのほうこう人の外相上事可爲曲事者也
 慶長三年二月十六日

直江山城守 花押
 石田治部少輔 花押

第五編 上杉氏

第一章 景勝の先代

平良文
 鎌倉權五郎
 始めて長尾氏と稱す藤景長尾氏に養はる爲景家を擧ぐ
 景虎逐はる

上杉氏は、本長尾氏にして其先は平良文より出つ、良文の後十世を景政と云ふ、景政鎌倉に居り、鎌倉權五郎と稱し、源頼義に従ひ、勇を以て東國に著はる、大庭氏、梶原氏等は則ち其子孫なり、景政の後五世を景弘と云ひ、始めて長尾氏と稱す、景弘嗣絶え、上杉藤景を養ひ嗣となせり、藤景は本藤原氏、其曾祖父重房、鎌倉將軍宗尊親王に従ひ、丹波上杉邑を食む、因て氏となし、其子孫足利氏の外戚となれり、藤景より後十二世を爲景と云ふ、爲景永正年間、管領上杉顯定と戦ひ之に捷ち、遂に越後を徇へ、盡く之を下しぬ、長尾氏始めて大なり、天文十一年、爲景一向宗の賊と加賀に戦ふ、賊伴り降り、路に絆を

設て爲景を迎ふ、爲景之を知らず、遂に陥りて死しぬ、四男あり、長を晴景、次を景康、次を景房、季を景虎と云ふ、景虎幼より精悍にして、膽畧あり、爲景曾て之を忌み、僧どなさんと欲し、椽尾に逐ふ、景虎時に八歳、肯て僧事を學ばざりき、爲景の死するや、諸將意を景虎に屬せり、然るに長臣胎田常陸權を專にし、晴景の暗愚を利として之を立て、其諸弟を殺す、景虎年十三、獨り免れて乳母本莊慶秀が家に匿れぬ、慶秀は、上杉の世臣、宇佐美定行と謀り、心を盡くして之を保育せり、

景虎晴景に捷つ

景虎推されて國主となる

天文十三年、常陸等、景虎の處在を索むると甚だ嚴なり、景虎遂に椽尾城に據り、是より連年常陸等の兵と戦ひ、毎に勝利を得たり、全十六年、遂に進んで敵を伐つ、晴景窮蹙して自殺せり、天文二十一年、越後盡く定まれり、是に於て、諸將士、景虎を推して主どなさんと請ふ、景虎曰く、吾止むを得ずして、阿兄と兵を構へ、

景虎の叙任

謙信甲斐の信玄と戦ふ

豈其死を料らんや、故に吾越後に主どならんは、本意にあらず、今は國內安寧、別に主を擇んで可なり、吾は逃れて僧となり、以て吾志を明かにすべし、と遂に髪を剃て、謙信と號し、將に高野に赴かんとす、諸將士連署し、止まりて國を治めんとを固く請ふ、謙信曰く、君を置くは、其令を用おんが爲めなり、令を用おずんば、君なきも可なり、今より吾令する所、敢て或は違ふとなくば、肯て止らんと、乃ち諸將士と誓て入る、明日、令を出して、命を專にする所の長臣、十有六人を收め、死を林泉寺に賜ふ、諸將士股栗せざる者なし、五月、謙信從五位下に叙し、彈正少弼に任ず、天文二十二年二月、入京し、天顔を拜し、遂に將軍足利義輝に謁せり、同年十一月、村上義清の託を受け、自ら信州に入り、武田信玄と兵を交へ、連年解けず、其幾回の戦闘、互に深謀巧策に出で、變幻出沒鬼神の如し、其行兵の法、嚴肅を極め、實に後世の模範とする所な

謙信上杉氏を冒す

り。

永祿元年天文二十年八月とあり關東管領上杉憲政、小田原の北條氏康と戦ひ、敗走して越後に來り、謙信に依る、而して己れの姓氏を冒さしめ、其官號を授く、謙信之と父子となるを約し、厚く待遇せり、是より屢北條氏と戦ひ、關東を略しぬ、

謙信入京

永祿二年四年五月朔、謙信入京して天顔に咫尺し、酒及び劔を賜ふ、次に將軍足利義輝に謁し、諱を賜はり、輝虎と改め、從四位下に叙し、彈正大弼に任ず、

北條氏と和す

元龜元年、北條氏と和し、其季子北條三郎を養ひ、之を景虎と名けぬ、

武田氏と和す

天正元年正月、信玄、野田城を攻め、四月、病發して卒せり、謙信之を聞き、歎じて曰く、好敵手を失ふと、暗涙潸然、是より武田と和解せり、

謙信信長と拮抗す

天正二年七月、謙信、兵二萬に將として加賀、能登、越中を伐つ、向ふ所靡かざるなし、九月、月明に乘し、諸將士を能登、七尾の本營に會して宴を開き、以て秋夜の風光を賞せり、此時如何に英雄の心情を感動せしめけん、

霜滿軍營、秋氣清、數行過雁、月三更、越山井得能州景、遮莫家鄉思、

遠征、

月すめばなほ靜なり秋の海、

遂に三國を定め、進んで織田信長と衡を争ふ、

謙信の義膽勇氣

天正四年、諸將士、謙信に説て、甲斐の漸く振はざるに乘じ、之を討たんとす、謙信曰く、我、信玄と數十戰、猶取る能はず、今其死するに及び、弱子を侮り、困敗に乗じて之を取る、何を以てか天下に對へん、是より益織田氏に抗す、然れども、信長、陽に濫言以て之に下り、陰に其勇を怖れ、謀て之を滅さんとす、謙信亦之を知り、天正五

景勝謙信の
後を嗣ぐ

年、進んで越前に入り、織田氏の諸城を抜き、勢威甚た盛也。時に天漸く寒く、雪降るに會し、書を信長に贈つて、軍を班せり。其書に曰く、公屢畿内の兵と戦ひ、未だ北國武士の技倆を見ざるならん。請ふ、明年三月十五日を以て、領内の兵を帥みて、公と相見ん。公我を視ると、都人士の如くすること勿れと添るに、越後布二千端を以てせり。同六年三月、令を下して領内の兵を徵集す。其將に發せんとする前二日、疾作りて遂に春日山の本城に卒せり。時に年四十九、子なし。長臣直江兼續、本莊繁長等、諸將と共に謀て曰く、三郎景虎は、上杉氏の胤にあらず。若し三郎立たば、北條氏必ず北陸を併呑せん。故に近親を擇んで立つべし。と乃ち姪景勝を信州上田より迎ふ。景勝は謙信の姉夫、長尾政景の子なり。初め政景上田にあり、謀叛を以て殺されしが、謙信寛宏、其子を收めて政景の後を繼がしめき。是に於て、謙信の後を襲げり。

第二章 景勝前記(春日山時代)

景勝義兄
景虎と関

天正六年、景勝、上田より春日山に至り、内城に入る。時に、三郎景虎外城に在りしが、遂に二人相闘き、互に兵を構へ、景虎終に敗走す。是より先き、信長、謙信の死を聞き、大に喜び、諸將を遣はして加賀能登、越中を畧取せしむ。上杉氏、其内訌の爲め之を拒ぐの暇あらざりき。戸定城主、北莊丹波、變を聞き、馳せて景勝に説て曰く、兩郎君、宜しく各四州を分領し、共に信長を拒くべし。否らざれば、先公百戦して取る所のもの、皆敵の所有となるも知る可らず。豈惜む可きとならずや。と景勝聽かず。北莊、憤怒し、去つて景虎を助け、數景勝の兵を破る。景勝の母、上田に在りしが、之を聞き、肩輿城に來り、諸將士を召し、面たり之を勵ます。將士感激して力守せり。天正七年正月、景勝、夜、兵を潜めて、景虎の軍後を襲ひ、大に之を破りしかば、景虎遂に鮫尾に走りぬ。北條氏政、之を聞き、武田勝頼と

景勝景虎
に捷つ

織田氏越後を窺ふ

共に兵を出だして屢景勝の軍を破れり、景勝因て利を以て勝頼を啗はし、和して共に景虎を伐たんと請ふ、勝頼之を聽す、乃ち兵を合して景虎を攻む、景虎之を拒げども、終に勢窮して自殺し、北條氏の兵亦走れり、氏政之を聞きて大に怒り、勝頼と絶つ、次で織田信長、徳川氏と約し、勝頼と戦ふて之を天目山に滅ぼし、而して其將瀧川一益をして上野を畧さしめ、森長可をして信濃に據らしめ、柴田勝家をして越前を徇へしめ、佐々成政をして越中に入らしめ、佐久間盛政をして加賀を取らしめ、以て上杉氏を圖る、天正九年五月、一益兵を進めて越後に入る、景勝之を三國嶺に拒ぎて大に破る、次で自ら兵を率ゐて越中に入り、魚津を抜き、轉じて信濃に入り、森長可と戦ふ、六月、信長其臣明智光秀の爲めに弑する處となり、一益、長可、勝家等、皆西に走る、景勝益兵を進めて貝津城に入り、川中四郡を定めて國に歸り、而して佐渡を畧しぬ、

景勝織田氏と戦ひ信濃を定む

景勝新發田の服せざるを患ふ

景勝謙信の後を嗣ぎしより、三年にして景虎に捷ち、四境を定め、將士悉く伏せしが、獨り柴田、因幡、新發田越後に據り、心を會津に傾けて下らず、之を以て景勝背後顧みる所ありて、未だ征服を専らにすると能はず、

景勝秀吉好を通ず

天正十二年、織田氏の臣、羽柴秀吉、明智光秀を誅して京畿を定め、柴田勝家を亡ぼして加賀、能登を取り、使木村彌右衛門を景勝に遣し、好を通じて曰く、吾佐々成政を攻め、以て越中を取らんと欲す、願くは子救ふ勿れど、景勝曰く、吾素より成政と仇視す、然して越中本吾地なり、故に吾先づ之を取らんと欲す、と乃ち兵に將として越中に入り、十月、宮崎城を攻め、一鼓にして之を抜き、使者に謂て曰く、越後男子、武を用ふると此の如くなるを以て、吾越中を取らんと欲せば、即ち之を取る、何ぞ難きとか之あらん、然して今之を取らざるは、以て子に讓る所以なり、汝還て之を秀吉に報ぜよと、

秀吉越後
に入りに
結ぶ景勝

天正十三年四月、秀吉攻めて成政を降し、五月、石田三成、木村彌右衛門と、兵三十八人を率ゐて越後に入り、自ら使者と稱して、薄氷城に至り、城將須賀修理亮を見告るに、實を以てし、且曰く、景勝に面して事を計らんと欲すと、時に景勝は、柴田因幡が伯父刑部左衛門尉の據りたる、新潟城を攻めんとて、蒲原郡に向ひしが、秀吉越中に亂入すと聞て、戦亂の世の人心、先きに彼我好を結びしと雖ども、異約するも計り難しと想ひ、兵八千六百を率ゐて、越後越中の界なる糸魚川城に陣しぬ、薄氷城は、甚た近ければ、須賀乃ち兵を以て秀吉を守り、馳せて景勝に告げ、執へて之を殺さんと請ふ、景勝許さず、曰く、彼れ天下の大權を司るの身を以て、而して喰を喰えて敵國に入る、蓋し前約を待み、必ず言を食まれずと、信じたるを以てなり、然るに今之を殺すは、義にあらずと、即日、直江兼續、藤田能登、泉澤河内、安田筑前等十二騎と、兵六十餘人を率ゐて

景勝入京

新發田亡
佐渡莊内
を畧す

景勝入京

秀吉を見る、秀吉人を屏け、與に語ると、四時間、獨り兼續、三成と侍するを得、已にして秀吉辭して富山城に歸り、次で上洛せり、而して秀吉使を遣はし、厚く越後の君臣に贈り、其入朝を促したり、是歲、景勝、須田、安田、本莊等兵六千五百餘を遣はして、信濃の眞田昌幸を援け、徳川家康を破りて歸りき、

天正十四年五月廿七日、景勝、京師に入朝せり、秀吉大に悦び、同夜、景勝を其旅館に訪ふ、翌、景勝聚樂に至る、秀吉爲めに奏して正四位上に叙し、參議に任ず、兼續及び藤田能登、安田筑前等五人、亦叙爵せられぬ、七月、國に歸れり、是歲、赤谷、今泉、新潟等の諸城を抜き、遂に新發田を滅し、盡く越後を定め、十五年、佐渡及び莊内を定めぬ、

天正十七年、景勝入朝し、從三位に進み、中納言に遷る、兼續、四位侍從となり、藤田能登、泉澤河内、安田筑前の三臣も、亦從四位に叙せ

小田原征討

られ、其他叙爵せられしもの十一人に及べり、
天正十八年、秀吉、北條氏を伐つや、景勝、前田利家と東山道より進み、數十城を下しぬ、已にして北條氏亡ぶ、次で利家と共に陸奥出羽を徇へり、

朝鮮の役

文祿元年、朝鮮の役、秀吉に従ひて、肥前那古屋に陣す、同二年、兵に將として朝鮮に渡り、釜山に城き、八月に至りて歸れり、

景勝會津に移封

當時上杉氏の領する所、歳入三百萬石、秀吉心に景勝の武畧を畏れ、且謙信の時より久しく其國を訓へ、國人皆景勝を奉戴して心服せるを忌み、謀りて封を徙さんす、或時從容として問ふて曰く、卿の國、歳入幾何ありや、と景勝削られんとを恐れ、實を以て對へず、曰く、七八十萬石あるのみ、と秀吉伴り驚て曰く、何ぞ少なるや、と因て之を會津に移し、百二十萬石を食ましめ、兼續に米澤の地三十萬石を賜ふて、會津に隸せしめたり、

景勝會津に治す

第三章 景勝正記(入城時代)

慶長三年三月廿四日、景勝會津に入りて治せり、是歳、秀吉疾あり、其嗣子秀頼年甫めて六歳、乃ち景勝、徳川家康、前田利家、毛利輝元、浮田秀家等と並に大老となり、大坂に至り、秀頼を輔佐せり、尋で秀吉薨ず、時に家康威權獨り熾なりき、九月、景勝西上す、

石田三成直江兼續と密謀す

同四年、石田三成、家康の威權あるを忌み、之を除かんと欲し、直江兼續と謀り、景勝に勸めて兵を擧げ、東西挟み撃たんとす、景勝之を聽し、同八月、會津に歸れり、

神指城

同五年二月、景勝安田能元、岩井信能、大石綱元等をして仙道の諸城を修築す、景勝又若松の府城、山に近くして増劃に便ならざるを以て、他に要害の地を選び、府城を移さんと欲し、北田廣盛の古城、河沼郡北田に定めしが、後變更して會津郡神指ヶ原に城く、乃ち總奉行を兼續に命ず、二月十日、兼續、會津四郡、及び仙道、長井、刈

田、越後、佐渡、莊内等の役夫を起す、其數十二万、小國、但馬、甘糟備後、山田、喜右衛門、清水、權右衛門を小奉行となし、嶋倉、泰綱を割奉行となし、満願寺、仙右衛門を材木奉行となし、本丸は三月十八日より六月一日まで、二ノ丸は五月十日より六月一日までに、晝夜を分たず、速成を目的として經營し、其大躰なれり、此時、北會津郡石山、桂山等の峯々を掘り崩して、大石、土砂を運び、四方の山々より、巨材を伐採せり、此石山等の山より、神指まで、凡そ二里に近し、然るに當時の役夫、其間に並列し、土石を運ぶに皆手送りにせしと云ふ、今や此城趾、桑園、田圃の中、宏大なる土壘を存せるのみ、其田園中、番號を付せし、大石を掘り出すこと往々あり、

○本丸、東西一町四十間、南北二町五十間、壘の巾十間、高さ六間、四方に深き濠を繞らす、其巾廿三間、○二ノ丸、東西四町廿間、南北四町五十間、壘の巾十五間、高さ四間餘、四方濠あり、巾二十間、此等より濠を産す、土人之を景勝と云ふ、今は此濠多く埋まり、壘の高も大に減せり、
○神指原は、東湯川、西鶴沼川に挟まる所の沃野なり、或る説に、景勝の此地に城きたるは、家康の進んで會津に入ることあらば、此新城に勝ひ入れ、而して其東西の河水

家康景勝
を以て西
上せしむ

を漲溢し、城中に汎濫せしめて、歸路を絶ち、以て持久の計、家康を滅さんとせし爲なりと云ふ

同年三月、徳川家康、伊南、昭綱を遣はして、景勝を諭して西上せしむ、景勝、國內の治は甚た要務、且繁なるに、托して聽かず、四月、家康復僧承兌をして書を以て兼續を諭さしむ、兼續却て家康、秀吉の盟に背くの罪を數へて答へり、是より先家康、景勝の異謀あるは會津に隣れる諸侯の飛報及ひ、景勝の臣藤田信吉、若松を脱して西上し、其實を告るを以て之を知ると、雖も昭綱を使として會津に下し、又承兌をして兼續を諭さしめしも、是れ表面の措置に過ぎず、中心は夙に筆舌の能鎮定する所に非ざるを知り、且事變の發するを冀ひたるを以て、使者の未だ歸らざるに先ち陰に出兵の準備をなし、福島正則、細川忠興、加藤嘉明等に先鋒たるへしと内訓したり、時に都鄙至る處、流言浮説行はれ、天下騷然たり、當時は戦亂の餘勢、將士殺氣を帯び、空しく脾肉の肥ゆるを歎するの

際なれば、武人社會は目を會津に囑して、再び千軍万馬に驅馳せんと、疾くも刀槍を磨し、甲冑の塵を拂ふ者も多かりき、家康承兌等の答辭を得るに及て、遂に意を決して會津を征す即日書を發して會津接境の諸大名をして疆場の守備を嚴にし出兵の期を待たしめたり、

家康會津に向ふ

同年六月十二日、家康、水野和泉を護衛となし、大阪を發し、伏見城の留守を鳥居元忠等に命し、東海道を下り、七月朔、江戸に着き、其向ふ所を部署す、乃ち前田、堀、村上、溝口の諸氏は、津川口より、佐竹氏は仙道郡山口より、伊達氏は信夫口より、最上氏は米澤口より、四面進撃せしむ、廿一日自ら其子秀忠と諸侯伯を率ゐ、蒲生秀行を先鋒となし、江戸を發し、白河口に向へり、景勝報を聞き、乃ち將士數方を國の四邊に分遣して守らしむ、芋川正親、平林藏人を白河城に、小國但馬を横川城に、今井源左衛門を猪苗代城に、島津昔

政宗上杉氏を攻む

忠を長沼城に、本莊出羽を福島城に、別に岡左内、安田勘介等七人を瀨ノ上の柵に、甘糟景繼を白石城に、須田大炊、横田大學、大崎義隆、車丹波、金子美濃、大塔小太郎等を梁川城に、直江兼續、大關常陸等を最上口に遣はし、島倉泰綱、築地修理、猪狩玄蕃を軍監となして、二千餘人を之に附せり、其他、津川、八十里越、二本松、須賀川等へも、兵をおきて守らせたり、

是より先き、政宗、家康を大阪に見て曰く、景勝常に間を覗ひ、我領を侵掠せんと欲す、故に國に就き之が軍備をなさんと、家康之を戒めて曰く、國に歸る甚た可し、然れども、景勝は強敵なり、猥りに戰を交へて敗北せば、悔ゆども及ばざるに至らん、彼れ若し來り侵さば、則ち之を拒ぐ可し、我より決して兵を進む可からず、と政宗曰く、此時に乗じて、自ら敵地を取らざれば、安んぞ大家となるとを得ん、と家康晒ふて曰く、亦豪傑の本色を發せり、事平かば景

勝の領地を賞與せん、慎んで輕舉すると勿れ、と政宗乃ち國に歸りしが、敵の來襲を待つ能はず、伊達成實、片倉景綱を兵に將として、先づ白石城を侵さしむ、偶、城將甘糟景繼、會津に歸り、其弟某留守せしが、城中反者あるを以て城遂に陥る、

景勝最上
義光に説く

景勝の家康を拒がんとするや、東北の諸侯を説きて味方となさんと欲し、先づ使を最上山形の城主、最上義光兼頼より八世の孫に遣はし、會津に屬し、西征の先鋒たらんとを勧めぬ、是より先き、豊臣秀次、九ノ戸征討として最上に至りしとき、義光の女を納れ、携へて還りしが、後謀反の嫌疑を以て、秀吉の誅する所となり、義光の女亦殺されき、且當時、義光、秀次と謀を通ぜりと流言ありて、禍將に義光に及ばんとせしを、家康爲に其冤を秀吉に告げ、事解くるを得たりき、之を以て、義光常に豊臣氏を恨み、家康を徳として、之が報効をなさんと思へり、是に於て、景勝の使者至るに及び、之を斬り、

景勝最上
に二万兩
を贈る

石田三成
等兵を擧ぐ

會津を攻めんと欲す、長臣鮭延越前諫めて曰く、景勝雄武、將士亦精銳にして關東敵するものなし、彼れ今兵を擧ぐれば、諸侯中之に應ずるものあらん、然るに、其情狀を察せず、我寡兵を以て會津に入るは、甚た危道なり、故に佯り諾して、之を徳川氏に告げ、以て暫く其變を見るに如かず、若し景勝之を覺り、來り攻めなば、主客勢を異にし、敵を破る甚た易かるべし、と義光之に従ふ、景勝、義光の承諾せしと聞き大に喜び、金二万兩を賜れり、義光之を返さんと欲す、本城豊前説て曰く、之を受けざれば我情を知られん、故に今之を受け、彼をして我を信用せしめ、而して密に戰陣の準備をなすべし、と義光亦之に従ひ、其金を盡く家臣に分與し、畑屋上ノ山長谷堂の三城を扼守せり、

同年七月、家康進んで下野小山に至る、景勝も亦出で、岩瀬長沼に軍し、險を守りて以て待つ、然れども、景勝軍事に閑なるが如く、

日々遊獵等を事としければ、家康謀して之を知り、必ず背後に石田等の謀反あらんを覺る、時に果して三成、景勝に黨し、東西相應じて家康を伐たんと、秀頼の命を矯め、毛利、浮田、島津、小西の諸將と兵を率ゐて美濃に至るの報あり、八月、家康、其庶長子秀康の剛勇なるを以て、召して之に謂て曰く、我は之より西に返して、石田、浮田の輩を討たんと欲す、汝は此地に駐りて、景勝を抑へ、關東を鎮めよ、石田の軍は固より鳥合之を破るは易しと雖ども、景勝は累代の豪武、其臣下は彼の不識庵、謙信が訓練せし武士のみ、恐るゝいども、悔るべからず、此景勝を抑へて、我に後顧の患なからしむるものは、汝を捨て、誰そや、汝能く此任を全ふせば、我に従ふて西國の軍を破らんよりは、遙に優れる勳功なり、と大に之を勵まして、兵一万を以て、宇都宮に留まり、景勝に備へしめ、其他會津に境する所の諸侯に諭して、輕々しく交戦せざらしめ、自ら兵を引

きて西上せり、兼續、景勝に乞ひ兵を悉して之を追躡せん、とす、景勝許さず、秀康使を景勝に遣はし、戦を挑む、景勝答て曰く、余が先人軍を用ふるに、未だ嘗て人の危きに乗せしとなし、余亦敢て之と違ふなし、且公は年少にして我敵にあらず、故に内府の返るを待つて決戦せんのみ、若し糧仗に欠乏せられなば、當に相給すべし、と兵を收めて會津に歸れり、之れ實に最上氏の同盟伴なることを知り、且つ伊達政宗の虚に乗じて國内を衝かんとを患ひ、敢て軍を進めざりしなり、之れ或は三成等の西國の軍、勢威甚た盛なるを恃み、家康の破れて江戸に還へるを待ちたることもあらん、景勝、若しも政宗、秀康等の虚勢に屈せず、兼續の請を許し、家康を尾撃せしめ、已れば險に據つて北方を防がば、其家康を苦しめたるや大ならん、西國の軍亦益勢を得て、東西の勝敗未だ知るべからざるなり、而して初め家康、景勝の反を聞くや、否や、政宗をして

景勝最上氏を撃つ

國に就かしめ、而して自重以て大に勢威を示し、猥りに兵を交へて、一敗軍氣を沮喪せざらしめ、以て西に還へるの日、景勝が兵を悉して尾撃する能はざらしめたるは、實に家康の遠略なり。

兼續進軍

同年九月、景勝、最上氏の不義を憤り、兵四万一本二万に作る又を兼續に附し、最上義光を撃たしめ、是より先き、南部利直、本堂孫七郎、秋田實季、戸澤九郎十郎、六郷政乗、岩尾忠兵衛等、陸奥出羽の諸侯、義光と心を合し、其子義康と共に、兵二万五千を率ゐて山形より米澤に向はんとす、偶家康の書至り自ら西上するを告げ、且皆兵を收めて居城に歸り再命を待たしむ。

橋屋城合戦

同日九月、兼續、春日元忠、上泉泰綱、色部光長、杉原親憲を先鋒として米澤より進發せしめ、別に下吉忠をして兵二千を率ゐ、庄内より進軍せしむ、義光之れを聞き、二十五砦を設けて之れを待ち、援を伊達正宗に請ふ、政宗の母は、義光の妹なり、政宗兵二万を發して之を援ふ、十

兼續長谷堂城を攻む

一日、兼續、畑屋城を攻む、是より先き、義光、其城將江口道連を召し還へず、道連肯せずして曰く、君の臣をして城を守らしむる所以のものは、豈變に備ふるに非ざらんや、今難に臨みて城を棄てば、天下の笑とならんを如何せん、敵來らば即ち城を枕にして死なんのみ、と義光遽かに人を遣はし、強ひて道連を退かしむ、然れども遂に兼續の圍む所となる、道連乃ち決戦甚た力めしが、十二日、城遂に陥り、子小吉、侄忠作等と共に戦死せり、兼續首を獲ること三百五十餘級、之を若松に送りて湯川の河原に梟せり、次で兵を進め、連りに廿一砦を抜き、十六日、進んで長谷堂城を攻む、其夜、城將志村高治、伊豆と稱す、横尾勘解由等をして兵二百を以て、春日元忠の營を襲ひ、之を破れり、元忠大に怒り、明日疾く攻めしも利あらざりき、義光先づ鮭延越前をして長谷堂を援はしめ、次て子義康をして伊達氏の兵に將として赴かしめ、而して自から之に繼げ

上ノ山合戦

り、
 十七日、兼續、穗村造酒、川田立蕃、椎野孫七郎、上泉泰綱に兵五百を附して上ノ山城を攻めしむ。城主里見越後は軍監となりて山形に在り其子民部善く拒き、夜城を出て上杉の軍を撃つ。穗村、椎野、川田等之に死しぬ。泰綱返戦亦之に死す。十八日、兼續前日の敗績を嗔り、急に長谷堂城を攻む。長谷堂は志村高治の居城なり。是夜風雨に乘し出て山下の營を襲ふて之を破り首級百十五を獲たり。廿九日、使者會津より來り、關ヶ原の敗報を傳へ、且退軍の命を齎らす。兼續曰く、變を聞きて退くは怯なり、ど乃ち人を敵に遣はし、其故を告げしめ、且日衆を鼓して齊しく登り、其外城を陥る。十月朔日、味爽遂に營を焼き、兵を引て歸途に就けり。義光、高治と共に之を尾撃し、却て敗らる。義光猶屈せず、之を追ふ。兼續も亦留まり戦ふこと二十餘次、終に米澤に還れり。

兼續軍を班す

下吉忠敵に降る

四日、義光高治をして谷地城を圍み、下吉忠を招かしむ。先きに吉忠、莊内より進みて諸城を畧し、遂に深入して谷地及び寒河江を抜き、谷地城に據れり。是に於て、圍む所となりて降を勸む。聽かず。義光乃ち吉忠を山形に留めて其兵士を放還せしむ。吉忠城を出で佛寺に入る。

莊内合戦

莊内三郡は、嘗て義光、大寶寺光安を討つて自ら押領せし所なりしか。其後上杉氏の奪ふ所となれり。故に義光常に之を遺憾とせしか。兼續退き、上杉氏勢衰ふるを見、此機を失はず、己れの領に復さんと欲し、三男清水義成、大藏太輔、楯岡甲斐、里見越後、鮭延越前等兵五千を遣はし、酒田城を攻めしむ。守將志駄義秀、川村兵藏、之を聞き、兵を出して最上川に拒ぐ。然れども、衆寡敵せず、遂に敗れて城に入る。義成等進んで城を圍み、疾く攻む。城兵他に應援なく、力盡き、勢屈し、終に降れり。義光、志村高治をして之に留守せしめ、志駄

政宗白石川侯二城を陥る

政宗福島梁川に敗

川村を會津に送り返しぬ、

白石城は、郡刈田上杉封内諸城中に在りて東北最外の要衝たり故に景勝移封の初に於て城主を精選し甘糟景繼備後守を擧て政宗に備へしむ是より先政宗の國に就くや敵地進取の意勃々禁ずると能はず北目城郡名取に留て本城山岩手に歸り入らずして其機乗すへきを覘ふ景繼時に白川の師に會して城に在らず弟登坂勝乃等留守す是に於て政宗先つ白石城を攻んとす七月廿四日進て城の西北平山に陣し其將屋代景頼亘理忠景石川昭光山岡重長片倉景綱をして曉霧に乘し四面城に薄り外城を陥る上杉が將校豊野日向以下七十餘人之に死す翌日勝乃降を乞ふ是に於て白石城政宗に屬す政宗又櫻田元親をして川俣城を郡伊達攻めて之を陥る後上杉氏の爲に陥らる、
是月政宗亦自ら進んで福島城を抜かんと欲し先つ梁川を攻め

岡左内政宗と闘ふ

る

んと聲言し兵二万を率ゐて國見嶺を越え信夫に抵り一軍を分つて梁川に備へ十月六日陰かに福島に向ふ城將本莊繁長敵梁川に向ふと聞き岡左内安田勘介等をして梁川を援はしむ左内等乃ち之に赴く偶敵の數十騎と逢隈河畔に遇ふ此時互に兵少なしと雖とも忽ち戦端を開き突撃格闘皆殊死して戦ふ故に隊伍各入り亂れ主従引き離れ各自獨立相救ふ能はず安田等遂に敵の圍む所となりて討死す左内亦右を衝き左を斬り縦横奮進河岸に至れば物の具美なる敵將一騎泰然自若として此の激戦を見つゝ控ふるを見之れ屈竟の好敵なりと挑み戦ふ暫くして敵二三騎漸く馳せ來りて之を遮り援はんとせしかば左内が馬驚き逸す敵將乃ち大喝一聲臂を伸ばして左内が背を斬る然れども戦袍毀裂せしのみにて其身に及はず已にして戦も亦止みぬ其一將は即ち政宗なりき左内後に之を聞き戦袍の裂けたる

所を金絲にて縫はしめ、人に誇示して曰く、之れ名將の手跡なり。政宗進んで福島城に迫る、繁長密かに城兵を後門より出し、政宗の軍後を襲ふ、政宗愕き兵を收めて退く、梁川城將須田長義亦敵を撃つて走らせたり、伊達藩祖實祿には、左内戰袍を所られし事訛傳なりと云ふ其時伊達に莊子集人なるものあり、熊毛の戰袍を着、風姿大將の如し、敵之を政宗なりと思ひて、伊藤道二なるもの他の騎者を顧みず必ず大將と相捕たんと進み至るなりとあり、今之を取らず、是日政宗書を遣り福島の戦況を家康に報す、家康返書其戦功を賞し且明春を以て上杉を伐んとするを告げ命して岩手澤に歸らしむ、是より政宗復た兵を出さず、

景勝降る

同六年三月家康、已に三成等を亡ぼし、天下の政權を執りしかば、全國の諸侯、皆其威風に服せざるなし、景勝遂に孤立し、其能く抗すべからざるを知り、乃ち秀康に因て罪を謝す、家康之を許して其西上を促かす、

景勝移封

同年七月六日、景勝意を決し、伏見に至り、家康を見る、八月、遂に會

津仙道一百餘万石を削られ、米澤三十万石を與へらる、兼續亦罪を宥められ五万石を賜ふ、而して政宗先きの密命に違ふを以て、約を變へられ、陸奥十二郡、宇多郡九村を加封せられ、會津には蒲生秀行を宇都宮より移されぬ、

第四章 景勝後記(米澤時代)

大阪の役

景勝關ヶ原の敗報を聞き、遂に家康に拮抗する能はず、降を請ひ、米澤三十万石を賜はりて屈從せり、慶長十九年十一月、大坂の兵起り、徳川氏之を征するに當り、景勝、佐竹義宣と先鋒となり、同廿四日大坂に至り、鷓野に陣し、義宣今福に陣す、後共に進んで敵柵を破れり、而して景勝命じて再び柵を植ゑ、塹を大和川の南に設け、隊將鉄孫左衛門をして、銃手五百を以て之を守らしむ、將士之を見て竊かに言つて曰く、之れ已に戰場にあらず、何の用をか

す、と暫くして城兵大に出て戦を挑みしかば、義宣之を拒ぐ、利あらず、時に銃手一齊に射撃しければ、敵兵大に驚愕して卻く、已にして城兵七隊、鷓野に出づ、景勝の先鋒須田大炊、之と戦ひて未だ克つ能はず、後軍杉原常陸、安田上総、長尾權四郎進んで敵の三將を斬りぬ、家康鷓野の戦急なりと聞き、堀尾、丹羽の二氏をして景勝に代らしむ、景勝槍手三百を以て環陣を作り、自ら中に居り、椅に憑つて動かず、使者十餘輩來りて、教旨を傳ふ、皆入るを得ず、景勝聲を厲して曰く、吾戰場に在る間は、教旨ありと雖ども、一步も退く能はず、と兵を麾して益進み、遂に城兵を破る、須田亦先きの敗を愧ぢ、五騎と敵中に入りて血戦し、首級を得て返れり、次日、家康諸營を巡視し、上杉氏に至り親しく之を慰勞し、遂に功狀を杉原、長尾、安田、須田、鐵、嶋津等に賜ふ、杉原伏して謝して曰く、臣等何のかか之れ有らん、先寡君の家範猶存し、臣等之を奉じて以て進

景勝薨す

退するのみ、と退きて人に謂つて曰く、吾先君に従ひ、數武田氏と戦へり、今日の戦の如きは乃ち兒戲のみ、何ぞ功狀を戴くに足らんや、と元和元年五月、再び大坂の役起るや、景勝特命を以て京師に留守し、八幡に陣せり、九年三月、景勝病んで薨す、年六十九、

景勝の風采

第五章 景勝の言行

景勝は、資性豪邁、膽斗の如く、常に義父謙信の風采ありて、實に有爲の快男子なりき、當時政治の策源地、天下の堅城、全國の富豪を集めたる、大坂を控へ、堂々たる十數万の精兵を有し、勇將策士亦少からざる、西國諸州大侯伯の帥おし、大同盟軍を關ヶ原の激戦に、一敗地に塗れしめ、逃るを争ふものにあらざれば、降るに後れんを恐れ、一人として敗殘を鼓舞して、返撃再戦するの餘勇あるものなきまでに、大捷を得、一瞬、天下を願使するの偉物、徳川家康

景勝の大膽

景勝始めて笑ふ

景勝の軍法

を首として伊達、最上、堀等の諸侯を國の四面に引受け、縛々として餘裕あるを見るは、實に不識庵の義子、景勝にあらずして何ぞ大勢已に去り、孤立援なく、四面楚歌の歎あるに至りては、決然家康に従ひ、亦政宗の豊臣氏に於けるが如き、不平なく、又陰險の手段なく、一意治世に勤めたるは、之れ即ち其快男子たる所以なり、景勝自ら兵を帥ゐて戰に臨むや、前軍已に戰を交へ、矢丸雨下して本營に達するも、身は幕中に眠り、鼾聲雷の如くなりしと云ふ、景勝性嚴格、居常笑ひしとなし、嘗て殿中に飼ひたる猿、景勝が巾帽を被り、走りて樹に登り、頻りに叩頭せし時、始めて莞爾たり、彼が笑ひたるは、此一事の外あらざりき、

大阪の役、鶴野の戰終るや、家康父子、上杉の陣營を巡見せり、時に隊將一令するや、否、城に向つて數十の銃を打出したり、之れ上杉氏の故實作法、大將巡見の時の禮式なりと云ふ、已にして家康父

子至れば、景勝兼續を従へて之を迎ふ、家康喜び日々の戰陣の勞を謝す、景勝答て曰く、小童の喧嘩、何の勞か之あらん、と蓋し、鶴野の戰は、彼の謙信の兵法を繼きたる、景勝が精練の兵の一舉一動、他の諸侯の注目せし所ならん、も彼は此戰を以て、見戲に等しとせし所ならん、

第六編 蒲生氏

第一章 秀行の再封

秀行再封
會津に封
せらる

岡重政

秀行宇都宮に治せし時、上杉景勝會津に於て兵を起しければ、蒲生郷成の謀を以て、那須、太田原、蘆野等、那須七騎の質を取り、軍備をなしぬ、時に家康來り征するに會し、乃ち其先鋒となり、氏家に至る、偶三成亦兵を擧げ、家康西に還るに及び、秀康と共に居城宇都宮に留まり、以て景勝を拒けり、三成亡び、景勝降るに及び、其功を以て慶長六年九月二十六日、再び會津に移封せられ、六十万石を食む、

同十月一日、秀行會津に入り、二日、長臣岡重政、西境の固めとして、重政半兵衛と云ふ、今に若松に半兵衛町と云ふあり、之れは半兵衛か邸宅ありしより、町名となれるなり、其石高三万三千石、領所津川、燒山城より若松への往復、常に七十人の警衛を引率せりと、蒲原郡津川を知行せられて、之に赴き、關十兵衛、東北

の備へとして耶摩郡猪苗代を賜ふて之に至り、蒲生主計、南方の抑へとして會津郡田島を與へられて之に向へり、是より寛永の初年まで蒲生氏の世臣として政を執りしものは、岡重政、町野長門、稻田數馬、町野左近、福西吉左衛門、滿田出雲、町野主水、外池信濃、本山豊前、岡山奎允等なり、古文書あり左の如し、

條々

- 一 在る所より田島あらしめは、百姓の可爲曲事事
- 一 免相之儀の先年又檢地にて午未申酉四ヶ年の間の物成ひつきうあつみ可相究事
- 一 一年貢米持事一日かへりは飯米下行あるましくは遠路所は二日めを飯米
- 一 とまりに拂升米五合馬に壹升馬子共に宿賃は馬人壹文宛可有下行事
- 一 人足づかひは時不申及飯米可有下行遠路を被呼越は、路之賄宿賃も右定のとく下行あるへし但にを持し普請等仕時は中食可有下行事
- 一 所務之間付置代官并往來の使飯米算用あるへし百姓の仕出に成ましき事

- 一 口米石に付て三升たるへし數米筵付非分に取事可爲曲事事
- 一 糠藁は米成に應して可出事
- 一 入木入草先年より仕來在る所より一ヶ月の駄數飯米の下行先規のとく可然事
- 一 出作前よのとくたるへき事
- 一 夫錢夫米百姓に申付し事停止は但事により百姓と談合仕百姓合點の上は可爲各別事
- 一 山川の儀は先規のとくたるへき事
- 一 此置目給人相やふり非分之儀被申懸は、百姓目安を以郡奉行まで可申事
- 一 如此被入淨念被仰付し上は耕作に精を入へき儀肝要の事
- 一 失走の百姓於拘置は宿仕しもの可被成淨成敗は問得其意一夜の宿をも仕間敷事
- 一 何事にても申分在之儀は、郡奉行に付て申上へし下りてからからの沙汰を仕しあひにおよひは、理非不立入双方可被成淨成敗事
- 一 謀叛惡逆のくはたて仕者并山賊夜盜等之輩於在之は可告來可被成淨褒美事

一一さいの錢勝負かたく被成淨停止の事
右之條々不可相背者也仍如件

慶長七 二月十四日

岡半兵衛尉
玉井數馬助
町野左近助

たはこすひ候儀かたく御法度に候間たはこうりかひ同つくり候儀可令停止
候旨江戸御奉行衆より被仰出候條手前に有之たはこ來十五日以前にとく
くひきすてやき捨なしもし十五日過候てすひ候歟取あつかひ候は、可成御
成敗間可成其意者也

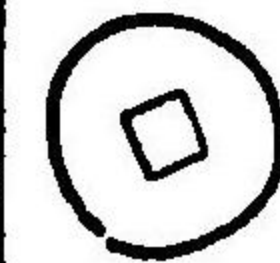
慶長廿年七月五日

稻田數馬

定

一大かけ、一かたなし、一われ錢、一ころ錢、一なまり錢、一新錢、一やけせん、
右代物之外は御藏へも納以間をらふへからす金子壹分に壹貫文之うりか
ひたるへし若彼七錢之外ををらふもの於在之者其人の面に火印をすへき
者也

火印のかた



辻すもう取候儀并あとり候事、かたく御ちやうし候もし違背之輩於有之は可
爲曲事者也

元和七六月十五日

本山豊前守
稻田數馬助

當町中火付はいくわい仕之由に候見付聞付次第於申上者たどひ同類たりと
いふとも其どかをゆるし御はうびとして此判金三枚可被下者也

寛永三年三月十二日

稻田數馬助
福西吉左衛門
外池信濃守

法度

會津御分領中もちさけ、たうふ、あめ、あこし米御停止被成候賣買之儀は不及申
に一切仕間敷候若かくし仕者於有之は可申上御はうひととして右仕者家財を
可被下候賣主は可被行殺害者也

寛永〇年九月朔日

本山豊前守
岡山左衛門允
福西吉右衛門
外池信濃守
稻田數馬助

石ヶ盛金山

同八年、會津郡石ヶ盛山より金鑛を發見し、年々採掘隆盛に赴き、諸國より坑夫商人等多く集り、家數千七百戸に至れりと云ふ、其後盛衰あれども寛文の頃迄は、猶五六十戸男女二百餘人ありしも、後廢坑となりて持主一戸住せるのみなり、然れども明治の世、諸器械工場を建築して、盛に再興を計りしもの屢々なりしが、半途にして中止せり、發見の年より同十五年迄、八ヶ年間、貢する所の黄金、二百八十万兩に及ぶ、然るに排水の便を得ず、甚だ困難なりしを、松澤傳兵衛なるもの、水を抜き坑を穿ちしに亦盛となり、同十六年より元和六年まで、十ヶ年間に、七十二万五百兩を出せり、即ち前後合せて三百六十万五百兩なり、次代加藤氏に至りて益盛大となり、六百四十万八千三十三兩を出し、次代保科氏に至りしも猶採掘せり、斯の如くなるを以て、坑内蜂房の如く、外部は巉巖突兀として其累積したるが如き、巨岩大石空に聳ゑて、今將

檜原金山

に倒頽せんとするの状あり、而して或は破綻を生じ、或は崩壞し蒼龍の口を開くが如きあり、白虎の蟠居するが如きありて、甚だ奇觀を極む、

同十年、耶麻郡檜原に金鑛を發見し、熊野派の修驗中常坊と云ふもの、盛に採掘せりと云ふ、始めて發見せしは天正の頃なりとも云ふ、金坑中五十兩坑と云ふ所、今に残れり、之れ一日に五十兩つ出せし所なるべし、當時家數千餘もありしと云へば採鑛の盛なるを察す可きも、總額詳ならず、以來盛衰ありと雖とも、今日に至るまで廢せず、

城郭を修む 慶長の地

同十三年五月、秀行會津城の壘溝を修めたり、外堀及二の丸堀
同十六年八月廿一日、大地震にて處々の山岳崩れ、大川、日橋川等汎濫し、耶摩、河沼等を浸せり、秀行、岡重政、町野左近に命じ、郡中に籍し、數千の役夫を集めて洪水を疏通せしむ、然れども、餘水湛へ

て耶摩河沼にて二十三ヶ村を浸し、方一里餘なる山崎湖となる
加藤時代下流を決して、水半ばに減じ、後洪水の爲、再増水せしとあるも、漸々疏鑿して今は水全くなし。又高寺、菖蒲澤等の越後街道崩壊して修繕をなす能はざるを以て、坂下を本道となせり、是より坂下は繁華なる一驛をなせり、もと坂下は小村にして高寺の麓にあるを以て其村名ありしと云ふ、此洪水の時、大川、鶴沼、川合、間水深さ八尺餘、三日間舟にて通行せりと、近時堤防整備、此患なし。

秀行卒去

同十七年五月十四日、秀行卒す、年三十、諡して弘眞院殿前拾遺覺山靜雲大禪定門と云ふ、允殿館に葬る、寺を建て靜雲寺と號す、一女二男あり、女は將軍秀忠の養女となりて、加藤忠廣清正に嫁し、長男忠郷嗣ぐ、

第二章 忠郷

忠郷の叙任

忠郷幼名を龜千代と云ひ、母は徳川氏家康の女なり、十歳にして

父を喪ひ、幼稚なりと雖とも、家康の外孫なるを以て、封を嗣ぎ、元和二年三月從五位下に叙し、侍從兼下野守に任ぜらる、弟忠知、幼名を鶴松と云ひ、中務大輔となる、兄弟共に將軍秀忠より諱字を賜はり、松平の姓を許されぬ、

蒲生主計

慶長十九年、忠郷十二歳なり、始めて鎧冑を着くの式を擧げ、老臣蒲生主計をして其法をとらしむ、主計は曾て氏郷、秀行に従ひて武功ありき、故に人皆之を榮とす、同年十一月、大阪の兵起り、忠郷乃ち軍を出すや、主計は齡老いたるの故を以て、之に従ふを免ず、主計却て快々として、領地田島に歸り、一夜紙帳を垂れ、我老耄を以て從軍を免ぜられ、生を保つも益なければ、未だ勇氣の衰へざるを見ずして、死んと腹を十字に割き、手つから腸冑を擲みて、紙帳に抛ち、而して自ら刎ねて死せり、已にして忠郷軍を率ゐて江戸に至る、家康之を江府の留守となしたり、

岡重政誅せらる

是歲一に十八年とあり、岡重政罪あり、家康之を駿府に召して、誅せり、若松寺に墓あり、高一丈餘、江塞石照大禪定門、慶長十八年丑十二月八日とあり、初め重政、秀行の代より權を専らにし、諸將と和せず、小倉作左衛門、關十兵衛、蒲生郷成等皆國を去りたり、是に於て、郷成を召還し、舊邑を復す、郷成途に於て病死せるを以て、其子郷吉に賜ふに父の祿を以てす、作左衛門、十兵衛等、皆な邑を復せらる、津川は蒲生郷春に賜ふ、後本山豊前代りて治せり、

船運の工事を起す

元和四年、忠郷、幕府に請ひ、領内越後津川より耶麻郡貝沼村まで、日橋川により舟楫の便を開かんと、山城嵯峨の人角倉與左衛門なるものに設計せしめ、三橋盛弘等をして工事を起せしが、水路險悪なる爲、成就の目的なく中途にして止む、此後享保十四年には、京都より岡田道幽と云ふもの來り、着手せしが、成らず、明和、嘉永年中、亦屢く工を起せしも、遂に成らざりき、

最上氏移封

元和八年三月、山形城主最上源五郎義俊、義光の孫、出羽の領地を失ひ、三河近江にて一万石に貶せられ、本多正純等、幕命を奉じて山形城に入るや、忠郷又命を奉じて本山豊前、北河土佐、外池信濃等に兵を遣はして、鶴岡、大山の兩城を守らしめぬ、

忠知上ノ山を賜ふ坂下町

寛永三年八月、忠郷參議に任じ、從四位上に叙す、弟忠知、從四位に叙し、侍從に任じ、出羽上ノ山を賜ふ、是歲、忠郷坂下の村南に町割せり、坂下の戸口漸く繁し、

忠郷卒去

會津を沒收せらる

寛永四年正月四日、忠郷、瘡瘡を病んで卒す、年二十五、謚して見樹院、殿得譽元光居士と云ふ、之を若松高嚴寺に葬れり、嗣子なし、封土を沒收せられたり、因て二月十日、弟忠知を伊豫松山に徙封し、其十二郡と外に累代相傳の所なれば、とて、近江國日野の地を添へ、凡そ二十四万石を賜へり、而して會津、安積、磐瀨等、四十万石を伊豫松山城主、加藤嘉明に賜ひ、二本松を嘉明の二男明利に、三春

を全婿松下石見長綱に賜ひて、會津に隸せしめ、白川を丹羽長重に賜へり、十一年八月十八日、忠知、三十歳にて卒し、嗣なきを以て其家亦絶へたり、

蒲生氏の
惨酷なる
刑法

戰國武斷政治の餘習、刑法の原則は、何たるを知らず、惨酷なる刑法を用ゐたるは、固より怪むに足らずと雖も、蒲生氏の如き亦牛裂釜煮等の惨刑を用ゐて罪囚を處置したりき、其牛裂の刑は、牛二疋を並べて刑囚を兩牛の鞍に跨からしめ、其足を緊結して後、炬火を兩牛の間に投ず、牛その熱に堪へず、怒て左右に奔逸す、囚人の支體既に滅裂す、其釜煮の刑は、大なる鐵釜を設け、蓋に頭を出すべき穴を穿ち、囚人を其中に入れて、後油を盛り、火を釜底に焚く、油熱度を増すに従て皮膚糜爛苦悶して死す、此釜二個明治の始めまで若松市舊穢多町の少西癩人小屋と唱ふる所に存せり、一見人をして酸鼻せしむ、

會津史 卷三終

明治二十九年一月廿八日印刷
明治二十九年二月廿八日發行

正價金參拾錢

著者

福島縣平民

佐藤儀八

發行者

福島縣平民

池内清治郎

發行者

東京府平民

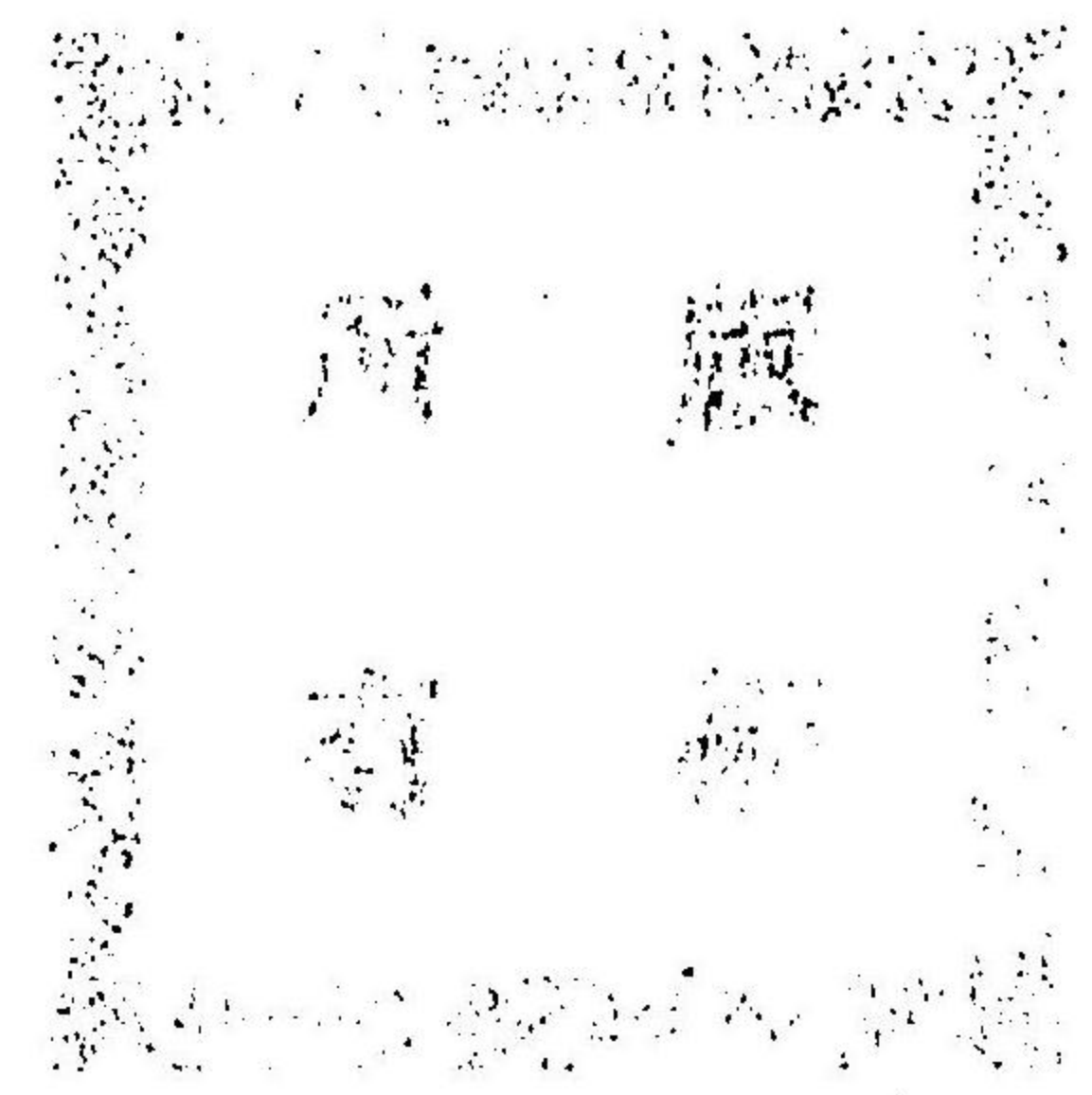
並木鏡太郎

印刷者

島保藏

印刷所

株式會社 秀英舎第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目
十二番地



特約大賣所

賣捌店

奧羽其他各縣各地ノ書肆

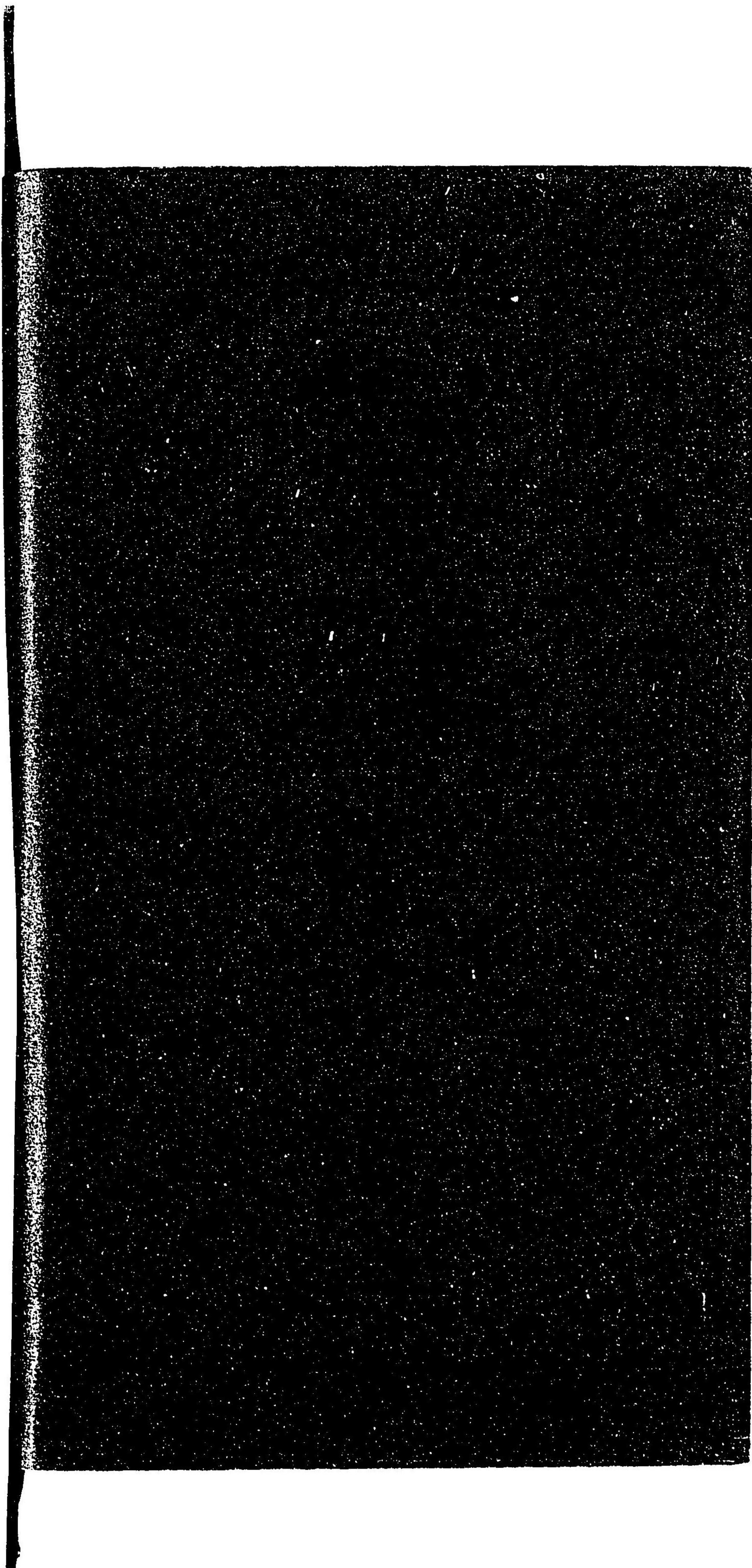
全	東京神田區表神保町	東京堂
全	東京日本橋區通、壹丁目	八尾新助
東京京橋區元數寄屋町三丁目	大倉孫兵衛	
全 淺草區茅町二丁目	信文堂本店	
全 京橋區南紺屋町	松成堂	
岩代若松一ノ町	小川寅松	
全	信文堂	
全	森 万作	
全	齋藤八四郎	
全 若松甲賀町	荒井書店	
全 若松大町	伊藤文華堂	
全 若松七日町	田中善平	
	博盛館	

會津史

卷四

110
29

館書圖京東			
二	二	一	一
九	〇	函	類門
冊	號	架	



會津史目次

卷四

第七編 加藤氏

第一章 嘉明前記(武功時代)

第二章 嘉明正記(入城時代)

第三章 嘉明の言行

第四章 明成の暴政

第五章 明成の封土返還

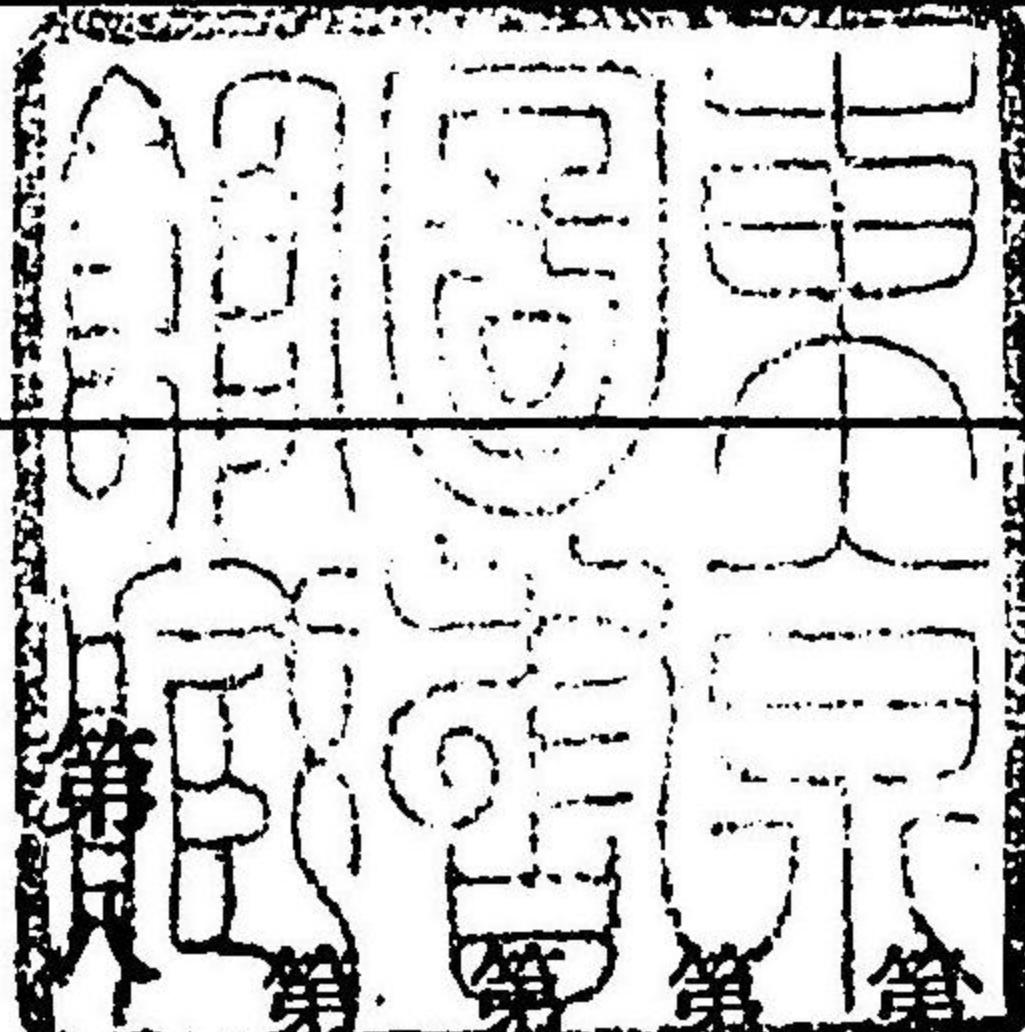
第八編 保科氏後松平氏

第一章 正之公前記(少壯時代)

第二章 正之公正記(入城時代)

第三章 正之公の治績及言行

第四章 歴代



會津史卷四目次終

會津史 卷四

耕雨 關場忠武 閱
 相城 佐藤儀八 著

第七編 加藤氏

第一章 嘉明前記(武功時代)



嘉明前記

嘉明は藤原鎌足の後裔、鎮守府將軍藤原利仁の子孫なり、父廣明
 三河に住し、今川氏に仕へ、後徳川氏に仕ふ、永祿五年、一向宗の僧
 徒兵を起して徳川家康に抗するに及び、廣明之に應ず、遂に三河

を立去り、秀吉に仕へ、江州矢島にて三百石を賜はりぬ、子喜明幼
 名を孫六郎と稱し、秀吉の近習となる、天正五年、秀吉の軍に従ひ
 て播州を征せり、

播州を征す 賤ヶ嶽の七槍

同十一年、秀吉、柴田勝家と隙あり、勝家越前北ノ庄に據り、伊勢長

島の瀧川一益、美濃岐阜の織田信孝等を味方となし、兵を起して秀吉を夾み撃つ。秀吉乃ち蒲生氏郷、關一政をして一益に備へ、堀尾吉晴、氏家行廣をして信孝に當らしめ、自ら兵を率ゐて勝家が軍に向ふ時に勝家、甥佐久間盛政をして兵二万を率ゐ、出て木本に至らしめ、自ら之に次ぎしに、盛政更に進んで賤ヶ嶽に陣せる。中川清秀の寨を襲ふて之を破り、意氣傲然、將に其他の寨を破り、深入秀吉と戦はんとす。是に於て、秀吉其報を聞き、疾く馳せて賤ヶ嶽に達し、盛政を逆撃して之を斥け、進んで勝家の陣に逼り、左右をして皆次をはなれて進撃せしむ。乃ち嘉明、加藤清正、福島正則、平野長泰、脇阪安治、片桐且元、糟谷武則等と共に各槍を提げ、先を争ふて跳り進む。時に嘉明第三番に進みしが、第一番に駈け抜け、敵將三騎を討ち取りたり。世に之を賤ヶ嶽の七槍と云ふ。次で諸軍進みて全軍を破る。勝家走りて北ノ庄に入り、遂に圍む所

嘉明四國
攻めに功
あり

嘉明島津
北條二氏
の征討に
功あり

嘉明朝鮮
の役に水

となり、城に火を放つて自殺せり。嘉明其功を以て三千石を加増せられ、後累進して六万三千石となれり。

同十三年七月、秀吉南海長曾我部元親を攻めて之を降し、が嘉明又軍功に依て、伊豫松前一本正木
或は眞崎十萬石を領し、尋で従五位下左馬介に叙任す。

同十四年九月、九州攻めには、嘉明長曾我部信親、仙石秀久、脇阪安治等と豊後の國にわたり、島津家久と戦ひ、信親は討死し、秀久は敗北せしが、嘉明は安治と共に踏み止まりて戦ひたり。次て秀吉自ら島津を征するや、嘉明は安治、九鬼嘉隆と共に水軍の將となり、多くの軍船を率ゐて薩摩の國に赴き、水路より進入せり。十八年三月、秀吉北條氏を伐つや、嘉明又水軍を率ゐて、東海より豆相の沿岸を攻め、敵營を屠りて功あり。

文祿元年、朝鮮の役起るに及び、嘉明、藤堂高虎、九鬼嘉隆、脇阪安治

軍を率ふ

と水軍に將として進んで釜山浦に泊し、熊川に至り、慶尙道右水使、元均を破れり、時に安治の戰艦が、全羅水軍節度使、李舜臣のために破られたりと聞き、九鬼嘉隆と共に赴き援ふ、二年二月、舜臣、元均等の大軍と水上に戦ひ、奮闘して敵船を奪ひ、之に克つことを得たり、慶長二年、再度の役には、元均等、我水軍の未だ隆ならざるを知り、戰艦數百艘を、唐島に列ねて迎へ拒ぐ、高虎、安治等死を決して戦ひ、互に勝敗あり、時に嘉明他の方面にありしが、之を聞き、直ちに輕舸に乗じて至る、途上偶敵の大艦に遇ふ、皆弓を張り、劍を舞して我に向ふ、嘉明亦大聲衆を勵まし、忽然身を挺んで先づ敵船に跳り入り、刀下に數人を斬る、賊驚愕して叩頭罪を謝す、次で衆悉く移り、遂に其船を奪ふ、已にして進み至れば、敵勢強盛、輒もすれば我軍敗れんとす、嘉明大に怒り、激戦力闘、苦戦の後、又敵艦を奪へり、偶箭股に中りて、鮮血淋漓たり、嘉明之を知らず

して猶戰ふ、鍋島勝茂走り來りて之を慰む、嘉明曰く、今敵艦を取り、將に賊を撃退せんとす、何ぞ小疵をかへりみんと、高虎、安治等亦奮戦、遂に賊の哨船百六十餘艘を焚き、敵を斬ること數千、賊兵畏れて逃げぬ、是より韓人我水軍を懼る、此の如く、我水軍は屢舜臣等の爲めに苦戦し、遂に豫期の如く、陸師と並び進む能はず、爲めに陸師をして掣肘の歎を發せしめたりと雖ども、之れ嘉明、高虎等の智勇なきにあらず、職として當時我國が海國の思想に乏しく、隨て水上の事に熟せざるに由れるなり、今日の我海軍の士氣、尙ほ日本魂を存す、決して列國に對して、亦當時の如き勇なきを恐れずと雖ども、其海軍の諸準備、列國と比較して遜色なきや、我帝國の臣民たるもの、再び水陸提携する能はず、陸軍孤立、歩騎の士をして掣肘の歎を發せしむると勿れ、況んや今日の日本の地位形勢は、昔日の鎧國時代と異なるをや、

嘉明朝鮮の役陸戦に功あり

嘉明關ヶ原の役家康に従ふ

嘉明會津に封せらる

藤堂高虎の義

唐島の大捷を得たる後、水陸初めて連絡を通じ、勢を合して戦ふ。嘉明は進んで南原城を陥れ、首五十一級を斬る。清正が據れる蔚山の戦には、經紀楊鎬、提督麻貴の大軍を破り、首一千五百二十級を斬る。順天を圍みしときは、明軍大舉來り援くとの報あり、諸將畏れ其圍を解きて退かんとせしを、嘉明獨り肯せずして曰く、我獨り太閤の譴責を蒙らんも、明軍と戦はざれば、一步も退かず。是に於て、諸將書を秀吉に送りて、其裁を乞ひしに、秀吉の意亦嘉明と同じかりき。征韓軍未だ半なるに、慶長三年、秀吉薨ず、依て同年十二月、嘉明大阪へ歸陣せり。

同五年、徳川家康、景勝征討の爲め、會津へ向ひしかば、嘉明亦其軍に従ふ。時に石田三成、小西行長等、關西に兵を擧げて、景勝に應ず。嘉明固より三成と隙あるを以て、家康に結び、其先鋒となり、西に返して東海道を進み、率先して上國の諸侯を決意せしめ、西軍の

據れる、岐阜城を攻めて之を抜き、大に家康の信用を得たり。次で家康と合して大垣に向ひ、進んで諸將と關ヶ原に陣し、西軍と戦ふ。時に嘉明、黒田長政等と共に右軍となり、大谷吉繼、平塚爲廣等を撃つて、遂に西軍を敗れり。家康次で天下の權を得、嘉明が其勳功を賞し、同年十二月、十萬石を加へ、二十萬石となし、豫州松山を與ふ。後大阪の役には、嫡子式部少輔明成を馳せ向はしめたり。元和元年、從四位下に叙す。八年、家光初て鎧を着るに、嘉明を召して其介たらしむ。當時武門の甚た名譽となせし所なり。

寛永三年八月、會津城主蒲生氏封を收められたるを以て、二代將軍徳川秀忠、其後任として武功老練東北を鎮するの技倆あるものを擇み、遂に藤堂高虎を封ず。高虎、老年重任を全ふする能はずとして、以て固く辭す。秀忠因て他に適任者を撰むを命ず。是に於て、高虎、嘉明を指して之を薦む。嘗て高虎と嘉明は、朝鮮の役、共に

水軍の將として唐島に奮闘せし後、二人功を争ひ刀を以て闘はんとせしを、他の諸將間に居て之を和解し事無きに至れりと雖も、爾來不和となり、二三十年の久き互に言語を交へざりき、秀忠之を知り、怪みて嘉明を推薦するの故を問ふ、高虎曰く、事を以て互に恨むは私にして、君公の爲め賢を薦むるは國家の大事なれば、豈私を以て公を廢せんや、と是に於て、嘉明二十万石加増ありて、寛永四年、四十万石にて會津に封ぜらる、又松下長綱に、三春城五万石を與へて、會津に隸屬せしめられぬ、後嘉明、會津の増封、高虎の吹嘘に因るを聞き、慚愧往て之を謝し、舊怨を棄て、交情を温めんとを請ふ、高虎曰く、憾を釋て好を脩むるは、固より願ふ所なり、と置酒歡を盡して罷む。

第二章 嘉明正記(入城時代)

嘉明會津に入る

白川街道を開く

寛永四年五月四日、嘉明會津に入る、是より租税を平にして民を撫し、士風を改めて武備を治めたり、此歳、若松の東院内村より脊炙峠を経る、白川街道は崎嶇羊腸の峻阪なるを以て、更に東南瀧澤村の山中を開鑿して新道を作り、以て白川街道となせり、其麓より登ること十六町餘、初めて瀧澤峠と云ひ、次を九折峠と云ふ、然れども阪路甚た急なるを以て、降雨少しく續く時は、泥濘深くして駄馬を通せず、旅人亦大に苦めり、次代加藤明成のとき、寛永九年、八万の人夫を募り、之を修繕し、皆二尺餘の石を敷き、十一年に至り功成れり、是より人馬の往還に患なかりき、現今は此舊道の左右に、各車馬を通ずる二條の新道ありて、金掘村にて皆合す、之を世に三味線道路と謂ふ、當時の古文書あり、左の如し、

定

一傳馬并駄賃荷物いづれも登駄に付四拾貫目之事

一 駄賃錢之儀上道壹里小付拾六文之事 但當所より赤井村まで四拾六文原
村七拾貳文之事

一 九月より雪ふり道あしく候とも馬足立候内赤井村へ五拾文原村へ八拾文
歸馬可爲同前もし馬次に馬無之時者先之馬次迄可通事馬足とまり候時者
壹駄分赤井村へ七拾五文原村へ百貳拾文之事付人足賃は馬之可爲半分事
一 傳馬手形於無之者繼たれく申候共出すまじき事

一 御定の外駄賃増錢とるもの有之は五十日可爲籠付其町之年寄三貫文其外
與中家壹軒に付百文宛過錢可出事
右條々不可相背者也

寛永六年十一月五日

青木佐左衛門
守岡主馬佑
堀主水

石ヶ盛金山
輕井澤
銀山の盛

加藤氏受封以來、石ヶ盛の金山、其採鑛益隆盛を極め、其貢する所
六百五十万兩なり、又大沼郡輕井澤銀山も、其採鑛多く、遂に戸數
千餘に至り、毎月四十貫づゝを産出するに至れり、其初めて發見

せるは、元和元年にして、輕井澤村の農善吉なるもの創めて採鑛
に従事せしものなりと云ふ、昔時繁盛の頃は、輕井澤及逆瀬川等
の村は、驛市にて繁華なりしも、其後大に衰頽し、屢廢坑せること
ありしが、現今は古川某の所有となりて、凡て最新なる泰西の方
法を用ひ、毎月の産出百貫目内外なりと云ふ、

八年八月、嘉明疾作り、九月十二日、江戸に卒す、年六十九、火葬して
骨を高野山に藏む、男子三人あり、長明成嗣ぎ、二男民部少輔明利
は、別に家を興して、二本松三万石を領し、三男監物明重は、兄明成
の家老となり、二万石を食む、

嘉明逝去

嘉明の馬術

第三章 嘉明の言行

嘉明、人となり剛毅、曾て幼時越前に流遇し、馬を齧くとを習へり、
此時より能く馬術に心を用ふ、年十五、美濃に往き、馬を加藤景泰

嘉明の寛宏

に賣らんとす、景泰、其驥驚を鑑定して曰く、之れ駿足なりと雖も、
 所養百日を経ざれば恐らくは、用ふべからざるべしと、嘉明冷笑
 して曰く、人は萬物の靈、況んや氣骨の士たるもの、馬を馭するに
 何の難きとあらんや、士の馬を繫くは、功を一世に建てんが爲な
 り、偶駿足を得るも、其犇猛なるを懼れて、唯厩中に蓄へんには、何
 の益かあらん、と鞭を擧げて自ら乗り試みるに、其走ること疾風
 の如く、其駕御宜きを、得、皆意の如くならざるなし、景泰驚歎して
 嘉明を邸に招き、其履歴を問ひ、遂に秀吉に選舉せり、
 嘉明、沈勇にして能く、士民を愛せり、曾て支那焼の陶磁器を好み、
 明商長崎に至る毎に、人に託して多く之を購ひ求めて秘藏せり、
 就中青磁の皿十箇、最も愛玩し、佳客あれば之を取り出して用ひ
 き、一日、侍臣某誤て之を墜し、其一箇を損じたり、某恐惶罪を待つ、
 嘉明之を聞き、深く考ふる所あるが如くなりしが、某を召し、其餘

嘉明の沈勇

の九箇の皿を持ち來らしめて曰く、汝愚ふ勿れ、我豈小過の爲め
 に一士を棄てんや、と残りの皿悉く石に抛つて之を毀つ、曰く、之
 れ憤を洩さんが爲めに、斯くせしと思ふ勿れ、吾大に悔ゆる所あ
 るを以てなり、若し此器をして永く存せしめば、後此器を見るも
 の、必ず某年某日何誰其一を破れり、故に尤のみと云はん、則ち玩
 器の故を以て、永く一士の罪名を遺すものなり、之我が本意にあ
 らず、故に之を破りて、我非を改むるなり、と後再び器物を愛せざ
 りき、
 又或時、近侍の少年二三人、戯れに火箸を熱し、人に取らしめ、其狼
 狽せるを見て笑はんと、焼火箸を灰に立て置きしを、不圖嘉明來
 りて火鉢の前に座し、何心なく其火箸を取りしかば、手は焼けて
 疼痛骨に徹す、然るに靜かに灰を搔きならし、火箸を固の位置に
 挿入して、常の如く左右と種々談笑し、悠然として退き、後其手を

醫師に療治せしめ、遂に其惡戯者の詮議をもせざりき。其沈勇其寛宏、尋常ならざるを知るべし。

嘉明の尙武

嘉明嘗て畫工に命じて、我將士の甲冑旗前標等を屏風に畫かしめ、右姓名を記し、之を常に己れの居室に列ね、若し又變更せしときは、必ず畫工をして改正せしめ、常に人に謂て曰く、戰陣に臨みて帶甲旗幟の見知り難きは、甚だ遺憾とする所なり、況んや激戰に於てをや、故に余は務めて之を記臆せんとす、と嘉明の如きは、治世に於て武備を忘れざる、實に日本武士の本性を具へたる人なりと謂ふべし。

第四章 明成の暴政

城郭を増築す

明成家を繼ぎ、式部少輔となり、寛永十一年七月十五日、從四位下に叙し、侍從に任ず、同十六年三月、會津、安積、岩瀬の役夫を徵し、萱

耶蘇教信徒を刑す

野權兵衛菅庄兵衛等を奉行として、鶴ヶ城の西出丸、北出丸、及びその他の城郭を改築せり、此時明成の弟加藤明重、殊に役夫千餘人をして巨石を運搬せしめたり、
寛永年間、耶蘇教西南地方より傳播し、漸々東北に蔓延し、遂に會津に入り、之を信ずるものも亦多かりき、之を切支丹宗と云ふ、當時徳川幕府之を憂ひ、諸國に令して之を嚴禁せしむ、古文書あり、左の如し、はてれん「いるまんは其宣教師の名なり、

條々

- 一 はてれんの訴人 銀子貳百枚 一 いるまんの訴人 同百枚
 - 一 きりしたんの訴人 同五拾枚 又は三拾枚 訴人よるへし
 - 右之訴人いたしほどもその者たどへ同しうもんたりといふともしうしをころひ申出るにをめては御ほうひとして書付の通可被下旨被仰出者也仍如件
- 如此被仰出の間此旨かたく可相守は申出るにをめては、公儀より被下し

外に其やうすしたかひほうひ可遣也

寛永十五年九月廿日

式部判

明成の武

明成の暴

後、式部、澤丹波なるもの、耶蘇の徒なりと聞き、丹波及其一族を捕へ、之を倒懸して殺す、皆二日にして死せり、次で丹波の宅より伴天連の潜居せるを索出し、又倒懸して殺す、伴天連一週間にして死せり、其他之を信じて慘刑に處せられたるもの甚だ多かりき、市外の西にある切支丹塚は、是等を埋めたるものなり、

明成は剛勇父に劣らず、嘗て大阪の役に家康に従ひ、家臣川村權七、堀主水等と敵百數騎を討て、軍功を著したりき、此時殊に主水等は、家康父子の賞詞を得、嘉明亦主水を登用して家老となし、國政を司らしめ、已れ嘗て千軍万馬の中に打ち振りし采配を預け、諸士の進退方をも委任せり、主水又精意治を勵み、熱心職を奉じたりき、然るに、明成嗣ぎ、私慾深く、只管金銀財寶をのみ貯蓄せん

堀主水の苦諫

ことを好み、遂に領内の賦税を重くし、商工よりは嚴酷なる運上金を課し、而して武備治國の法は、少しも心を用ゐず、殊に家士の困窮百姓の疾苦を顧みず、若し課税金の滯るものあれば、必ず利子を付して納めしむる等、苛政を施し、かば、人民皆誹謗し、怨嗟の聲甚しく、爲めに藩中市邑を問はず、爭論喧嘩、公事訴訟等止む時なし、明成四方より徴收せし金銀は、悉く一步に替へて貯ふ、故に世に式部と云はず、加藤一步殿と稱したり、因て主水等之を憂ひ、屢々苦諫せしと雖ども、更に聽かず、遂には主水を疎んじ、惡みて出仕なすとも、事に託して面せず、故に自ら諫むることも成り難ければ、是非なく、明成が寵用する近臣、侍女、又は醫師、歸依僧等に託して、屢々諷諫せしむれども、明成之を聽かざるのみならず、皆主水が託せしことを知り、益之を惡む、偶主水の家臣と同僚の家臣と爭論し、互に鬪ふに至り、遂に明成の裁斷を受く、然るに主

水の家臣には理を枉げ之を罰せり、主水之を聞き、大に憤怨し、其冤を雪がんと、再び訴願せしも、明成更に聽かず、却て家臣の管理の届かざるを責めて、閉門謹慎を命ず、主水は、斯の如く屢々苦諫せしも、聽かれざるのみならず、刑罰に坐せしめられたれば、斯かる暴主を戴き、空しく當家の滅亡を傍觀せんより、寧ろ割腹して死なんかと決心せしことありしが、死して國家に益なきを思ひ、且つ此暴君を改心せしめずば、先君嘉明の恩に背くものなれば、暫く生命を繋ぎ、君君たらずども、臣臣たるの道を盡さざる可からず、此上は生命のあらん限り、直諫せんと、謹慎の身を顧みるの暇なく、強て登城なし、明成に面し、先君嘉明の難苦に耐へて身を立て、國政に心を用ゐられたることより、今の施政の正しからざることを述べ、其行跡を悔め、國家の長久を計るべきことを、涙と共に諫争せしに、明成大に怒り、謹慎の身にてありながら、強て登

主水出奔

城なすのみならず、動もすれば、父君の威を藉り、主の非を擧げて、誹謗なすと、臣子の道に非すと、主水を追ひ、斥け、豫て嘉明より預け置きたる采配、及び嘉明より與へたる朱印書を奪て、國老の職をも免じたり、主水も今は憤恚に堪へず、斯くなる上は、君臣の禮も今日限りなり、斯の如き闇庸の主を戴かんより、寧ろ當國を立ち去るに如かずと、寛永十五年四月三日、一説に十六年四月十六日とあり護法山慈眼寺の温泉に浴すると稱して、市中の驛馬を多く集め、弟多賀井又八郎、眞鍋小兵衛、其他妻子、眷族、從者を合せて、三百餘人、白晝若松を發途し、君臣の因を絶つ、の印として、中野村の街道にて、若松城に向ひ、一齊に發砲し、倉川橋を焼き、拂ひ、蘆野ヶ原の關所を破て、押通り、二股山にて、槍刀銃砲の類を打捨て、鎌倉に赴き、蟄居なしぬ、明成之を聞き、大に怒り、急き追ふて之を捕へ來るべしと、多くの捕吏を遣し、が、已に會津を立ち退きし後なるを以て、空し

く歸りぬ、明成切齒に堪へず、家臣を集めて曰く、主水が行爲は傲慢にして、不義不忠の極なれば、彼れ天にかけ、地に潜むとも、搜索して嚴刑に處せざる可らず、誰にても彼等を捕へ來るものあらば、祿千石を與ふべし、若し幕府に聞ゆとも誰か彼を以て理ありとせん、況んや我は假令へ所領四十万石を返還すとも、身命に代ふども、我決心を貫かんと欲し、に於てをや、汝等急ぎ心當りに馳せ向ひ、捕へ來るべしと、捕吏を四方に分遣せり、主水は之を聞き、鎌倉に在ると甚た危険なりと思ひ、家族を其地の尼寺、松岡の東慶寺に潜伏せしめ、二百餘人の從者を四方に散し、己れは弟と共に紀州高野山に登り、文珠院に依りて匿れぬ、然るに之を密告するものありて、明成之を知り、直ちに使を高野山に發して主水を求む、文珠院之を匿して曰く、主水なるもの未だ此靈山に來らず、假令へ如何なる刑餘の罪人たりとも、此山に遁げ込みたるもの

のは渡さるるが慣例なり、況んや未だ來らざるものをや、と使者切に説くと雖ども、肯せず、因りて歸りて斯くと復命す、明成益憤怒し、幕府に願書を出し、主水の不義を數へ、山僧の偽りなるを陳し、捕吏を發して高野の山中隈なく詮索せんと乞ひ、我所領四十万石を返還するも、我訴願を貫かんと欲するなりと言へり、幕府乃ち高野山に命じて主水を下山せしむ、之を以て主水は、文珠院を退き、和歌山の市中に匿る、明成又之を探知し、領主徳川大納言頼宜の承諾を得、捕吏を遣はすととなりしかば、主水又留まる能はず、然れども他に依るべき所もなく、進退窮りたるを以て、遂に江戸に出て、明成の悪行暴政、廿一ヶ條を訴狀に書き認め、大目付井上筑後守政重方へ出訴せしかば、一大事件なりとて、主水並に弟多賀井又八郎、眞鍋小兵衛の三人を評定所に召喚し、老中を以て審問せらる、而して主水は、新發田城主、溝口出雲守、宣直へ、弟又

主水出訴す

主水刑に處せらる

八郎は、上田城主、仙石越前守政俊へ、弟小兵衛は、豊岡領主、杉原伯耆守重長へ預けらる。時に寛永十八年三月十五日なり、其訴狀の中に、明成曾て豊臣秀頼へ款を通せしとのとありしかば、明成を江戸に召し、深く糺問せしに、明成は其誣告なるを陳じ、一々其無實なるを證す。三月廿一日、大將軍家光親ら其獄を裁斷し、主水が陳述理なきにあらざれども、家臣として、主人に暇をも乞はず、恣に國を退去するのみならず、城に向つて發砲し、公道の橋梁を焼き拂ひたるは、主人を輕侮し、幕府を恐れざる所業にして、重罪なるを以て、明成願の如く、主水及び弟兩人とも引渡すべし、因て他の懲戒となるべき罪科に處すべしと命じたり。明成大に悦び、主水等を受取り、苛酷に之を遇し、遂に主水は斬首、弟等は切腹を命じぬ。

明成預けの大名より主水等を受取り、芝増上寺前通なる海岸の別邸に拘引し、之を庭前に引据て罵り辱かしめ、而て之に苦痛を與へんと其縛を解かず、輿に乗て之を釣らし、更に更に命じて晝夜一秒の間も絶つとなく、前後左右に之を搖動せしめて、少時も睡眠する能はざらしむ。主水は拘禁の後、殿科に遇ふべきを覺り、數日飲食を絶ちしを以て、糞尿せざりしが、弟兩人は其用意なかりしを以て、糞尿に塗れたり。實に殘酷の所行と云ふべし。次で主水は斬罪に處せられ、弟等は割腹を命ぜらる。而して主水刑場に引かれしとき、其護送の歩卒、貝塚金七に謂て曰く、余と汝は固同藩なりと雖も、職と職務の高下により、平素の交際もなかりしが、今余が最後能はざりしを以て、今又睡眠を催して、爾へがたし、願くは汝の膝を枕し、一睡せんとを許せよと、金七之を諾せしかば、主水大に喜び、束縛せられしまま横臥して、金七の膝を枕せし。快眠せり。次で斬刑の時至りしかば、主水起き上り、金七に其芳志を謝して曰く、少時の紋を付けたる淺黄色の上下を着し、面前に障隠して、七に其下りたる男下り、少時の紋を付けたる淺黄色の上下を着し、面前に障隠して、余等が秘らしたる糞を佳味なるが如く、嗅ひたると見たり。其男の容貌、式然れども、明成猶其怒を散ずる能はず、鎌倉の東慶寺に多くの捕吏を遣はし、主水等三人の妻子を捕へ、悉く刑戮に行ひたり。

明成主水が妻子を刑す

將軍秀忠の女千代姫の生みたる女、即ち豊臣秀頼の女の尼となりて住せし所なり。凡そ婦女の罪を得て此寺へ逃げ入りたるは、之を捕ふる事ならざる習慣なり。然るに明成強迫して、主水等の妻孥を捕へて、罪科に行ひ然しかば、時人之を指彈して、其無道を罵れりと云ふ。

明成封土を納めて

第五章 明成の封土返還

寛永二十年四月に至り、明成先きに主水を捕縛するの時、領地を

國を去る

返上しても、訴願を貰かんと言ひたるとあれば、病ありと稱し、大藩の任を全ふするに堪へざれば、四十万石を奉還せんと慕府に請ふ、同年五月三日、幕府其請を允し、子内藏介明友に、石見吉永一万石を賜り、後明友從五位下に叙せられ、天和二年六月三万石となりて、江州水口に移封せらる、同年十二月七日逝去す、子明英嗣き、貞亨二年十二月從五位下佐渡守に叙任せられ、元祿二年十二月社寺奉行となり、次で若年寄となり、越中守に任せらる、又明成の弟民部少輔明利は、二本松城三万石を領し、寛永十八年變死し、其子彌三郎明勝、封を繼ぎしが、是に於て、又其領地を沒收せられ、別に關東の内三千石を賜りたり、時に幕府は在府の諸侯伯を城中に召して左の趣を演達せり、

寛永二十年五月三日 (幕府日誌)

加藤式部少輔事日來病者に付て大地天藩の云なりの仕置等罷ならず候間、會津領差上度旨達て訴訟に付て、色々御穿鑿の處、右申上るの趣無相違の由誓詞を以て重て言上に付、望の通被仰付然といへども、父左馬助御奉公だてをも仕候付て、名字相續のためと被思召、式部少輔嫡男内藏助へ石見國に於て一万石

被下之、御目見御奉公をも可仕、式部少輔儀は彼知行所在住せしめ、病氣養生致すべく旨也

次に式部少輔弟加藤民部少輔儀數年相煩ひ、然るべからざる相果續に付て二本松領被召上之、子彌三郎には關東の内にて三千石被下之旨被仰出之、在江戸の諸大名招殿中上意の趣老中傳之

是に於て、明成弟明重等と國を去り、剃髮して休意と號し、寛文元年正月廿一日卒す、年七十、圓通院と謚せり、
想ふに、初め明成封を襲ぎ、主水が獨り權威を振ひ、剛横己れを蔑視するの風あるを憤り、其權力を抑へんとせしより、君臣和せざるに至りしには、あらざるや、他に其證とすべき事なしと雖ども、若し主水にして、日月を貫くの誠忠あらば、如何に君公の暴行に堪へざりしとはいへ、其國を退かんには、轉々涙の滂沱たるを覺えざるべきに、敖然發砲等をなせしとは、實に臣下としてあるべ

保科正之
會津に封
ぜらる

り、丹羽光重白川より來り、廿日、幕府の上使、宮城、越前、町野、長門、多賀、左近來り、廿一日、酒井忠勝、江戸より徑ちに來り、若松城を收む。此等各侯の兵、郭内の第宅に充滿せり。六月、幕府最上山形の城主、保科正之を會津に移封せしを以て、七月、保科氏の長臣、保科民部並に、小原五郎右衛門、遠山伊右衛門、阪清左衛門等、若松に入り、八月二日、三上使を鶴ヶ城裡、太鼓門内に見る、上使則ち當國の簿籍を民部に授與し、酒井忠勝即刻發途、領地莊内に歸れり、三日、上使其他の諸侯、亦皆國に就けり、八日、保科氏若松城に入りて治せり、

第八編 保科氏(後松平氏)

第一章 正之公前記(少壯時代)

保科氏の
先代
正俊
正直

保科氏は、鎮守府將軍源頼信の第三子、井上掃部助頼季か後裔なり、十數代の末孫、保科彈正忠正、俊、甲斐の武田氏に屬して、信濃を領し、屢々軍功を顯はし、全國眞田氏と名を等しくす、文祿二年、八十三歳にて卒す、其子越前守正直繼ぎ、彈正忠となり、武名父に劣らず、天正十年、織田信長、甲斐信濃に攻め入りしときは、信濃伊奈郡、高遠城に據りて、其軍を防ぎしも、勢當り難く、武田氏は、遂に田野山に亡び、已れは東國に走れり、後徳川氏に降り、再び本領高遠を賜ひ、家康公の爲め、小笠原、或は眞田等と、甲信の間に戦ひて功あり、家康公、關東を領してよりは、下總國多古、一万石を領し、家康公の異父同母の妹を娶り、男子二人、女子四人を生む、慶長六年、九

正光

月六十歳にて卒す

嫡子正光家を嗣ぎ、從五位下、肥後守に叙任し、遠州濱松、越前北庄等に移封せしが、後又高遠に封せられて、二万五千石を領しぬ、次て將軍秀忠公の四男、正之公之を養ひて子となせり、

正之公の幼時

正之公、母は秀忠公の侍妾、神尾氏にして、靜の方と稱す後、に淨光院と云ふ三代將軍家光公の異母弟なり、慶長十六年五月七日、江戸に生る、初め神尾氏の懐妊せるや、秀忠公の嫡室、崇源院を憚り、仕を辭し、兄嘉右衛門政秀が家に至り、次て姉夫竹村助兵衛次俊が借宅、神田白銀町に潜む、出産の後、直ちに之を町奉行、米津勘兵衛由政に告げ、由政は又大老、土井大炊頭利勝に告げ、大炊頭は、密かに登城して將軍秀忠に面し、此事を語る、秀忠公之を聞き、手つから、蔡章の服を與へ、幸松丸と命名し、密かに養育すべき事を命ぜり、之れより次俊等は、民間に成長せしめしと雖とも、他見を憚りて、止を得ざる

正之公武田氏に養はる

にあらざれば、平素他出せしめず、頗る苦心して育てぬ、然れども、近傍のものは、遂に其庶人にあらざるを知りて、之を敬ひたりと云ふ、

正之公保科氏の嗣となる

慶長十八年三月、武田信玄の女、穴山梅雪が後室、見性院に養はる、固見性院は、名家の女なるを以て、徳川幕府より、特別の恩遇を受け、六百石を賜はる、然るに、土井大炊頭利勝、本多佐渡守正信、將軍の命を受けて、幸松丸を子として養はんことを、見性院に請ふ、是に於て、見性院之を諾し、常に心を留て養育せり、時に崇源院之を聞き、人をして見性院を詰る、見性院、我が子なることを告げ、如何なる事情ありども、離し難しと答ふ、之より、崇源院亦問はず、既にして見性院以爲く、男兒を育するは、婦女子の能くする所に非ずと、元和三年、武田の舊臣なる、保科正光侯を招て曰く、幸松君は、將軍家の正胤なれども、故ありて、曩に我か子として、養育せし

が既に七歳になりしと雖ども、老中等、崇源院を憚りて、其出世を謀るものなく、且今は教育に最も意を留め、力を盡すべき時なるに、我等婦女子の中に於て、優柔に成長せしむるは、後來の爲め、策の得たるものに非ざれば、何方へなりと、其教育を頼まんと思へり、而して好機を以て、幸松君、父子兄弟の面會もあらんとを計ふべき、義侠の士を索め居れり、然るに、幸松君を托すべき人は、君を措きて誰かあらん、願くは、幸松君を我子とも見て、文學弓馬の道を、充分教授訓導あらんとを乞ふと、正光侯曰く、將軍の正胤をして、我姓を冒さしむるは、分に過ぎたりと雖も、若し將軍の命とあらば、身命に代へても教育せんと、見性院大に喜び、土井大炊頭利勝に依て、上聞に達せしに聞届けられて、保科家の養子となすべしとの内命あり、因て幸松丸は、武田を去て、保科氏に養はれたり、見性院、其臣四人、女三人、僕婢各二人を隨行せしむ。

武田見性院已れ食膳を分ち贈る

正光侯増封

後幸松丸、父正光侯に従ひ、屢々見性院が家を問ふ、見性院喜び、己の祿六百石の内、半を割きて、之を贈與し、其諸公の列に加はられたるを賀せり、同八年五月、見性院死去せしかば、幸松丸、大に嘆き、後年に其養育の恩を懷ひ、其墓所、武藏足高郡、大牧村清泰寺に、佛堂を修造し、墓田を寄付せり、後亦會津の領主となりても、見性院の舊臣なりし、有泉新左衛門、小田切源兵衛に命じて、位牌所なる、若松市外、建福寺へ代拜せしめたり、同四年、正光侯に同國筑摩郡洗馬の郷、五千石を増封あり、同六年、正光侯、重臣保科民部正近を、幸松丸の傅とし、之に謂つて曰く、余老衰餘命幾ばくもなければ、他日幸松丸が、父子の名乗ありて、大國に封せらるゝを見んと難し、因て卿に輔導の任を托すべし、望むらくは、余に代つて盡す所あれ、又我家は、幸松丸に襲がしむべきものなれば、余の没後は、米津勅兵衛を以て、土井大炊頭に依り、

正之公父子對面

上申して其許可を得べしと、其遺書を渡しぬ、寛永初年に至り、崇源院逝去ありしを以て、同五年冬、幸松丸、正光侯に從て參府し、同六年六月廿四日、初めて父子の對面あり、時に年十九、次て九月、駿河大納言忠長侯へ、對面ありて、忠長侯より、劍鷹、駿馬、白銀五百枚、葵の紋の服を贈らる、

去正光公卒
正之公封
を襲ぐ
任之公叙

同八年十月七日、正光侯、江戸鍛冶橋邸に於て、病て卒す、十一月十二日、封を襲ぎ、二十七日、元服、正之と名く、二十八日、從五位下に叙し、肥後守に任ぜらる、時に正之公を助け、國政をとるものは、保科民部正近、篠田半左衛門隆吉、北原采女光次、一瀬勘兵衛重直、竹村半右衛門等なりき、

實父秀忠
及生母
静の方
遷

翌年正月、秀忠公薨せしを以て、生母靜の方も、落飾し、淨光院と稱し、寛永十二年九月、高遠に死去す、年五十二、之より、正之公は、大將軍の親弟なれども、謙遜人に對し、常に足る

正之の公忠勤

を、知りて、小祿を食むを不平とせず、或人其増封を周旋せんなど云ふと、雖も、辭して從はず、専ら幕府に忠勤を盡したり、之を以て、諸侯と江戸城中に會せしときは、常に末座に就けり、嘗て將軍家光公、諸大名の詰所に臨みしとき、順次に指して左右に其名を問ひ、遂に末席に列せる正之公に至る、時に左右、其實を以て答へければ、家光公曰く、余が弟の上座に、列するもの、他の諸侯になかるべきにと、此事諸侯の聞く所となり、當時家光公は、豪邁英略にして、諸侯其威風に、怖れたる時なれば、皆正之公の上に、列席するを憚かり、皆下席に着く、之を以て、遂に座席詰りて、縁通りへ着座するものあるに至れり、此後、家光、正之兩公の間、益々親密となり、待遇自ら他の諸侯と異れり、冬、從四位下に叙す、是年田中三郎兵衛正玄、小原五郎左衛門光俊を執政となす、同十一年七月、大將軍に從て京師に朝し、天顏を拜

正之公叙任

正之公最上
山形に
移封す

し、侍従に任せらる。
同十三年七月、十七万石増封ありて、出羽最上山形城二十万石を領せり、是より先き、山形城主最上氏移封せられ、鳥居左京亮忠恒封せられしが、子なく家絶へたるを以て、其後を領せるなり、時に大將軍命して、鳥井氏の舊臣を收祿せしむ、正之辭して曰く、台命ありと聞かば、彼等必ず跋扈の心を生ぜん、と、大將軍之を善しとす、然れども公の内實に、鳥居氏の舊臣を招く多し、而して、高遠の人民も、其仁政を慕ひ、最上に移住せるもの多し、と云ふ、其山形城入部の時は、家光公の命により、幕府の士卒多く従ひ、武器等も多く之に與へられたり、
公、最上を領してよりは、殊に庶政に意を注ぎ、家中法度の條目を嚴行し、税法を定め、施設周詳、措置精練、實に治者の好模範ならざるなし、

正之公施
政に勤む

保科氏別
家に寶物
重器を贈
る

保科正貞

同十四年保科正貞初め甚四郎後正忠へ、北原光次を遣はし、保科家の重器、即ち家康公が、正直に與へられたる感狀、又同公より賜はりたる、包永の刀劍、及元重作、髭切の刀等を贈れり、正貞大ひに喜び、其恩を謝せり、是より先き、正貞は、兄正光子なきを以て、其猶子となりしが、故ありて家を退き、諸國に漂流し、後本多出雲守忠朝に従ひ、大阪の軍に、大に戦功を顯はし、寛永六年、上總國飯野にて領地を賜はり、大番頭となり、次て彈正忠となる、同十年、保科家の舊鍛冶橋邸を賜はり、正之公には、別に西丸下に、邸宅を賜ふ、是に於て、正貞は、保科氏の正しき血統なれば、其重器は、皆正貞に與へたるなり、正貞、慶安の年間、二万石となり、明治に至るまで、數代連綿たり、

正之公謀
りて亂民
を鎮す

同十五年、十月、肥前、島原の教匪、亂を作す、征討の諸將、相踵きて發す、時論謂ふ、大將軍に代り、之を統帥する者は、必ず正之公ならん

と既にして大將軍公をして國に就かしむ諸臣爲めに嫌らす公日く西國に變あらは宜く意を東國に注ぐへしと戰せて照廟の遺訓にあり是れ吾か就封の命ある所以なりと初め賊の起るや公左右に謂て日く島原の賊熾未だ熾ならざるに及びて掩撃せば一舉して剿滅すへし然るに猶豫決せず往返日を費し遂に彼をして徒を聚め糧を蓄へ城を完ふせしむ是れ西國の諸侯身を出して國家に盡す者なきによれりと翌年六月酒井氏の領地出羽の白岩に於て農民等苛政を名として大に騷擾しければ幕府同地方の代官小林重次に命じて鎮定せしめしと雖ども更に其効なく益地頭代官等に抗し暴行至らざるなし是に於て代官等山形に至り之を正之公に謀る蓋し正之公は仁慈にして能く士民の疾苦を知れるを以て至る所公の徳を慕はざるものなれば公をして鎮撫せしむれば忽に平定せんと思へばなり公之を

諾し保科民部に方略を授け白岩に至らしむ民部乃ち命を受け晝夜兼行其地に赴き亂民を呼び集め其苦情を聞きて日く汝等陳述すべき所あらば正之公在國なれば山形に至り裁決を願ふべし然れども多人なれば凶徒集合して政府を要するが如くなれば首謀たるものみ密行すべしと彼等之を聞き主動のもの三十有五人山形に至る公之を知り其山形に着したるを窺ひ青天の霹靂皆之を捕縛して市外北長町河原にて磔刑に處す是に於て公の勢威遠近に震ひ東睡頼て以て無事なり七月幕府松倉右近大夫を會津に拘す

正之公始
めて幕政
に參す

十二月正之公參府す時に内田信濃守上使として來り旨を傳て向後大政に與り議せしむ之れより肝膽を吐露し劃策する所多しと雖ども其原稿は皆燒棄せるを以て人知る者なし九月芝浦に邸宅を賜り之れより内櫻田の邸は葺東屋敷と唱へたり

正之公會
津に移封す

同二十年七月四日、三万石の増封にて、二十三万石となり、會津若松城へ移封せらる。其外南山五万五千石の公領も、私領同然に預り、八月二日、江戸出發、從騎三十人を具して、同八日入國せり。

第二章 正之公正記（入城時代）

正之公、幕府の懿親を以て、高遠の小藩より、一躍最上の大封を受け、能く社會の下情に通じ、蒼生の疾苦を知り、其聰明の資を以て、庶政に怠りなかりしかば、領内の治績、近國に並びなし。之を以て、幕府大に其徳川氏の柱石たるべきを喜び、終に加藤明成の封土返上せしに當り、其後に移して、東北の藩鎮たらしむ。是に於て、正之公、會津城主となりて入城し、城中及郭の内外を巡見し、又領内各郡を廻り、土地の形勢、人民の貧富、風俗の善惡を察せらる。而して、諸氏の邸宅を郭の内外に賜ひ、猪苗代には城代を置き、士卒を

正之公會
津に入内り
領内を巡

正之公租
税を免す

分遣す、其他、寺社領を定められ、將士の轉輔任免を行ふ。同十二月、民間の仕置、十八ヶ條を制定す。翌年、田租未納、三千五百万兩を免す。

正之公三
春を鎮す

正保元年四月、磐城三春の城主、松下石見守長綱、喪心に坐して、土佐へ流罪となり、其遺臣騷擾しければ、正之公、之か鎮定として、井伊直孝、内藤帶刀、安藤右京等の諸侯と共に、兵を率ゐて、江戸を發し、先鋒已に三春に至れば、其家臣等、恭順、城を開きしを以て事平ぐ。

正之公叙
任

同二年四月廿一日、左近衛少將に任せられ、廿三日、世子家綱、公元服の儀あり、正之公、理髮を命ぜらる。同七月十四日、從四位上に叙せらる。同三年冬、封内、越後國蒲原郡、水谷村、農夫次郎右衛門が、孝を賞し、米拾俵を賜ふ。之れ農民の孝を賞表せられし、初めに、して、夫より、孝子、順孫、貞婦、義僕、の賞與せられしもの、年々甚た多し。

孝子義僕
を旌表す

正之公將軍の遺命に補佐す

慶安四年四月、大將軍家光公病む、正之公歸邸せず、城中に止りて、看護に怠なく、内政を管せしが、其病革まりしとき、召されて臥内に至る、大將軍其手を執りて曰く、嗣子尙ほ幼なり、今汝に托す、汝善く之を輔佐せよと、正之公涙を揮ひて曰く、死生之を奉じ、誓て他なし、復た台慮を勞すると勿れ、將軍喜色ありて曰く、吾が心始て安し、と言ひ終りて、瞑す、公時に年三十九、之より、銳意天下の政治に勤む、是に於て、正之公、領國の長臣等に謂て曰く、余幼君を托されたれば、之より、耑ら心を大政に盡し、復た封内の政刑を、視るの暇なし、故に卿等は、自今余に代りて、國政を執り、誠心勤勉、以て領内藩中の處理に注意せよ、と抑、徳川氏天下に號令せしより、外様の諸侯伯は、幕府の勢威盛なるに、恐れ且其統御其施政善且巧なるに、籠絡せられて、家光公三代に至るまで、一人として、幕府の鼻息を窺はざるものなきが如くなり、と雖ども、實は元龜、天正の

會津の賢相

間互に劍を磨し、弓を張り、權謀策略、正を取り、奇を用ひ、變幻出沒、已れ中原の鹿を得んと、血を迸らし、骨を暴らして、龍戰虎鬪せし、昔時を追想して、未だ戰國の餘風を脱せず、輒もすれば、武斷を旨とし、慄悍、傲横、竊に不平を抱き、徳川氏に代らんと欲するものなきに、あらず、況んや、家光公薨じて、幼主家綱公、嗣ぎたるに、於てをや、而して、後、光明天皇、學を好み、治體に通ぜられ、擊劍を嗜み、士を愛し、朝典を興復せらるゝの志あり、然るに、正之公、天下の輔弼となり、心を盡して、勤王に勵み、諸侯を統べ、遂に、徳川の威望を維持し、天下を動搖せしめざりき、井伊直孝、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋等の名臣、亦能く、公と共に、力を合せたり、

此の時、會津の執政は、北原采女、光次、城代となりて、其首位に居り、田中三郎兵衛、正立、小原五郎左衛門、光俊、成瀬主計重次等、國政を執れり、是人々、皆忠實剛直、能く封内を治め、正之公をして、後願の

患なく、一意幕府を助けしめたるは、其功亦偉大なりと謂はざるべからず、

白川街道にして、岩瀬、安積の二郡の界なる、勢至堂嶺といへるは、嶮阻の阪路にて、其東麓勢至堂驛あり、驛は、會津より白川に至る、人馬繼立の要衝の地なれば、一旦、緩急あるとき、他領にては、出兵及ひ輜重運輸に、不便なるを以て、會津領に屬せられんとを、幕府に請ひしに允さる、其他、江戸街道の沿道に、會津回米道を開きたるも、非常事變のときの準備なりと云ふ、

承應元年、家事掟、軍令、軍禁、道中定等の條目を制定す、初め國老、其條目の草案を作り、之を公に上りしに、中に喧嘩口論、禁制の事を記し、に、公の意合はず、筆を取り、改削して曰く、戰陣等に臨み、私に憤懣を抱き、争鬪するが如き、固より共に、嚴刑を免れずと雖も、平常は、武道の耻辱を雪ぎ、士の名を汚さざるために、鬪ふと

勢至堂嶺を
會津領とす

家事掟、
軍令、軍
禁、道中
定等の條
目を定む
正之公喧
嘩口論禁
制の不可
を説く

あり、論ずるとあるは、之れ男子の道なれば、敢て禁すべきものに
あらず、若し原案の如くなれば、武道衰へ、士風柔弱とならん、と禁
制の二字を削り、喧嘩口論は、双方可爲誅伐、一方無下に、理不盡に
於ては、其一方可爲誅伐、令荷擔者、其咎可同本人、と記さしめたり、
其刑罰を等閑にせざる、此の如し、而して正月十一日、七月十一日
には、或一定の場所に士臣を集め、忘却せざるため、輕視せざるた
め、懇ろに之を誦して、聽聞せしめ、一般に遵守すべきことを訓諭せ
り、嘗て曰く、凡て新に、法令を發布せし時は、其奉行たる者、先づ卑
賤なる被治者の心になり替り、此法令、守り易かるべきか、難かる
べきかと、深思熟考し、若し守り易かるべき者ならば、其旨發布し、
違ふものあらば、其輕重に因て處罰し、決して假借す可らず、若し
守り難きものを發布すれば、違背者多くして、却て法令を設くる
の主旨に反するに至るものなり、執政者たるもの、茲に留意せざ

正之公將軍に代りて京師に至る

るべからずと、同二年一月十二日、家綱公、右大臣となり、正之公をして、代りて京師に至り、天恩を謝せしむ。公、鐵砲百挺、弓五十張、長柄百筋、騎馬の將士七十五人、其他士卒合して四千餘人を率ゐ、驕奢の風を禁じ、質素を旨とし、輕裝して江戸を發し、十月、京師に着き、龍顏を拜し、天盃を賜はり、勅答の日、朝廷、公を從三位左近衛權中將に任じ、劔を賜ふ。乃ち大將軍に告げざるを以て、叙任を辭し、賜を拜して歸府せり。幕府其中將拜任のと、叙慮に従ふべきとを命す。子孫上京の任叙、皆公の意を紹き、終に例となれり。公、其位記は、傳奏衆、及ひ所司代板倉周防守を以て、固く辭せしかば、朝廷之を容れ、遂に正四位下に叙せらる。

正之公叙任

明曆三年正月十八日、江戸本郷、火を失し、延て靈岸島に及ぶ。翌十九日、小石川亦火を失し、烈風猛火、本城を覆ふ。老中大將軍に勸め

て、東叡山に避けしむ。正之公、阿部忠秋と共に、不可として曰く、若し本城焼けは、西城に移り、西城焼けは、復た本城の燼墟に移らんのみ、何ぞ外に避るとをせん。と既にして、火天主閣及ひ牙營を燒く。大將軍、乃ち西城に移る。此火三日三夜に連り、焚死する者十万余。八千餘人、世に明曆の大火と稱す。芝邸も亦災に罹れり。時に府下米價俄に騰踊し、人々困迫す。公、松平信綱と謀り、大將軍に白し、被災の諸侯に令して、皆封に就かしむ。是に於て、米價日に賤く、人々安堵せり。

殉死を禁ず

寛文元年、正之公會津藩中に殉死は、戎狄の弊俗たるを諭し、固く之を禁ぜり。同三年、公、亦幕府に建議し、之を全國一般に施し、若し之を犯すものあらは、其後嗣たるものを處罰せしむ。後、奥平大膳亮が臣禁を犯し、之を以て、幕府公に謀り、其祿二万石を減じて、羽州最上に移封せり。之より諸侯、此禁を堅く遵守せり。

領中仕置
數少條を
定む

正之公營
中乘輿を
許さる

會津風土
記を撰む

向井好重
舊事雜考
を撰む

同三年三月、近臣佐藤勘十郎利盛、後氏興友松を擧て、家老と爲す、七月、正之公、眼病を力めて、領中仕置數個條を手書し、氏興を會津に歸し、家老奉行を諭す、其一に曰く、九十歳以上の者、貴賤を問はず、男女共扶持米を下賜すべしと、其二に曰く、火葬は、甚た不孝の行なれば、能く訓諭すべしと、其三に曰く、産子を殺すこと、残忍無道のごとなれば、之を制止すべしと、其四に曰く、禰宜、巫祝等、奇怪の言を放つものあらば、之を禁斷し、其他、異色、異言のものあらば、必ず追ひ拂ふべしと、又旅人の病に罹れるときは、宿主に於て厚く待遇し、醫藥等に必ず力を盡すべきこと、又火葬禁制となりては、埋葬の地なき寺院あらんとて、會津郡大窪、小山、郷原山の三ヶ所を以て、士民の葬地となすこと等を達せられたり、十一月、正之公、病て血を吐く、大將軍之を聞き、屢内使をして、存問絶えず、同四年正月、營中乘輿を許さる、同六年、正之公、眼病を思ひ、

切に致仕を請ふ、大將軍允るさず、是より、執政其邸に就き、國務を謀議す、時に年五十六、同八年二月三日、松平の姓、及び葵の紋を賜ふ、之を固辭す、是より先き、寛文元年、本朝の風土記、殘闕せるを歎き、先づ會津風土記を取調べんと、家老友松氏興を奉行となし、封内を巡視し、山川の形勢、土俗、物産、戸口、神社、古跡、古碑、古器銘、古文書、古老の口傳等、明細查究し、山崎闇齋に潤色せしめ、六年の後成る、先づ之を幕府に獻ず、之れ當時、諸國風土記取調の首唱なり、又友松氏興、木村忠右衛門、服部安休等に命じて、會津神社志を編せしめ、幕府に獻ず、同十二年秋、向井好重、正之公の命を受け、會津舊事雜考九卷を編輯して上れり、好重は、曩に四家合考を撰述し、又風土記の編輯にも力を盡し、正之公に優遇せられたる人なり、

正之公儒學を修む

正之公、幼より書を好みしが、年四十始めて小學を讀み、大學之基を知りてより、向きに僧澤庵、愚道等に就き、讀む所の老佛の書を焚き、専ら濂洛關閩之書を攻め、其他和漢歷代之書を涉獵し、治亂の機、興亡の跡、精細に研究せり、而して山崎嘉右衛門敬義を招きて、師となし、儒學に心を注ぐ、敬義は闇齋と號し、京師の人にして、學博く、道精しき當時の大儒なり、又公は、本朝の神道、中古以來衰へたるを嘆し、吉川惟足を招き、神道の復興を計れり、其他松原素庵、谷宗卜等を招聘して、軍學を質し、後藤松軒、遠藤逸佐、横田俊益、福田良庵、佐治宗軒、山田宗悅、内藤良齋、服部安休等を侍せしめ、古今の成敗得失を論じて、裨益を求むるに汲々たり、

正之公神道を興す

正之公死後の墓地を定む

正之公病を定む

同十二年五月、正之公會津に下り、八月、没後神葬の壽藏を定んとて、友松氏興等と猪苗代見稱山に登り、湖水の勝景を賞して、此處を墳墓の地と定む、十月、江戸に上れり、全十二月七日、公病を得、爾

正之公夫人を戒諭す

後、治療を盡し、も病勢益募る、發病前は、唐鑑、通鑑綱目、及朱子類語等、日として卷を釋てざりしも、是に於て、耳順の老年、病苦の爲め、書見も意の如くならざりき、十一月、繼室藤木氏を召し、牝雞の戒を説き、死後政事に容喙すべからざることを諭せり、之より、日老中久世大和守廣之、板倉内膳正重矩、土屋但馬守數直等、交々幕命を以て病を候ふ、又三家三卿執政、大小の諸侯、麾下の士の病を訪ふもの、陸續たり、十八日、遂に江戸箕田邸に逝去す、年六十二、大將軍之を痛悼し、忌服に居ること、令式の如し、即日、稻葉美濃守正則を遣はして、之を弔ひ、天下に令して、音曲を遏むると、七日、諸侯兩度、登營し、將軍を見る、十九日、老中久世廣之を以て、香典銀五百枚を賜ふ、廿一日、靈柩江戸を發す、友松氏興之を護し、同晦日、會津着、城内三の丸に殯す、三月十四日、猪苗代に移し、廿七日、見稱山に神葬せり、次で墳墓の南、高爽の地に宏壯なる社殿を建て、同三

正之公卒す

年八月成り遷宮の式終る之を土津神社と號す後明治に至り縣社に列す其社殿の東南に高一丈八尺廣六尺厚五尺の碑石を築造し其臺石は高三尺長一丈六尺廣一丈一尺三寸なり本邦如此大なる碑石なしと云へり篆額に天祿辟邪を彫刻し文は山崎闇齋之を選び書は上左兵衛高庸が筆にして彫刻精巧今に新なるが如し其文左の如し

土津者 東照大權現之孫源中將之靈號也靈神諱正之小字幸松 台德院秀忠之子 大猷院家光公之弟 大將軍家綱公之叔父母神尾氏慶長十六年辛亥夏五月七日生於江府焉七歲 台命信州高遠城主從五位肥後守源姓保科氏正光爲義父弱冠義父卒任肥後守賜爲清刀入高遠寬永九年壬申冬直叙從四位下甲戌之秋 家光公上洛靈神恩從七月十八日 公參 內是日靈神任侍從拜 皇帝 太上皇賜 天盃丙子之秋大増封戶移于羽州最上城賜行光刀乃入最上巡封域加獎諸士更召多士各願職事無大無小咸自爲之戊寅之夏最上近邑白岩民將叛靈神治之驛告辛巳之秋八月三日 世子家綱公誕靈神獻光忠刀左文字小刀

癸未之夏韓使來貢 公引見南殿靈神侍坐秋復益封戶移于奥州會津城正保二年乙酉夏任左近衛少將四月二十三日 世子元服靈神理髮獻來國光刀于 公獻守家太刀行光刀于 世子 公賜長光刀 世子賜將監長光刀賜 御盃秋叙從四位上冬十一月 天子特贈宸翰宮額於 大權現 勅使格于日光山靈神登山嶽 御事慶安四年辛卯夏四月二十日 公大漸召靈神於 寢殿託 世子而奠靈神常在府佐之秋 家綱公任內府拜大將軍 勅使來靈神登城承應二年癸巳秋 任右府 勅使來靈神登城 公命謝上使靈神與副使侍從今川範英上京師冬十月十日參 內拜 帝 公事畢私賜 天盃 仙洞 親院 女院如前儀次賜關白大問亦會之反太問關白送之十三日 勅答賜 天盃而退則任中將賜太刀乃辭官拜賜而出 仙洞勅答賜 仙盃賜太刀 新院勅答如前式是日 女院設饗禮有舞樂賜 御盃賞賜若干靈神拜辱二十七日歸府復命 公仍言曰 中將之任宜從 敕命乃拜累叙從三位又辭遂叙正四位下明曆改元乙未冬韓使來貢 公引見南殿靈神侍坐事關韓使以書信來于私第即報答之寬文六年丙午靈神五十六以疾致事而不得謝自是營中乘輿國老就謀焉靈神性剛正而和淳自幼讀書不惑年如讀小學知大學之基焚向前所讀老佛之書專攻濂洛關閩之書用力於敬功夫日新也其言曰主一無適則存得未殺之氣象動亦定靜亦定聖人無情而性之者其庶幾乎又云程門靜坐之法楊氏羅氏李氏能授受之三子傳心錄於是

乎編矣嘗歎玉山講義之精爲之附錄則舉其要曰仁之生意親切之味即未發之愛一意一理而萬物之所以爲一體也又曰智藏而無迹此而後可以語道體可以論鬼神又曰仁智交際萬化機軸此合天人之道也嗚呼可謂說約矣知此要約者朱門蔡季通仲默與希元之後未有斯人也日本神代卷中臣稷者我道傳授之書也靈神學之得吉田家之傳遡五十餘川之流 神武向日之畏 應神祕道之敬奉持而著之心胸之間實弓兵政所崇道盡敬天皇以後一人耳其事君也大義常存於心念念不忘以安世爲悅而不以一毫欺之恐己忠之不盡而不欲人之悅己其所書恩對命悉燒之人無得而知之周公之于身亦優爲之欲得夷齊無怨之仁厭聞湯武革命之義常言文王至德處孔子以來韓愈程朱發之泰伯至德處孔子以來惟朱子明之夫然後天下之爲君臣者定矣因言事代主命本朝泰伯也又常稱明道愧視民如傷四字愛范希文先憂後樂之語使侍史讀倭漢歷代之書察治亂之幾論興亡之迹考諸地宜質諸時義編二程治教錄以寓其意焉其治會津也城隍郭郭時省督課儲軍糧備兵器作風土記坐知四境正神社爲之志廢佛堂斥僧寺置葬地禁火葬立社倉行常平謹權量寬租稅制糶糴漕運之法聽訟本人倫察事情遣監司循封內下情上達凶年防之饑歲賑之九十以上歲與口養孝子節婦賞之不忠不弟罰之窮人無歸則給之旅客有疾則濟之未嘗有一人餓孀者也靈神娶與州岩城城主從四位左馬助藤原姓內藤氏政長女生一男幸松夫人夙終男亦天二男正賴從四位侍從長門守

先沒三女嫁羽州米澤侍從從四位播磨守藤原姓上杉氏綱勝先沒四男正經從四位侍從筑前守娶加州小松中納言從三位肥前守菅原姓前田氏利常女三子皆母藤木氏五女母牛田氏嫁利常嫡孫正四位左中將加賀守綱利先沒六女嫁相州小田原侍從從四位美濃守越智姓稻葉氏正則嫡子從五位丹後守義雅先沒七男正純從五位東市正先沒二子亦藤木氏生八男重四郎母沖氏戊申之歲著家訓明年再乞致仕 台許令正經襲封六十一歲土津靈社之號壬子之夏行于會津卜禱藏於磐梯南麓見禰山詠倭歌以賦其事蓋仁以爲己任生無所息望擴則知所息者歟夫我神國傳來唯一宗源之道在乎土金而土即敬也蓋土與敬倭訓相通而天地之所以位陰陽之所以行人道之所以立其妙旨備于此訓靈神達乎此靈號其有以矣是冬歸府病臥於城南箕田邸 公使國老數來十二月十八日終於正寢臨終不異平生惟仁義之言而安然氣絕壽六十有二歲也 公哀痛膺之諸侯惜之 女院聞訃甚傷關白以下嗟嘆弔之矣孝子正經治喪不用浮屠衣衾棺槨必誠必信晦日大葬至于會津焉癸丑之春三月二十七日大葬於壽穴矣夏建社請神祇管領長上卜部兼連安鎮上麻理曰土津靈神安鎮庶矣延寶二年之秋鑄石立碑屬嘉作其文夫靈神之忠之行天下具瞻之至其學識則嘉竊知之故不敢辭之乃爲之文繫以銘曰維左中將源家懿親賢剛而正氣和而淳讀書知道持敬脩身排黜他鬼尊信我神受託之重致忠之真國老謀政韓使結隣初守高遠乃利黎民次護最上乃博士臣終鶴

城主兼龜疊鎮風土有記社倉見仁爰著家訓永貽後人體藏磐麓社扁土津之德之
合之實之實正直祈禱驗斯新
山崎嘉禮撰

土津神社
の社領

見禰山の
勝

次代正經公、神葬の當時より、見禰山の麓を開拓せんがため、數万
の人夫を役し、山に循ひ、巖を穿ち、檜原の河流を引き、新田を作
り、其他封内各村に於ての新田、合せて千六百石餘の地を、土津神
社の社領となし、明治の始めまで祭祀の料に充てたり、抑見禰山
は、磬梯の南麓にありて、猪苗代市街に連り、眼下には、萬頃渺茫た
る湖水を瞰、滿山は、蔚蒼として、老杉古檜茂り、怪禽囀り、奇畜走り、
颯々たる松濤、潺々たる溪聲、寂莫を破りて、眞に幽邃なる靈地な
り、今同社内に藏する所の見禰山賦、及六景六境の詩を、左に載す、

見禰山賦

夫風者絕浮雲負蒼天翱翔乎窈冥之上、一枝之鳥豈能與之斷天地之高哉、鯨者
朝發岷嶺之墟、暴雷於碣石、暮宿於孟諸、尺澤之魚豈能與之量江海之大哉、故曰

巢棲者不辨其林、潛游者不識其水也、見禰山者在東與會津管内其爲境背山向
水、其高不可以斷焉、其大不可以量焉、誠是至險之勝狀也、從四品拾遺會津城主
源君正經襲封籍之後、建顯考虎實中郎將源公之廟于茲、孝享惟寅、祀事孔明、嗚
呼、源君以顯族之貴爲祭主、長守宗廟、則黜々致福、啞啞有則神威之明、驚遠懼邇
而垂裕、後昆乎猶期其德之大、如風翔千仞、其澤之深、如鯨吸百川、聲譽益彰、門楣
彌高也、源君使僕賦其勝、僕未一隅之能、親偶展輿、圖勢踰如、迷何辨其高、識其
大哉、然難拒之故、僅數一二爲之賦、其辭曰

見禰山之奇秀、保不羈不崩之壽、內合大虛、遶廓無門、外致雲雨、物品生茂、寔神明
之所依託、爲萬象之首、昉建靈廟、崇一邦之鎮、衆民斗仰、泰瞻可以敬、不可親、入彼
門、則追遠之情、不已、感時之志、無窮、報其功、修其先、至敬之心、彌于中、拜彼碑、而墮
峴山之淚、見彼廊而禁、秦宮之春、廟殿峻、峻高、啄、牙、繡、榻、雲、楣、內、暗、外、明、鏤、楹、文、
樞、左、城、右、平、風、驚、霧、於、雙、標、遶、風、而、欲、翔、暈、草、飛、于、梁、上、凌、雲、而、欲、揚、華、表、在、前、寶
藏、在、傍、樂、縣、之、設、五、音、清、濁、憂、拊、金、石、交、奏、笙、簧、吉、調、爲、譜、或、肆、或、將、玄、酒、在、室、秦
醒、在、堂、於、鑲、靈、廟、肅、離、顯、相、于、左、于、右、如、在、洋、洋、湧、而、無、盡、者、圓、清、水、惟、其、德、之、彰
也、懸、瀑、條、素、如、雷、奔、霆、震、惟、其、威、之、張、也、群、猫、依、石、而、睡、恩、及、鳥、獸、而、無、量、觀、壘、之、
池、采、蘋、采、藻、于、揭、于、瀨、惟、管、惟、篴、道、胡、不、懷、化、胡、不、柔、聲、與、風、翔、澤、從、雲、遊、幽、境、漸
往、德、焉、度、哉、彼、夫、磐、梯、之、山、岸、峩、巖、亭、亭、物、表、卓、卓、天、外、爰、如、巖、險、爲、藩、屏、邊、陲

爲襟帶白雪吹暗縮蓬婆之遠指終南之大或黯然而霧飄然而雨跬步之內無所
覩猪苗之湖渾渾然不乾涸渺渺乎無涯津滄心目澡雪精神赤道霜林紅羅颯
錦機鼎新籠萬層之霞回二月之春龜城之高堞壁雖舊猶存礎礧云離思古之人
大澤流長水烟成隣一道之繁如帶如紳見禰山松鬱々葱蔥然清風之響奏鳩皇
之絃翠陰之深約老彭之年惟神之所聽惟神之所遊甘棠不伐召伯憩休古栢可
吟追尋武侯六景之美賦其尤也加旃旌峯巖然清風度曲櫛岑羅立白雲結髮赤
阪穿徑大岩開窟湯澤新浴昏澤輕撥西野堤路其平其長磐椅神社成龍成光望
愛當于白雲移宗像于紫陽左瞻右視前眺後望膏搖唇不能說奇品之熾焰掉舌
不能言葩美之詳新開邑田于磨上原以備祭祀之用導山穿岩通檜原川功勞兼
共堤陞相轄疆場以分決渠降雨荷插成雲五穀垂穎桑麻鋪葉依神之辛勤農之
事鑿祀不輟銘勳彝器偉哉靈廟之穆懿哉神德之至靈光豈麗恭王因魯倍兆基
晉室輪奐文子待張老歌詞惟此靈廟可以形儀唯期巋然獨存唯祝聚國族於斯
亂曰見禰之山峻極天宇神升神降美哉樂土德之流行祈祈甘雨化之廣覃暖暖
瑞霧孝子致誠美善得親於萬斯年受天之祐
延寶三年乙卯嘉平中旬整宇林懸直民甫謹書

見禰山六景六境詩

六景

見禰風松

百尺參天清節貞滿山枝動勢嶸巖風濤影亂五湖般洞壑雲傳十里聲

赤壇霜葉

曝錦千枝萬朵間紅粧映日照天開染霜葉添秋色纈纈林深赤壇山

磐梯白雪

雪埋絕頂漲深溪天險由來難得躡六花寒高萬仞回磐凝結銀雲樹

大澤碧流

逝者如斯晝夜移一條碧玉水東迤認名欲說祥雲氣劉季曾生大澤阪

龜坂古塚

風雲依舊護儲胥百雉飛過堵堞餘形勢若論前代法環龜可舍馬續苴

猪苗睹湖

萬頃溶溶一面風猪苗湖濶浸蒼穹晴波遠入洞庭去千里流通日本東

延寶三年乙卯臘月中旬弘文院林學士題

六境

觀望池

晴池淨如拭觀望臺靈神知有精誠在一心日日新

圓清水

乳泉通一脉活水出源頭若使子荆漱長尋山上流

感時門

傷心分草色澗淚對花英風月本無願唯空管送迎

複道廊

複道廊腰綬高吟樓上風舉頭雲影近步步似行空

奔雷瀑

風急千車輾雲搖萬鼓鳴輕驟銀漢水瀉壑滴餘清

睡猫石

午寂線眼繾依石得群集莫使雲根移恐驚苗介立

林整宇

正之公輔
養編を撰
む
正之公の
人となし

是より先き、承應二年九月、正之公、大將軍の遺命を以て、家綱公を輔佐せる時、益心を輔導に盡し、幕府の醫、土枝元長に命じて、輔養編を撰はしめて上り、且其侍臣に贈れり、公、人となり、聰明英邁、文武に長じ、藩政を改革し、武備を張り、學校

正之公の
子女

を興し、社倉を設け、實業を奨勵し、善行を賞表し、神明を崇尊し、人民を惠み、庶政に勤め、恩威並びに施し、を以て、舊俗一變、信義忠孝の風、蔚然として興り、治蹟大に擧る、又幕府樞要の地位に當り、弊制を改め、善政を布き、大に天下の望を得たりき、元治元年二月、七世の孫、容保公、參議に任す、公之を固辭して、藩祖正之に移されんとを請ふ、三月四日、朝廷之を允し、正之公に従三位を贈らる、正之公、八子あり、四男正經公嗣く、

長男 幸松と稱し、母は岩城の城主、從四位内藤左馬助政長が女にして、早世、

二男 名は正頼、寛永十七年、從四位、侍從、長門守に叙任し、正之公の嗣となり、明暦丁酉春、江戸大火、芝の藩邸に延焼せるを以て、遂に東海寺に避けしが、二月病を以て、此寺に卒す、年十八、會津院内山に葬る、

長女 羽州米澤從四位侍從上杉播磨守綱勝に嫁す、

三男 將監と稱す、早世、

四男 名は正經、從四位侍從、筑前守となる、(以上四子母藤木氏)

二女 加州正四位、左中將前田加賀守綱利に嫁す、(母牛田氏)

三女 相州從四位侍從、稻葉美濃守正則が嫡子、從五位丹後守義雅に嫁す、

五男 名は正純、江戸芝邸に生る、從五位、東市正となり、江戸に早世す、享年二十、(以上二子母藤木氏)

六男 幼時重四郎と稱し、名は正容、二代正經公の嗣となる、(母沖氏)

第三章 正之公の言行治績

正之公の性情

正之公、性剛正にして、上、忠敬の志厚く、下、仁惠の情深し、而して寛

一、尊王

宏人に對し、儉勤事を處せり、其大將軍、家光公薨して、幼主家綱公繼きたる時は、天下德川氏を危みたりと雖ども、正之公、神道を崇敬して、尊王の大義を奉じ、誠心京師に盡し、民政に勤めしを以て、能く朝廷をして、幕府を信任せしめたり、公終始皇室を忘れざらん、と欲し、常に馬標に、參内傘を用ふ、而して幕府に對しては、常に尊敬の意を表し、將軍輔佐の權を弄し、幕府懿親の威を振ふか如きとなし、嘗て、三位中將叙任を辭せし時、酒井讚岐守が、之を賞して、高位を辭せらるゝは、世の規模なりと云ひしを聞き、曰く、之は意外なるとなり、此肥後は規模となる男に非ず、上朝廷幕府の爲めとあらば、摯鞋奴たるも辭せず、と此時公の勢威、德望、最も世に高く、之か爲め會津にては、謀反の密策あり、彼をして幼主を輔佐せしめば、大に不利なるべしと、京師に説をなすものありしかば、京都所司代、板倉重宗、江戸へ下りしとき、偶、正之公と會合し、其心

二、忠志

中を試みんとし曰く、湯武放伐の事を、在京の時、儒者に質し、共に講究せしかども、道理分明ならず、君には道學に志厚しと聞けば、高論を教示せられよ、と正之公曰く、湯武放伐の事は、既に聖賢の定説あり、固學問の道は、明かに知りて、後實行するを第一とするものなれば、我輩今湯武の事を論ぜんよりも、幸に良師とすべきは、文王伯夷あり、故に之に則り實行せば、不足なかるべし、と重宗悟りて、大に感歎せしと云ふ、以て忠實の心を想見するに足る、當時天子には、後光明帝公家には、西三條武家には、保科左中將を天下の三賢と稱せり、

三、仁政

明曆三年正月、江戸大火の時、七日間、府内六ヶ所に粥を施行し、且官庫金十六萬兩を出して、窮民を恤み、其他、旗下の士及び家臣等の類、焼者には、居宅料、作事料を賜ひ、又芝の台徳公廟に代參せしとき、途中焼死者、縦横焦爛せるを視、之を憐み、幕府に説き、公費を

四、儉勤

以て、焼死者九千六百五十三人を埋葬し、寺を建て、弔ひたり、院と其官庫金を恤むとき、幕府の執政中、不同意なるものありしが、公之を諭して曰く、官庫の貯蓄は、斯の如き時に散して、士民を安んぜしむるためなり、始終之を惜んで、積み置くのみならず、貯蓄なきと何ぞ擇ばん、と執政遂に其理に伏せりと云ふ、寛文元年、殉死を禁じ、其他蒲生氏以來の牛裂、釜煮、明松、焙等の嚴刑を省き、又領内の租税を免除すると、屢々なり、且貧民に金穀を貸與し、寡孤獨を惠みて、壹人壹日二合づゝ、社倉米の内を以て、施與せり、又建議して、東照公以來、流罪蟄居等の者を赦免せり、公、人民に、儉勤の風を守らせ、絹帛類の衣服を着用するを禁じ、農民には、味噌等の如きを、自家にて製し、蓄へ置かしむ、已れも亦儉約を忘れず、平素の飲食は、甚た淡薄なりしと云ふ、嘗て松平加州侯邸へ招かれ、高麗國の南天燭の庭園に繁茂し、甚た美しきを見

大に賞觀して歸る、老臣田中正玄、之を聞き曰く、南天燭を愛さるるならば、明日命じて取り寄すべし、正之公曰く、汝は何事も敏才なれども、學問なき故、心付かざるとあり、凡て人には身分に應じ矩あるものにて、其矩を越ゆれば奢侈に陷る、今新に山を築き、名木珍草を植うるは、大藩なれば可ならんも、我等には分に過ぐる故に、無益なり、と又農民に葛藤等の類を貯蓄せしめ、糠藏を一万石の地に一ヶ所つ、置き、二万三千俵餘を蓄へ、凶荒の備となし、又漆樹等の植方を獎勵せられたり、又曾て藩中に諭達して曰く、儉勤は身を修むるの本なり、組頭、其他、千石以上のもの從者に槍を携へしむるは、定則と云ふにあらざれば、武器は將士たるもの欠くべからざるものなり、と雖ども、常には、無益の從者を省きて、輕裝すべし、と其他、衣服、飲食、家居、器材等を節して、僕婢を減せしめ、冠婚葬祭等も、虚飾を避けしむ、

五、家訓

公、家訓十五條を起草し、山崎闇齋に潤色せしめ、殿中及藩士一般に示して、之を守らしむ、後世子孫に至り、毎年正月、儒臣に命じて之を正寢に讀ましめ、君臣座を下りて、聳聽せり、又會津二百年の施政の大綱も、之を本となし、徳川氏の末路に至り、君臣力を罄せしも、皆此の家訓を遵守せしに、職由せり、

六、教育

先封加藤氏時代までは、武力一世に雄視し、其施政武斷を以てし、風俗慄悍、頑民多かりしが、正之公、自ら學事に勵み、士民をして、聖學に基き、仁義を踏み、人倫の大道を守らしめしかば、漸々順路を辨へ、民心改良し、風儀一變せり、當時、若松桂林寺町へ、人民共同して學舎を設立し、如默と云ふ禪僧、博學多識なるを以て、聘して講師となし、學問せり、寛文四年、公之を聞き、其地を免除地となし、學料五十石を寄附し、儒臣横田三友をして、此堂の記、及び講筵の式を作らしむ、此學舎を當時稽古堂と稱し、後、町講所と云へり、又郭

内に講堂を立て、百石を附し、山崎闇齋をして講釋せしめ、國老始
 め、諸士をして講習せしむ、其傍に宏大なる孔廟を造營し、聖像を
 安置す、之を講所と名く、後代に至り、盛大なる學校、日新館の創立
 ありしも、實に公の遺業に基因せり、如默は、姓服部、肥前の人にて、
 臨濟宗の僧なるが、万治年間、若松に來り、無爲庵と號し、多年稽古
 堂の教師となり、後祿を賜ふ、其詩歌、共に見るべきもの少からず、
 一爲稽古小堂主、屈指今年二十周、白雪成堆、明鏡裏春風不到、老
 人頭

七、士風

公、從來大に流行せし、賭博、無盡、富籤等に士卒の加入するを嚴禁
 して、其風儀を正し、財を輕んじ、義を尊ばしむ、殊に施政者の清廉
 を磨き、潔白の行を守らしめ、請謁苞苴等を嚴禁せり、又獅子舞、万
 歳、俳優、藝妓等の如き、卑猥の營業を以て、他國に至るを禁じたる
 は、彼等が風俗を壞り、遂に漂遊落魄して、會津の體面を汚さん

を恐れてなり、又曾て、家老北原采女光次が、江戸に至りしとき、正之
 公に見て曰く、藩中一同へ、儉勤の徳を守るべきことを達せしが、
 猶窮困のものへは、衣服、飲食等、一層注意して、僉品を撰むべきこ
 とを諭せり、と公曰く、節儉は固より可なり、と雖も、財産を積ま
 がため、常に貪欲、卑劣、以て蓄財にのみ、心を傾け、將士に恥つべき
 行爲ありては、藩中の體面に關し、他の輕侮をうけ、遂には士風傾
 き、武力衰ふるものなれば、其節儉の度を考へ、吝嗇、卑劣の行に、陷
 らざると肝要なり、と、

八、愛民

正之公、在城のとき、封内の人民にして、官衙の壓制を受くる者は、
 忌憚なく申出つべきことを達せしめ、其歎願哀訴の理由、躬ら糾問
 して、理非分明ならしむ、民之を以て悦服せざるなし、

九、公平

町奉行、郡奉行は、各其支配内の訴訟を、裁斷せし、と雖も、諸士と庶
 民との他の支配内に跨る如きは、別に公事奉行なるものをかき

智一〇、機

圖一一、要

て公事訴訟の裁斷を專任せり而して細大どなく其判決の書類は江戸に送らしめ自ら其適否を査究し其猶疑ふべきものあるときは必ず再審を命じぬ

明曆の大火に江戸淺草の米庫へ延焼せしを以て有司大に驚愕し市内の消火夫を催促して其火を鎮せしめんと欲すれども當時火線各區に漫延し消火夫四方の鎮火に忙はしくして米藏を顧みるの暇なし正之公之を聞き曰く之を消火夫に命ずるは策の得たるものにあらず今人民此大火に居所を失ひ路頭に彷徨し饑餓に迫る故に何人を問はず食物を得んと欲するものは此火を防ぎ藏米を持ち出さば其米を給與すべしと達したらんには防火救民二つながら行ふを得べしと有司大に之を賛し遂に其全焼を免かれ人民亦其救米により生を保ちたりと云ふ
又此大火の後正之公嗣子長門守正頼君卒せしを以て内藤出雲

實一二、賊

守大將軍の命を受けて來り弔ひ執政亦訪ひ來りしかば公曰く大火のため上下恟々實に大事の時なり我等一子を喪ひたりと雖も天命なれば只管悲歎に沈み籠居なすへき時にあらず忌服を免せられなば速に出仕執務すべしと其國家を念ふ實に感ずるに堪へたり
又此火城中の各庫へ延焼し天下の名器歴代の重寶多く焼失したりければ此事世の知る所とならんには徳川の威望に關せん故に秘密になし置くべしと執政等の議なりしが正之公之を肯んせずして曰く近代曾て聞かざる大火災なるに姦賊の蜂起もなく亂民の苦情もなく天下安泰なるは國家の幸福之に過ぐるものなからん器財等の如きは如何なる珍寶なりとも惜しむに足らず又之あるを以て人に誇り之れなきを以て自ら悔るの要あらんやと寶庫の焼失を以て少しも念頭に懸けざるが如し之

れ。公。が。大。火。の。善。後。策。は。實。に。人。民。を。塗。炭。よ。り。救。ふ。の。急。な。る。を。以。て。な。り。

一三、信

嘗て幕府より松平の姓及ひ葵の紋下賜の命あり、公曰く、幼少より保科の養子となり、今に於て家名を改め、家紋を變ずるは不義なり、且家臣等は、信州より従ふもの多くして、皆質朴のものなれば、若し家名等を改むれば、自ら君臣の間、踈となりて、奥羽鎮撫の大任、空しきに至らんも、圖られずと固辭す、

一四、公

正之公、兼て榊原忠次と不和なりしが、井伊直孝卒して、其後任欠けたれば、誰か可なるやと慕命ありけるとき、忠次こそ、其人なりとて、推薦せり、榊原後に、之を聞き、深く其交誼を感じ、子孫に傳へたりと云ふ、

一五、武

公亦武備を怠らず、弓銃砲の達人を、新に召抱へ、兵器の改良に熱心し、武器庫を増設し、火藥藏を建つ、又將士には、軍馬を養はせて、

馬扶持として、石高を加増し、而して常に節儉を行ひ、武具馬具等、分限相應に所持するを諭達し、且武器の職人に祿を與へて、優待せり、又會津大塚山を本陣として、河沼郡八田野原に於て、軍陣攻伐の演習屢なり、其他、軍令條規數十箇條を施行し、或は改正せると多し、泰平の世に於て、武備を忘れざると知るべし、

一六、遠

寛文の末、仙臺に於て、原田甲斐、伊達安藝等の軋轢あると聞き、密かに家臣を遣はし、其地理、國勢、軍備等、詳かに探偵せしむ、これ豈奥羽の鎮撫を以て、自ら任せしものにあらざれば、爲すべきものならんや、

一七、修

公、幼少より、讀書を好み、初め僧澤庵、並に愚道等に、禪理を尋ね、後朱子學を好み、其他、和漢の經史、軍書、雜書に至るまで、意を注ぎて、閱覽し、治亂の機、興亡の跡等を講究せり、晝夜を限らず、閑暇のときは、他の遊技を事とせず、近習のものに、聖賢の書を讀ましめて、

一八、世益

詳論するを樂とせり、其平素講學の相手として侍せるは、山崎闇齋は勿論、木下順庵、林道春等の名儒あり、萬治年間政府に江戸用水の論起りしとき、一は人民飲用のためのみならず、防火のため要用なりと云ひ、一は戦亂のとき、毒を流して、百万の人民を騷擾せしめ、以て徳川氏を謀らんとするものなきにあらざるべしと云ひ、其設計を躊躇せしを、正之公曰く、戦亂を恐れ、一の凶徒を恐れて、府下百万の民の便益をなさざるは、政治家の良策にあらず、而して其戦亂を未發に防ぎ、凶徒を取締るは、亦政治家の職分なりと、遂に玉川の水をひき、十餘里の水道を開設し、永く府内の便利となれり、又此水利によりて、江戸左右の曠野に新田を開き、四十餘村をなせり、

一九、家政

一日、正之公、詩經葛覃の篇の講釋を聞き曰く、奥向にて裁縫をなし、が、近時傳母侍女等、之を賤業視して、遂に廢したり、然れども、

二〇、精勤

男子は弓矢、女子は裁縫、共に幼年より弄ぶは、自然の性に出づ、之を以て、后妃の貴き身にて、女工の事は、射ら勤め、少しも驕奢の心なかりき、今葛覃の詩にて、文王の后妃の其德行あるを悟り、余が奥向常に教訓の及はざるを耻づと、

二一、相賢

公、亦公私共に、勉強にして、規律正しく、平生卯の刻午前六時より起床、亥の刻午後十時就寢し、晩年に至る迄、決して替ることなかりき、

二二、田中正玄

公は固、小身より俄に大祿となりしを以て、新に人才を撰び、採用せるもの多し、今村傳十郎、盛勝、沼澤出雲、神保隱岐、三宅孫兵衛、原田伊豫、種次、安達兵左衛門、堀半左衛門等、皆新任せらる、其舊臣中にも、怠弱のものは免じ、有爲のものは累進す、殊に田中三郎兵衛正玄、友松勘十郎氏興は、擢て、家老となし、大に寵遇せり、抑正玄は高遠のときより仕へ、其主の滞府中は、會津に留守し、代つて政務を掌り、忠勤人に勝れ、一番依頼せり、正玄嘗て人に語つて曰く、

予學淺く、聖賢の道に暗きも、己れのなす事に於て、君の爲か、人の爲か、又己れの爲めにするかと、我身を顧み、正君、撫子、恤民の三事を、老臣の心得として、何事も取扱ひしが、大過なきが如し、と正之公、正立を賞して曰く、四十六年間、忠實に事へ、一事も私意を挟み、いとなし、と、正之公に先つて、寛文十二年、死去す、公深く之を悼惜して曰く、正立の死は實に國民の不幸なり、と、酒井雅樂頭亦之を聞きて、悼惜し、天下陪臣の中にて、政務に熟練せるもの、田中の如きもの、未だ曾て見ざる所なり、然れども、肥後守の眼力之を擧げ用ふるなくんば、田中も志を伸べ難かるべし、と言へりと云ふ、正立を猪苗代磐椅社の南に神葬せり、生前は温恭の君子の稱あり、然れども、流石、威嚴ある友松氏興も、正立を兄と尊び、畏服せりと云ふ、曾て氏興、藩相の列に入りしとき、披露として、正立の宅に行きしに、以來、奉職の要は、何と心得らるゝやと、正立に問はれ、氏興

は、賞罰の二つにあるべしと答ふ、田中頭を振り、蓋し失慮なるべし、更に深思せられよと云ひたり、氏興未だ血氣の壯夫なれば、之を聞き、不平に堪へず、言葉をも返さず、歸宅せしが、深思熟考、始めて田中の意は、豫め胸中に賞罰の二つを蓄へて、下を處するは、不可なり、罰は不得已時にあらざれば、施すべからずとの事なるべしと悟れりと云ふ、奉行菅勝兵衛直忠は、元加藤家の士にて、正立とは心易く、常に往來し、交情甚た厚し、一日役所にて、兩人公事上、殊の外議論に及びければ、傍人思ふには、兩人の間此後、必ず不和なるべしと、然るに正立歸宅し、今日は未だ菅氏見え、速に招き來るべしと、使を遣り、是迄の如く、談笑し、親交更に替るとなかりしと、正之公の仁政は、實に正立の補翼の力多しと云ふ、

又氏興は、初め佐藤勘十郎利盛と云へり、土州の人なり、曾祖忠右衛門、祖盛保、父氏盛、豊臣氏に仕ふ、氏興、年甫て十三、京師に於て、正

二三、友松氏興

之公に近侍す、後山崎闇齋に學び、當世才學俊秀、且方正潔白にして、威嚴あり、土佐の老臣野中良繼と並び稱せられたる賢臣なり、遂に家老に登用され、諸士人民畏憚せざるなし、若し其君公に過失あれば、單刀直入、苦諫するを以て、正之公も之を憚かりしと雖とも、流石、當世の賢君明主なれば、常に嘉納せり、故に殉死の禁止等、治績の擧りしは、多く之が爲めなり、當時勘十郎の名を呼ぶときは、啼子も聲を止めたりと云ひ傳ふ、嘗て稻葉美濃守曰く、友松は口強きものにて、肥後守ならでは、誰か手にも御し難き駿足なりと、然れども、温恭なる正之には、服従せり、延寶三年、職を辭し、正之公に後るゝこと、十五年、貞享四年二月、六十六歳にして死去し、小田山に神葬す、嗣なくして家絶えぬ、

第四章 歷代

第二代 正經公

正經公の幼時

正經公の叙任

正經公の逝去
正經公の性行

正之公の四男にして、母は藤木氏、正保三年十二月廿七日、江戸芝邸に生る、幼名大之助と稱し、萬治元年九月晦、始て大將軍家綱公に謁す、二年十二月廿七日、從四位下侍從に叙任す、廿八日、筑前守を兼ね、加賀中納言、前田利常の女、僊溪院を娶る、寛文九年四月廿七日、封を嗣ぎ、天和元年二月、疾を以て致仕を乞ひ、弟正容を以て嗣となす、其年十月三日、江戸箕田邸に逝去す、年三十六、會津院内山に佛葬す、鳳翔院と謚す、公人となり、直諫寡默、華靡を好まず、性恬淡、潔白、勢利を望まず、而して正之公の遺訓を守り、武備を弛めず、文事を勵まし、士を愛し、民を憐み、大に政務に勤む、然れども、幼より多病、遂に封を擧げて、弟に附し、退隱して、素行軒致休と號し、左右僅かに數人をして、用を便せしむるのみ、其脱灑の風采、亦觀

容貞公の
入京

容貞公の
逝去

容貞公の
性行

容頌公の
幼時

容頌公の
叙任

文五年十二月十六日、左近衛少將に任ず、寛保元年十月、公台命を以て、京師に使し、劍、馬、蠟燭を獻ず、次で龍顔を拜し、天盃盛饌を賜はり、又御劍歌卷を賜ふ、寛延三年九月廿七日、病を以て江戸の邸に逝去す、年三十二、將軍阿部正因を遣はして、之を吊す、十月、會津院内山に神葬し、土常靈神と謚す、公讚岐高松城主、松平頼豐の女を娶りしが、子なくして先に卒す、侍妾二男二女を生む、長容頌公嗣ぎ、次貞歴天す、一女は稻葉正弘に嫁し、一女天す、公性忠實、寡黙、神を敬し、儒を好み、文教を隆にし、武藝を勵ます、而して身躬ら、其奧秘を窮めざる、となかりき、

第五代 容頌公

容貞公の一男にして、母は館氏、延亨元年正月九日生る、幼名を龜五郎と稱し、寛延三年十一月十二日、封を嗣ぎ、寶曆六年十二月十一日、從四位下侍從、兼肥後守に叙任す、同十年三月、公台命を受け

容頌公の
入京

容頌公の
逝去

容頌公の
性行

田中玄宰

實業獎勵

て上京、天顔を拜し、御賜あり、次で四月廿六日、左近衛少將に任ぜらる、明和二年十月十五日、左中將に任ず、文化二年七月廿九日、逝去、年六十二、院内山に神葬し、恭定靈神と謚す、公阿部豊後守元允が女を娶り、後松平式部大輔重就が女を娶り、子なし、依て、正容公の玄孫、容住を養嗣となす、
公博識聰明、能く父祖の遺志を繼ぎ、政治に勵精すると、數十年、其間老臣田中玄宰田中正が建議を容れ、新制を劃策し、舊政を改革する所甚た多く、殊に殖産に意を留め、漆器、陶器の業を獎勵し、人參、菜種の培養に力を盡さしめ、煙管、木綿、麻絹の製造を隆んならしむる等、國の實力を養へり、後世此地方が民業繁盛、人民豊富なるは、皆其教化に因れるなり、初め玄宰藩政を改革せんと欲するや、職を辭し、退隱を乞ひ、蟄居すること三星霜、其間書籍を友とし、思考を凝らして計畫し、案成り、考熟するに及び、亦出て、之を斷

教育普及

行せりと云ふ

公又講所の學政を改め校則を正し師員を増し書數禮式の射御刀槍の武技を加ふこれ時に天明八年なり然れども從來の校舎狹小にして教授の不便なるを以て寛政十一年老臣玄宰等に命じ地を城西西追手前米代二の丁にトし東を大町通り西は桂林寺町通り北は米代一の丁なり周圍六町餘中に宏大壯嚴なる孔聖顔子の殿堂文武の學寮塾舎馬術塲砲術弓術の教塲天文臺文武師範の居宅等を建築し之を日新館と稱し以て藩士の教育を司らしむ其各課の教師數十人生徒の總數千有餘人以上歳あり別に郭外に町學校二ヶ所を設けて庶民を教育し一を青藍舎と稱し城北甲賀町口にあり故に亦北學館とも云ふ是れ固の町講所なり一を友善舎と稱し城南花畑にあり故に亦南學館とも云ふ共に日新館の附屬となす初め講所の學料百石町講所の學料五十石なりしが漸々追加して當

日新館

青藍舎

友善舎

時三校の學料年々三千餘石を賜ふに至れり享保三年公朱文公の小學に倣ひ日新館童子訓を自著し之を子弟に頒ち孝悌忠信の道を普及せしむ嗚呼上には賢明なる此英主あり下には經濟の才に富みたる賢相玄宰ありて乃文乃武共に國家の治を謀れるは實に中興の業なりと云ふべし他日會津が京師に威力を震ひ遂に天下の精兵に抗し以て其驍勇を全國に轟かせし所以のものに實に此に胚胎せりと云ふ

第六代 容住公

容住公の幼時

公は從四位下侍從駿河守容詮公の子にして容詮公は從五位下靱負佐容章公の子なり而して容章公は即ち三代正容正公の子なり母は鈴木氏にして安永七年十一月廿日生る幼名金之助と稱し天明六年四月容頌公の養子となり寛政元年十二月十六日從四位下侍從兼若狹守に叙任し文化二年閏八月十九日封を襲

容住公の叙任

容住公の
逝去

ぎ、肥後守に轉す、同十二月廿日、逝去、年二十八、會津院内山に神葬し、貞昭靈神と謚す、公井伊掃部頭直幸の女、壽鳳院を娶り、子なし、侍妾三男を産む、長男早世、二男封を嗣ぐ、

第七代 容衆公

容衆公の
幼時

容住公の二男にして、母は石川氏、享和三年九月十五日生る、幼名を金之助と稱し、文化三年二月十四日封を嗣ぐ、當時露國の船艦屢々北境蝦夷地方を窺ふ、四年十一月、幕府會津をして、其地を警備せしむ、同十年十二月十六日、從四位下侍從、兼肥後守に叙任、同十三年六月十三日、左近衛少將に任ず、文政二年、幕命を以て兵を遣はし、相州の海岸を守備す、當時外船出沒せるを以てなり、文政五年二月二十九日、逝去、年二十、院内山に神葬す、欽文靈神と謚す、公大將軍家齊公の女を娶る、子なし、弟容敬を嗣となす、是より先き、享和三年、幕府命して國字を以て封内、風土記を編進せしむ、公

蝦夷地を
警備す
容衆公の
叙任

相州海岸
を守備す
容衆公の
逝去

新編會津
風土記を
撰む

の時に至て成り、之を上る、其卷たる、一百二十卷、幕府公及其事に與かれる者を賞す、

第八代 容敬公

容敬公の
幼時

容住公の三男にして、母は白岩氏、文化三年四月廿八日生る、幼名を慶三郎と稱し、文政五年四月廿一日、亡兄の嗣となりて、封を嗣ぎ、同年十二月十六日、從四位下侍從、兼肥後守に叙任し、同八年九月、台命を奉して京師に朝し、天顏を拜し、天盃を賜ふ、十二月二十二日、左近衛少將に任ず、同十一年十月二十日、正四位下左中將に叙任し、嘉永五年二月十日、逝去す、年五十、會津院内山に神葬し、忠恭靈神と謚す、公佐竹右京大夫義和の女を娶り、後前田加賀守齊廣の女を娶る、二女あり、松平中務大輔義建の第六子、容保公を養ひ、嗣となす、公儉勤上に忠に下を恤み、常に武備を張り、士風を正し、を以て民其德を慕ひ、士其威に服せり、幕府亦物を賜ふて之

容敬公の
逝去

容敬公の
性行

賞文

會津史 卷四終

明治二十九年六月一日印刷
明治二十九年六月四日發行

正價金參拾五錢

著者

佐藤儀八

福島縣若松町大字馬場上五ノ町
十六番地

發行者

池内清治郎

福島縣若松町大字馬場上五ノ町
廿二番地

發行者

並木鏡太郎

東京市京橋區築地二丁目
廿五番地

印刷者

島保藏

東京市牛込區市谷加賀町一丁目
十六番地

印刷所

株式會社 秀英舍第一工場

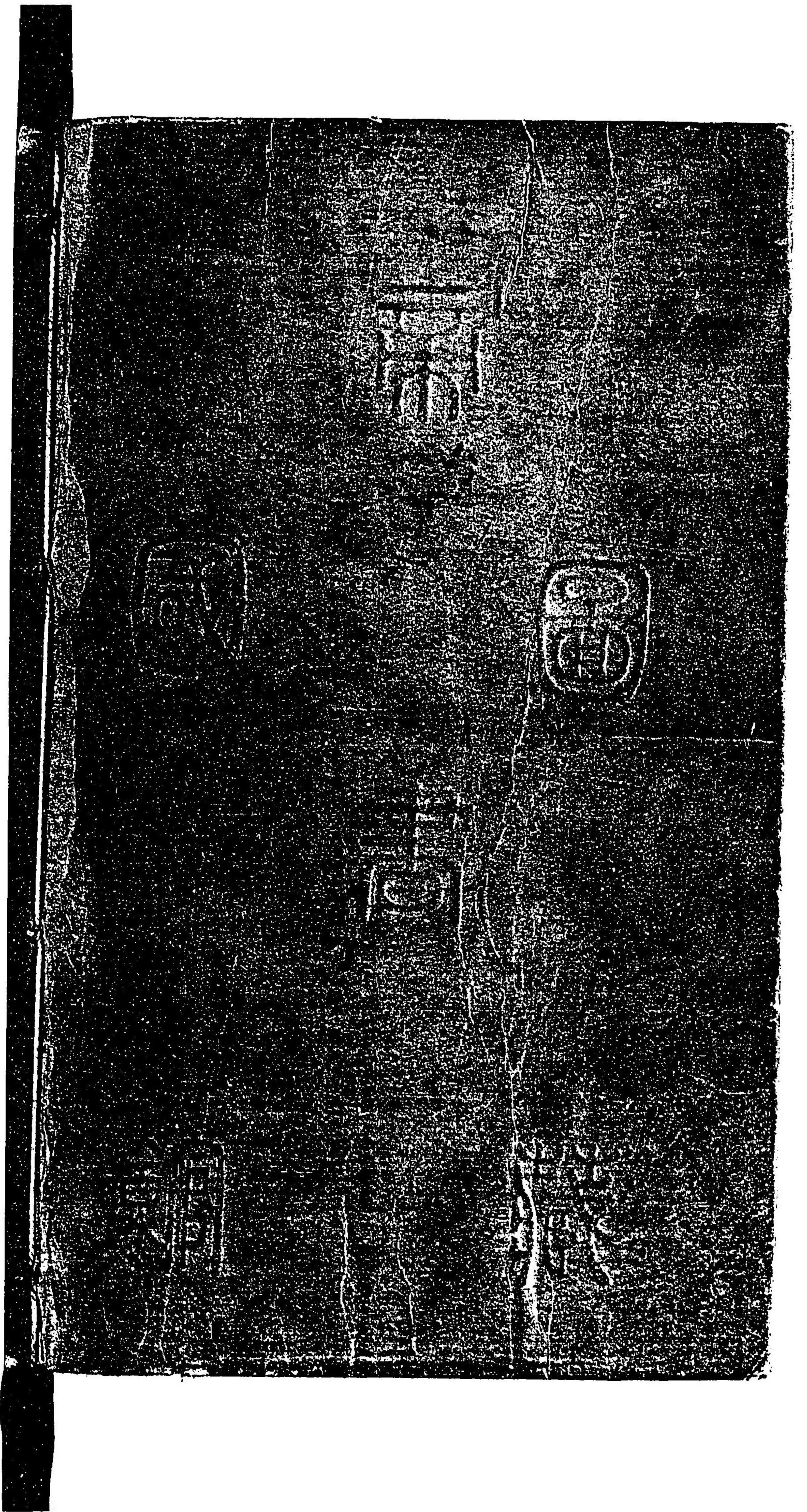
東京市牛込區市谷加賀町一丁目
十二番地

特約大賣所

東京神田區表神保町	東京	岩代喜多方町	瀨野屋作左衛門
全	八尾新助	全坂下町	浪花屋書店
東京日本橋區通、壹丁目	大倉孫兵衛	全高田町	二木屋書店
東京京橋區元數寄屋町三丁目	信文堂本店	全福島町	博向堂
全 淺草區茅町二丁目	松成堂	全	齋藤彦太郎
全 京橋區南紺屋町	小川寅松	全二本松町	澤田書店
岩代若松一ノ町	信文堂	全本宮	深井書店
全	森万作	全須賀川町	橋本書店
全	齋藤八四郎	全白川町	奧村市右衛門
全	荒井書店	全三春町	博成館
全 若松甲賀町	伊藤文華堂	全平町	清水書店
全 若松大町	田中善平	陸前仙臺	高藤書店
全 若松七日町	博盛館	羽前米澤	須佐權平
		越後長岡	目黒十郎

賣捌店 奧羽其他各縣各地ノ書肆

110
5
29



110
A5
29

津史

津

史

津

史

津